



令和3年 第7回定例会

会 議 録

(令和3年11月26日～12月10日)

枕 崎 市 議 会

令和 3 年

枕崎市議会第 7 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（11 月 26 日～12 月 10 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
11 月 26 日 (金)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程 (日程第 5 号) 8 提案理由の説明 9 質疑、討論、表決 10 議案上程 (日程第 6 号～第 15 号) 11 提案理由の説明、質疑 12 予算特別委員会の設置及び委員の選任 13 議案委員会付託 14 議案上程 (日程第 16 号) 15 提案理由の説明 16 質疑、討論、表決 17 散 会
11 月 27 日 (土)	休 会		
11 月 28 日 (日)	休 会		
11 月 29 日 (月)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問 (5 名) 3 散 会
	委員会	後 3:16	1 議会運営委員会
11 月 30 日 (火)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問 (4 名) 3 議案上程 (日程第 2 号) 4 提案理由の説明、質疑 5 議案委員会付託 6 散 会
12 月 1 日 (水)	休 会	委員会	前 9:30
			1 総務文教委員会

12月 2日 (木)	休 会	委員会	前 9:30	1 産業厚生委員会
12月 3日 (金)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会
12月 4日 (土)	休 会			
12月 5日 (日)	休 会			
12月 6日 (月)	休 会			
12月 7日 (火)	休 会			
12月 8日 (水)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
12月 9日 (木)	休 会			
12月10日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程 (日程第1号-第4号) 3 委員長報告 (総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程 (日程第5号-第7号) 6 委員長報告 (産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程 (日程第8号-12号) 9 委員長報告 (予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 議員派遣について 12 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和3年11月26日)

令和3年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第1号）

令和3年11月26日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	54	令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	
6	55	令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予 特
7	56	令和3年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
8	57	令和3年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
9	58	令和3年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
10	60	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
11	59	枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
12	61	枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	62	枕崎市運動場条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
14	63	枕崎市過疎地域持続的発展計画の策定について	総 文
15	陳5	分煙環境整備に関する陳情	〃
16	64	教育委員会委員の任命について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 永野慶一郎 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 豊留榮子 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 中原重信 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 吉嶺周作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖園信也 事務局長	鷲山美津代 書記
大江武史 書記	溝口達也 書記
山口美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	堂原耕一 企画調整課長
鮫島寿文 水産商工課長	日渡輝明 市民生活課長
佐藤祐司 財政課長	山口英雄 福祉課長
中嶋章浩 スポーツ・文化振興課長	松田誠 建設課長
原田博明 農政課長	西村祐一 健康課長
神園信二 税務課長	天達純子 地域包括ケア推進課主幹兼地域包括支援センター係長
永江隆 水道課長	上園秀人 水道課参事
高山京彦 市立病院事務長	橋口和洋 監査委員事務局長
水流敏幸 監査委員	小湊哲郎 農政課参事
新屋敷増 水産商工課参事	松田勇一 市民生活課参事
駒水孝広 農委事務局長兼農業振興係長	平塚孝三 選管事務局長
松田章子 会計管理者兼会計課長	田代勝義 企画調整課参事
平田寿一 総務課参事	丸山屋敏 教育長
宮原司 教育総務課長兼給食センター所長	中村克己 学校教育課長
豊留信一 生涯学習課長	田中幸喜 消防長
中原広次 消防総務課長兼消防団係長	俵積田一豊 警防課長兼消防署長
迫田裕美 健康課主幹兼健康促進係技師長	石場竜一 健康課健康促進係長
森智賀 健康課健康促進係技師長	永江智香子 地域包括ケア推進課調整推進係長
山口太 総務課主幹兼行政係長	中山俊吾 総務課行政係主任
水谷彰吾 総務課行政係主事補	

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和3年第7回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、7番吉松幸夫議員、8番豊留榮子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、9月及び10月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに10月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

次に、令和3年第6回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和3年12月定例会の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

まず初めに、11月23日に明治神宮で開催された令和3年度第60回農林水産祭の水産部門において枕崎市漁業協同組合が天皇杯を受賞され、代表して市田組合長が天皇杯を授与されました。この受賞は、鹿児島水産高校が製造から商品化までプロデュースしたかつおポニーチップスの商品開発に当たり、枕崎市漁協が地域の取りまとめ役として、鹿児島水産高校の開発支援や水産サプライチェーン関係者との連携を主導し、地域一丸となって画期的な商品が出来上がったことが評価されたものです。今回の取組は、水産業を通じた地域振興から水産高校の入学希望者増加などに寄与するモデルケースとして、他地域にも多くの示唆を与えるものになり得ると、審査員からの高い評価をいただきました。枕崎市漁業協同組合、鹿児島水産高校の皆様に衷心よりお祝い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、本県に出されていたまん延防止等重点措置が解除された9月30日以降感染者は減り続けており、11月23日までの1週間の感染確認は全国で1日平均130人、県内においても11月の感染確認は2人となっております。

県は、昨日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、国が基本的対処方針を改定し

て感染拡大の警戒基準をこれまでの新規感染者数と医療逼迫との関係を基に設定したステージ判断基準から医療逼迫の状況により重点を置いたレベル判断に変更したことを踏まえ、感染拡大の警戒基準を従来の4段階で区分するステージを見直し、医療の逼迫状況を重視する0～4の5つのレベルで判断することとしました。

なお、県内における直近の新規感染者数がおおむねゼロの状態にあると判断できるとして、昨日、11月25日から警戒基準をレベル0（ゼロ）とするとともに、これまでの感染拡大警戒期間についても感染防止対策徹底期間に変更されました。また、飲食、イベント、人の移動に関する県の方針についても示されましたが、この県の感染拡大の警戒基準の見直し等につきましては本市ホームページにおいても掲載し、市民に周知を図ってまいります。

また、本市のワクチン接種の状況については、11月23日現在、12才以上の対象者の84.7%、人口の78.8%が2回目の接種を終えており、現在3回目の接種に向けた準備を医師会の御協力をいただきながら進めています。

感染が落ち着き、人々の行動も徐々に日常を取り戻しつつありますが、経済状況はまだ完全に戻ってはいません。国内経済に目を向けますと、産油国の減産による原油高の影響や海外の生産拠点のコロナ感染拡大による半導体不足などに伴う原材料等の値上がりが見られ、物価上昇リスクが顕在化しつつあります。特に原油高の影響は、漁船の燃料費高騰、施設型農業等への影響、輸送コストへの影響など本市経済にとっても深刻な状況を及ぼすことが懸念されます。コロナによる経済への影響に加えて、これらの不確実な経済リスクに関してもしっかりと状況把握を続けて、適切な対応を図っていく必要があります。

10月31日は、衆議院議員総選挙の投開票が行われました。自民公明の与党が絶対安定多数の議席を獲得し、自民党の岸田総裁が第101代内閣総理大臣に指名され新内閣が発足し、早速地方へのコロナ経済対策のための臨時交付金6.8兆円を含む60兆円規模の経済対策が示されています。本市の選挙区である鹿児島2区では、前鹿児島県知事が現職の自民党候補を破り初当選されました。新政権発足後の11月18日に私は、南九州市の塗木市長と永田町の議員会館に地元選出国會議員を訪問し、サツマイモ基腐病に対する支援についての要望活動を行ったところです。今後も、地元選出の国會議員を通じた国への要望活動を積極的に進めていきます。

11月10日に東京で開催された全国漁港漁場協会主催の新長期計画策定に向けた全国集会に参加して、枕崎漁港における高度衛生管理化と漁船大型化への対応についての事例発表の機会をいただきました。この大会では水産庁から、本年度で終了する全国漁港漁場整備長期計画に続く新しい長期計画の概要が発表され、新年度以降の漁港漁場整備計画の概要が示されました。

このように、今年度末から新年度にかけての動きが活発化してきております。本市も現在、新年度予算の策定に入っていますが、現状、そして新年度の動きをしっかりと見据えて、市政運営を進めていく所存です。

以上で、行政報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おきます。

次に、日程第5号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算5件、条例4件、枕崎市過疎地域持続的発展計画の策定について1件、人事案件1件の計11件であります。

このうち、ただいま上程されました議案第54号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ679万3,000円を追加し、予算総額を161億5,007万3,000円

にしようとするものです。

補正予算の内容は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業であります。

これは、令和4年1月から、新型コロナウイルスワクチンの2回目の接種後原則8か月を経過した方々への3回目の接種を開始する予定であることから、その準備経費をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○10番下竹芳郎議員 ワクチン接種のパーセントは先ほど市長の行政報告で聞いたんですが、
これ人数に直すと何人になるんですか。

それと、重い副反応の報告とかは聞いていないでしょうか。

○西村祐一健康課長 ただいま質疑のありましたワクチン接種の人数ということなんですが、
11月22日現在で1万6,007人の方が2回目の接種を終えられております。

それともう一つ、重い副反応の報告ということなんですが、重篤な副反応につきましては現在の
のところ報告は何ってありません。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○13番清水和弘議員 12歳から20歳ぐらいまでの若い人のワクチンの接種状況、これはどうな
っとるんでしょうか。

○西村祐一健康課長 ただいま質疑のありました12歳から20歳までということなんですが、こ
ちらで把握しております11歳から19歳につきましては、1回目の接種を終えられた方が944人、
対象者に対しましては65.8%、2回目の接種を終えられた方につきましては901人、対象者に対
する割合につきましては62.8%となっております。

こちらにつきましても、11月22日現在の数値となっております。

○13番清水和弘議員 この若い人たちに対するその呼びかけというのは、どのような状況で
やったんでしょうか。

○西村祐一健康課長 ただいま御質疑のありました呼びかけということなんですが、個別に通知
を行ったりですね、小学校、中学校を通じまして、匿名で接種希望がある方については御連絡く
ださいというふうをお願いしてあります。

それから、12歳の方につきましては今後、また誕生日が来られた時点で月末にまとめて個別
に通知をしていきたいと考えております。

○9番立石幸徳議員 まず、一般会計補正予算（第6号）ということで679万3,000円ですね。
まだ、後もって上程される予定の7号補正でも、新型コロナウイルスワクチン関係がおおよそ1,400
万、予算書自体は頂いていますのでね。

なぜ、まずこの6号と7号とですね、分けて、こうして上程されるのか、その理由をまず、ち
ゃんと説明をいただきたいと思えます。

○西村祐一健康課長 ただいま、なぜ6号と7号に分けて上程しているのかという御質疑ですが、
こちらにつきましては、まずワクチンの接種券の送付を12月中旬には行いたいということで、
そのワクチンの接種券を送付できる体制を整えるために、6号につきましては先に上程している

ということであります。

○9番立石幸徳議員 本日、6号を議決してもう早速印刷等の執行をしたいということだと思うんですけども、そこで6号の金額679万3,000円、この明細をおおよそでいいです、細かい金額は結構ですけど、どういったものが含まれているのか、説明をいただきたいと思います。

○西村祐一健康課長 今回の6号補正につきましては、3回目の接種券作成、封筒の印刷及び封入・封緘作業に要する経費が含まれております。こちらにつきましては1万8,000人分を予定しております。こちらのほうが627万円というふうになっております。

それと、3回目の接種に対応したシステム改修費用、こちらのほうに52万3,000円が含まれております。

○9番立石幸徳議員 若干意見も含まれるかと思うんですけども、私はこれまでの2年間のコロナ対策、日本のですね、見て非常に無駄遣いが多いんじゃないかとそういう気を持つわけです。

例えば、先般報道されました最初、マスクをアベノマスクということで日本国民全体に1人2枚ぐらいですか、送った。これがなんと今現在8,300万枚残っていると。金額にして115億円。それから、そのマスクの保管代が6億円ですか。

そして、市長の行政報告にもありました。今度また補正の中で、多額のその地方創生絡みの交付金が出ますけど、この不用額というものも相当な金額。そこでですね、この3回目接種券も海外では、もう最初から3回目もやりますということで1回目、2回目、3回目ということで送付されているという私はそういうことを記事で見ましたよ。

改めてですね、何でこの過去2回の接種と一緒にこの3回目が出されなかったか。結果論から言うんじゃないんですよね。

そういうことで申し上げたいのは、この国県等に対して、もうちょっとしっかりしたコロナ対策、片方ではですよ、本当に困っている人の相談窓口、社会福祉協議会がもう業務量が3倍以上に増えて、日本全国の15%の社協の職員が残念ながら辞めている。

本当に困っている部分、困っている人にちゃんと政治の光が当たっているのか、そういうことをですね、国県に市のほうから申し上げていただきたいと思うんですが、そういう動きっていいのはないんですかね、最後に聞いておきます。

○西村祐一健康課長 最初に、新型コロナワクチン接種に関して接種券の送付を3回目まで含めてという立石議員からの御意見なんですが、こちらにつきましては、当初、国からワクチンの製造販売承認を特例で受けておりますが、承認事項について接種回数につきましては2回となっていたことから、国のほうから示された接種券の様式も2回接種までとなっております。このようなことから、当初から3回目への接種を想定した接種券の送付は行っておりません。

また、国のほうにそういったもうちょっと光を当てるべき部署に光を当てるような御意見をということなんですが、そういった動きは私のほうではちょっと伺っておりません。

○9番立石幸徳議員 これ要望もちょっと含まれますけど、そういう声を上げていただきたいと思うんですよ。

3回目もね、私議会でも発言したと思うんですが、海外特にアメリカでは最初から3回目の予定を組んだ接種券を出しているんですよ。そういうこともありますのでね、これ以上、今日本の財政がどうなっているんだち、喧々諤々ですよ。財務省の次官が月刊紙に発表したところ、物すごい論争になっている。

そういうことですから、ぜひ、現場の末端の市町村ですけども、県国にしっかりしたコロナ対策をやっていただきたいと、声を上げていただきたい。これをお尋ねしているわけです。

○西村祐一健康課長 ただいま立石議員のほうからありましたことにつきましては、機会を捉えましてですね、市としての要望として伝えていきたいと考えております。

○前田祝成市長 ただいま議員のほうからございました質疑に関しましてですけども、予算の

運用という部分についてはですね、当然、国、県それぞれ考え方があって運用されているというふうに思います。

その中で本市としても限られた予算の中で職員の状況把握といいますか、その辺を徹底してやった上で、最適な予算運用ということを中心に心がけてやっているところでございます。

国県に対してですね、いろいろ申し上げたいこともございますので、その辺りは市長会でありますとか、その辺りでしっかりと意見を申し述べたいと思います。

それと、今回のコロナ対策に関しましては、特に全国知事会が国とのかなりやり取りをされているという状況は、これまでにない回数での全国知事会の開催とかっていうのもございますので、その辺りも我々しっかりと見極めながら県に対してもやはり言うべきことは言うということをやりたいと思います。

予算運用だけではなくて、今回の場合で言いますとコロナの感染確認でありますとか、情報発信でありますとか、県からの情報提供でありますとか、その辺に関しましては細かく、県に対しても保健所なりに要望を伝えたりして、本市としての考え方もお伝えしているところでありますが、その全体的な予算運用ということに関しましてはですね、今議員からございましたように、我々もしっかりと観察してといいますか、国県のほうとも協議をしていけるような体制を今後取っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○5番禰占通男議員 ちょっと確認ですけど、ここに資料も2部出ているんですけど、今まで1回目と2回目っていう予約制、それで医療機関も自分で選べると。

今ここに資料もあるんだけど、それについて自分が医療機関を選ぶ予約の方法、これは今までとどう変わるんですか、今までと一緒ですかね。

○西村祐一健康課長 ただいまの質疑についてなんですが、3回目接種の予約方法につきましても、これまで同様、電話とウェブのほうで予約を受け付けることとしております。

○5番禰占通男議員 1回目と2回目、第1クール、第2クールちここには分けておりますけど、簡単に言えば、相当混乱を起こしているわけでしょう。今までと何かこう改善するとか、した点とか何かあるんですか。

○西村祐一健康課長 ただいま議員からありましたとおり第1クールの当初につきましても、なかなか予約が取れないということで混乱が生じてきておりました。

その対応といたしまして電話回線を増やしたり、その後の第2クール以降、65歳未満の方に対しての接種券の送付につきましても、分けて送付したり、また、医師会のほうに協力をお願いして第2クールの接種枠を増やしたりと改善を図っております。

それで第2クール以降はですね、苦情のほうもなくなりましたので、スムーズに接種につきましても進んだのではないかと考えております。

また、今回の3回目接種につきましても、2回目の接種が終わった方から順にですね、また回数を分けて送付をしていきたいと思っております。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○6番城森史明議員 この資料の中にですね、ワクチンはファイザーとモデルナが2種類あるんですが、この使い分けはどうなっているんですか。

○西村祐一健康課長 今回の3回目接種に当たりまして、国のほうから配分の通知がありました分につきましても、その資料に出ているとおりファイザーにつきましても5,850回分、モデルナにつきましても4,350回分というふうになっております。

使い分けにつきましても、当初はファイザーのほうで走っていけるのかなというふうには考えております。それで、ファイザーのほうで足らなくなった場合にはですね、モデルナの接種を医療機関ごと、もしくはこの週はモデルナのワクチンというふうな設定にしていかなざるを得ないの

かなと考えております。

○6番城森史明議員 今までの評価によると、モデルナは何らかの問題が、効果が悪いとか、そういうマスコミでの評価があったわけですよね。みんな1回目と2回目はファイザーだったと思うんですが、そういう意味ではモデルナっていうことが非常に、このモデルナっていうのは何か子供にはいいというようなのはありましたが、その辺の評価はどうなっているんですか。

○西村祐一健康課長 モデルナ社のワクチンにつきましては、ファイザー社のワクチンと同様メッセンジャーRNAワクチンということになっております。

特にモデルナ社のほうが効果が低いというふうなことはないとは思いますが、ただ聞いておりましたのが副反応がちょっと強く出るということを知っていました。その関係で、今回はモデルナ社のワクチンにつきましては、1回目、2回目接種では0.5ミリリットルの接種となっておりますが、これを半分の量の0.25ミリリットルの接種というふうになると聞いております。

○6番城森史明議員 1回目と2回目ですよ、副反応も全然報告がなかった、そういう例がなかったということではしているわけですから、その辺の実績を踏まえたらですね、ファイザーに絞るべきじゃないんですか。

私はどうもそのモデルナっていうのに対して、使うんだっただけですよ、その辺の科学的な根拠がしっかりしていないとですよ、これ見たらファイザーが足らんからモデルナも用意したっていうことじゃないんですか。その辺はちゃんとしっかりしているんですか。

○西村祐一健康課長 本市は1回目、2回目接種につきましてはファイザー社ということのみで接種をしていた関係でですね、要望につきましてはファイザー社について多く要望したんですが、最終的な配分で現在のような配分の状況となっております。

今のところ、まだモデルナ社のほうが特例承認を受けていない段階ですので、今年中には出るとは思いますが、当初はファイザーのほうの接種を中心に進めていきたいと考えております。

○6番城森史明議員 それは当然そうあるべきで、だってファイザー社の場合は本市においてですよ、確かな実績があるわけですから、当然そうすべきで、この中にモデルナが入っていること自体、私おかしいと思うんですよ。ですから、そのモデルナにするんだったら、その根拠をしっかりと確認してからですね、しないと、何らかの問題が起こったときに、また問題になると思うんですよ。

たしかモデルナは子供に対してよかったって、今はモデルナっていう何か私も不確かな記憶なんですけど、そういうのがあるんでですね、やはりその辺をちゃんとしっかり根拠として使い分けを要望します。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○12番東君子議員 学校現場ではですね、ワクチンを打った、打たない、打つ、これから3回目打たないとかそういうようなことで子供たち同士のトラブルとか、いじめとか、そういうことは今までありましたか。

○中村克己学校教育課長 この問題につきましては、夏休みの管理職研修会、それから生徒指導の会、それから養護部会を含めて一番懸念される問題でしたので、ワクチン接種が始まる前からそのような差別、人権を侵すような誹謗中傷ということについては指導しております。その中で、アンケート等も各学校を実施しておりますが、そのような訴えがあることはございません。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号から第15号までの10件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第55号から議案第63号までの9件について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第55号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,179万円を追加し、予算総額を162億1,186万3,000円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎地域持続的発展特別事業の追加と過疎対策事業ほか3事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、事業執行に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の減額と健康カルテ改修事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、降灰防止・降灰除去施設等整備事業、農林水産施設単独及び補助災害復旧費などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので省略させていただきます。

次に、議案第56号令和3年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、諸検査料収益の増に伴い医業収益を1,180万円、新型コロナウイルス関連補助金の増に伴い医業外収益を7,486万8,000円、それぞれ追加し、収益的支出において、消費税及び地方消費税の増に伴い、医業外費用を54万円追加しようとするものです。

次に、議案第57号令和3年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費の補正で、収益的支出において、営業費用を42万1,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、建設改良費を152万7,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する3億2,568万2,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第58号令和3年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費の補正で、収益的支出において、営業費用を175万3,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、建設改良費を1万7,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する2億5,530万4,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補填しようとするものです。

次に、議案第59号枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、健康保険法施行令の一部改正等に伴い、出産育児一時金の額及び加算額を改めようと

するものです。

次の議案第60号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正により、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の軽減措置が導入されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第61号枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、市税の課税免除に係る減収補てん制度について、対象事業の追加、対象となる設備投資の拡充、取得価額要件の緩和等がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第62号枕崎市運動場条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、運動場、総合体育館等及び海洋センターの管理を地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるため、所要の条文の整備をしようとするものです。

次の議案第63号枕崎市過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、同計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は議案第60号と第62号の2件について、この部分は産業厚生委員会のほうの委員会付託になるであろうと思いますので、まず、60号のほうのこの——ごめんなさい、議案59号でした。失礼しました。国民健康保険条例ですね、59号のほう、新旧対照表からいきますと、出産育児一時金を4,000円上げまして、その加算額のほうは今度は4,000円減額して、この加算額も支給される方は結局プラスマイナス一緒、現在と変わらないっちゃうことなんです、この加算額を減らすことの意味ですね、どういう意味でこの一時金のほうは4,000円上げて、加算額のほうは減らすのか、その点を教えていただきたいと思います。

それから、運動場、体育館、海洋センターのこの指定管理なんです、これは課等の設置に関するスポーツ・文化振興課という新しい課ができて、そのときにも少し申し上げましたけど、本市のこの行政改革の取組、行革委員会といいましょうか、そういうものでは従前から予定していたものがこういうふう指定管理っていうことでなってきたのかですね。

どうもこの提案が非常に議会サイドからいきますと、突然といいましょうか、そういう気がしてならないんですよ。

今までの指定管理の取組というのは、かなり従前からいろいろな検討がなされ、そういう行革等の取組に照らし合わせてやってきたと思うんですけど、今度のこの指定管理への取組の経過、どういう検討を踏まえて出されているのか、その点を説明いただきたいと思います。

○西村祐一健康課長 ただいま質疑のありました、出産育児一時金につきまして加算額を減らす意味ということなんです、この加算額というのがですね、産科医療補償制度というのがありまして、こちらの掛金になるんですが、その補償制度が見直されまして、その掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたということです。

ということで、こちらにつきましては医療機関を通じて掛金を掛けられると思うんですが、そのほかの出産育児一時金につきましては、現在の40万4,000円から40万8,000円、4,000円ですが増額ということになっております。

○堂原耕一企画調整課長 ただいまお尋ねの指定管理の件につきましてですが、こちらの件につきましては、行革の関係で申し上げますと、本市の行革に関する基本方針というものは、現在の行政改革推進計画に沿った考えで行われているわけですけど、その中でも民間委託等の推進ということで、その基本方針というところは示されているところでありまして、今回、議案として

上がっているケースにつきましては、今年から新たな部署としてスポーツ・文化振興課というのが設置されましたが、昨年その検討をずっと続けてきたわけですが、その検討の中におきましても、今回の体育施設等の指定管理についても併せて議論はなされていたところがございます。

それは目的と申しますか、新しい課というものの目的が、やはりスポーツ・文化の振興をさらに推進、スポーツと文化を手段として、その地域活性化を進めていくという目的がございますので、そちらの目的を推進していくに当たってマンパワーにも限りがございますので、事務を外部委託、民間の力を借りてするという側面プラスそちらの体育施設等の管理を、例えば民間の力を借りるのと併せて、民間側からもそういったスポーツ面での様々な振興策というものの提案も受けていけるのではないかというような側面も考え合わせた上で議論をしてきたところがございます。

今年度、事務調整会議、そして企画会議を通しまして、そういったところも議論を整理した上で、今回、議案として提出させていただいたという流れになっているところがございます。

○9番立石幸徳議員 出産育児のこの一時金についてはですね、付託委員会で議論も深まると思うんですね、その結果をまた私どもも参照させていただきますが。

この指定管理の件はですね、例えば、これまであった市立図書館とか、あるいは給食センター、あるいは妙見の里、こういった施設の指定管理については、従前からその議会にもですね、一応、指定管理をする予定になっていますというようなものがちゃんと示されて、議会に示されているということは、当然、検討をしている時間も相当時間検討されたということが分かるんですよ。

今度のこの3つの施設ですね、どの程度検討したのかちゅうのも委員会等でまた聞きますけどね。やはり、施政方針なり、あるいはその従前にそういった施設の指定管理は予定していますと、まだ決定する前からやっぱ検討の施設になっているというような予備の事前の説明、そういうものもあってしかるべきだと思うんですけどね。

でないと、議会サイドとすると、当然、執行部は検討を真剣にやりましたち言うかもしれませんが、突然と言っていいぐらい唐突に提案がなされると、その辺が心配ですよ。

そういった意味では、どの程度検討をしたということが、我々には示されるものがあるんですかね。最後に聞いておきます。

○堂原耕一企画調整課長 私のほうからは、まず今年度の検討状況につきましてお答えさせていただきます。

まず、この件につきましては、先ほども説明いたしましたが、昨年の組織機構の検討の段階から内部協議と申しますかそちらのほうを進めてきたわけですが、今年度に入りましてから、庁議、会議として行いましたのが9月16日でございます。

こちらのほうで事務調整会議を開催いたしまして、そして、そこで十分議論を尽くし、揉んだ上で9月29日の企画会議のほうで、その方針を決定したという流れになっております。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 スポーツ・文化振興課のほうから経過も含めまして説明させていただきます。

まず、このスポーツ・文化振興課が設置される以前の保健体育課時代から、こういった施設、社会体育施設における指定管理の導入については庁内でも随時検討していた案件でございます。

そして、ここ数年、総合体育館、そして市営球場の整備が進みまして、指定管理制度に前向きな企業もあられるというところもありまして、また県内の状況、こちらの状況も踏まえながら、今回指定管理制度を導入する、そういった経緯に至っております。

○13番清水和弘議員 私はこの指定管理にするに至ってですね、やっぱり今この海洋センターとか、陸上関係施設は体力を要求されるものだと思うんですね。そこで、年齢制限とかそういった制限はどのようになっていこうかと。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 指定管理制度につきましては、地方自治体が設置する公の施設の運営管理について、民間企業、NPO等を含む団体に委ねることが可能ということで、今回そのニーズに応えての設置ということになりますので、年齢制限とかそういったところは特に制限等はうたわれたところはありません。

民間企業、そしてNPO、そういうところに指定管理をお願いする。その中での人的なものは、そこでその民間が判断していくということになってこようかと思えます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思えますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第16号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第64号教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員戸床恵美子氏は、令和3年12月5日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思えますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第16号教育委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番禰占通男議員、6番城森史明議員、7番吉松幸夫議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第64号は、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時36分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和3年11月29日)

令和3年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第2号）

令和3年11月29日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	豊 留 榮 子 議員（18ページ～27ページ）
		東 君 子 議員（27ページ～34ページ）
		立 石 幸 徳 議員（34ページ～44ページ）
		城 森 史 明 議員（44ページ～53ページ）
		下 竹 芳 郎 議員（53ページ～59ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 中 原 重 信 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 豊 留 榮 子 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
溝 口 達 也 書記

大 江 武 史 書記
山 口 美津哉 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
西 村 祐 一 健康課長
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
新屋敷 増 水産商工課参事
田 代 勝 義 企画調整課参事
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長

小 泉 智 資 副市長
堂 原 耕 一 企画調整課長
日 渡 輝 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
原 田 博 明 農政課長
神 園 信 二 税務課長
水 流 敏 幸 監査委員
松 田 勇 一 市民生活課参事
丸 山 屋 敏 教育長
中 村 克 己 学校教育課長
家 弓 弘 一 農政課主幹兼特産振興係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番豊留榮子議員、2番東君子議員、3番立石幸徳議員、4番城森史明議員、5番下竹芳郎議員、6番禰占通男議員、7番清水和弘議員、8番眞茅弘美議員、9番沖園強議員の順に行います。

まず、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○8番豊留榮子議員 私は初めに、社会保障制度の充実について質問してまいります。

この新型コロナの感染拡大が何とか落ち着きを見せてはきましたが、まだまだ感染予防と生活の自粛は欠かせません。このように長引くコロナ禍の中で、市民の生活を守るためにも、社会保障を充実させることは大事なことだと思います。

ところが、国は国保税や介護保険料の値上げをし、さらに後期高齢者医療の窓口負担を2倍にするというのです。これでは高齢者はますます体調不良でも病院へ行かない人が増えて、重症化につながっていくのではないのでしょうか。本当に何のための社会保障制度なのか、残念でなりません。このことを市はどのように考えているのか、まずお聞きいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 社会保障という言葉が具体的に定義が示されたのは、内閣総理大臣の諮問機関として1949年（昭和24年）に設置された社会保障制度審議会による翌1950年の社会保障制度に関する勧告でした。

我が国の社会保障制度は、戦後、様々な制度が創設され、それぞれの制度の給付内容等を充実させながら発展し、生涯にわたる生活を支援する制度として国民生活に不可欠なものとなっています。

社会保障の機能としては、主として1つ目に人生のリスクに対応し、国民生活の安定を実現する生活安定・向上機能、2つ目に社会全体で低所得者の生活を支える所得再分配機能、3つ目に経済変動の国民生活への影響を緩和し、経済成長を支える経済安定機能の3つの機能が挙げられます。

我が国の社会保障制度の中核である国民皆保険・皆年金は、全ての国民が公的医療保険や年金による保障を受けられるようにする制度です。この国民皆保険・皆年金を中核として、雇用保険、社会福祉、生活保護、介護保険などの諸制度が組み合わさって日本の社会保障制度は構築されてまいりました。

私たちの人生においては、自分や家族の病気、障害、失業、死亡など様々なリスクが潜んでおり、自立した生活が困難になるリスクを抱えております。健康で長生きすることは望ましいことですが、誰にも自分の寿命は分からないため、老後の生活費が不足するリスクもあります。また、将来の経済状況や社会状況の中には、予測することが困難な領域もあります。

このような、個人のみで備えることに限界がある生活上のリスクに対して、幾世代にもわたる社会全体で住民の生涯にわたる生活を守っていくことが社会保障の役割であるというふうに考えています。

○8番豊留榮子議員 その決まり事は分かるんですけども、今後ですね、本市としてこの社会保障の医療制度において住民負担を軽減する施策などを考えているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○山口英雄福祉課長 社会保障の医療制度において、住民負担を軽減する考えはないかということでございますが、医療制度において、現在、本市が実施している住民負担の軽減対策といたし

ましては、1つ目に重度心身障害者に対する医療費助成事業、2つ目にひとり親家庭等に対する医療費助成事業、それから3つ目に中学3年生以下の子供を対象とした子ども医療費助成事業の3つを実施しております。いずれの制度におきましても、保険診療に係る自己負担分相当額全額を助成しているところでございます。なお、子ども医療費助成事業につきましては、平成30年10月からは住民税非課税世帯の未就学児につきまして窓口無料化を実施してきておりますが、令和3年度からは窓口無料化の対象を住民税非課税世帯に属する高校生までに拡大して実施してきているところでございます。

このように住民負担の軽減については、今申し上げたとおり実施しておりますけれども、さらに住民負担の軽減として医療費自己負担に対する助成の拡大はできないかという趣旨だと思っておりますけれども、さらなる助成の拡大につきましては、いずれにしましても多額の財源が必要となりますので、現時点におきましては、なかなか難しいというふうに考えております。

○8番豊留榮子議員 今、様々な取組を市でもしているところなんですけれども、今すぐに医療費の自己負担を軽減することはなかなか難しいということもあるかと思っておりますけれども、この国保税をですね、この子供の均等割については子育て世帯の経済的負担を軽くするために、国や地方の取組として国保制度においてその子供の均等割を軽減するというので、今回、先ほどもおっしゃっておられましたが、本市においても来年度に向けて未就学児における条例の改正が今提案されているところですが、軽減措置の対象は今どのようになっているのか、お示してください。

○神園信二税務課長 今回の軽減措置の対象につきましては、国民健康保険に加入する全ての世帯の未就学児ということになっておりまして、当該未就学児に係る均等割につきましては、その5割を公費により軽減するという制度になっております。

○8番豊留榮子議員 分かりました。

今、全国では独自に子供の均等割の減免を行う動きが広がってきているところなんです。最近では北海道の大雪地区広域連合が国に先駆けて高校卒業までを対象に5割軽減して、国保に加入する子育て世帯への支援を行うとしているところなんです。

そこで、子供の均等割軽減を高校生まで広げてほしいという声があるんですけれども、これは市長の考えをお示してください。

○前田祝成市長 今議会に未就学児の均等割について、その5割を公費により軽減する条例改正案を提出しているところです。

これによりまして、7割軽減を受ける世帯の未就学児分の均等割は8.5割軽減に、5割軽減を受ける世帯の未就学児分の均等割は7.5割軽減に、2割軽減を受ける世帯の未就学児分の均等割は6割軽減に、そして軽減を受けていない世帯の未就学児分の均等割は5割軽減というふうにそれぞれ軽減割合が大きくなっております。

これをさらに本市の国保が独自に軽減し、高校卒業まで対象を広げてほしいという御提案ですが、それを行うには多額の本市国保財政の負担増を当然伴うということになります。

現在の本市国保財政については、御承知のように毎年多額の一般会計繰入れを仰いでいる状況でございます。このような状況で本市の国保の独自軽減に伴う財政支出を増やすということに関しましては、一般会計繰入額の増額にそのまま当然つながるといえることがございます。

そのようなことから、本市国保が独自の軽減を行うことに対して、当然、国保加入者以外の市民の皆様にご理解をいただけるのか、その辺りは慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

○8番豊留榮子議員 これは何回も皆さんの中からも質疑が出ていることなんですけれども、その国保に加入されている方は、高齢者だけじゃなくて若い方たちもいるわけですよね。そうすると、その若い方たちに負担がかかってしまうということもあるかと思うんですけれども、これは国の制度として国にきちっと要望すべきだと思うんですね。この均等割を公平にするには、若い

人たちには負担のかからないような制度にするとか。

だから、みんなが安心して、その社会保障制度を活用できる、そういう制度にしていけないといけないと思うんですね。やっぱり国保にしたらその若い方たちは、何でもまた自分たちまで負担がかかるのかとなってくるかと思うんですね。だから、その辺のところもよく吟味しながら、国にも要望を上げていく。市の気持ちを伝えていく。多分国からそういうものが来ているとは思いますが、本市のその思いですね、それを市長からもぜひ上げていただきたいと思うところ。要望しておきます。

次に、コロナウイルスの影響によって、固定資産税や市県民税など税金を納めるのが困難な人もおられるのではないかと思うところなんですが、納税が困難な方へ徴収猶予の特例制度ができたようですが、この対象となる方や申請の手続など、これはどのようになっているのでしょうか。現時点での申請者の数などお示してください。

○神園信二税務課長 コロナウイルスの影響による徴収猶予の特例制度につきましてですが、対象となる方々につきましては、令和2年2月以降の任意の期間1月以上において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していることという条件がついております。

本市の申請状況、徴収猶予の状況について答弁をいたします。

令和2年度に実施されました市税の徴収猶予実績は、法人市民税について3件、金額で46万5,000円、市県民税について4件、179万4,700円、固定資産税について6件、694万1,200円、合計では、7法人と1人の個人から申請された920万0,900円を徴収猶予しております。

なお、現在も徴収猶予期間途中のものが1社分の固定資産税172万円となっておりますが、ほかの猶予分は、猶予期間中または猶予期間の終了に合わせて納付していただいております。

なお、この徴収猶予の特例制度は令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する各税についてのみ対象とする制度でございまして、それ以降分の税につきましての制度延長は行われていないというかたちでございまして。

○8番豊留榮子議員 するとその申請はもう終わっているということなんですね、その制度自体の。これは、また新たにするという市としての考えはないのでしょうか。

○神園信二税務課長 この特例制度につきましては、無担保で延滞金もかからないという特例の制度でございました。これは国が制度として行ったものということでございます。

令和3年分につきましても、一時これを延長するかというふうな議論は国のほうでされたようでございますが、延長はされませんでした。

市独自の猶予制度となりますと、地方税法に基づく徴収の猶予という制度はございますけれども、この場合は特例制度と異なりまして担保の提供を頂く、それから延滞金も頂かなければならない。市独自の制度としては、ちょっと今のところ特例制度と同じ制度は持ち合わせていないところでございます。

○8番豊留榮子議員 その後、申請をしたいんだけどとか言って来られた方とかおられるんでしょうか。

○神園信二税務課長 この特例制度につきまして、先ほど合計で7の法人と1人の個人ということで御紹介申し上げました。

コロナウイルスの影響によるいろんな猶予とか減免の関係につきましては、制度も多いものですから、徴収の猶予となりますと、いつかはお支払いをいただかないといけない。猶予期間が切れたらお支払いいただかないといけないということで、なかなか市民の皆さんからも減免でなければもういいですというふうな御相談でございまして、猶予という制度の利用は、市内1人の個人の方が御利用をいただいたという状況であります。

○8番豊留榮子議員 そうですね、今いろいろなコロナに関するあれがありますもんね。

私なんかも覚え切れないぐらいあるもんですから、市民の方たちもそれを把握するには自分が当てはまる場所でそれを活用できるというふうになるといいんですけどね。それを何かコロナ禍の制度の活用っていうのを何か一括して皆さんにお知らせするような、私たちもそういうのが欲しいなどは思うんですが、そういうことはできますか。

○神園信二税務課長 国のほうからの制度といたしまして、様々コロナウイルスの影響を受けて経済的に苦しいと、税のほうがというふうな方々への制度につきましてはですね、この制度が始まって以来、毎月のお知らせ版で収入が下がった方にはいろんな減免制度がございますと、徴収猶予の特例制度がある間も徴収猶予できますということで、一生懸命私たちのほうもお知らせしようということで努力はしているところでございます。

あと、ホームページのほうにも掲載をして、お知らせの努力はしておりますが、御存じなかったという方もいらっしゃるのではないかとというふうには思いますけれども、そういうことなるべく少なくなるようにという努力は一生懸命続けておるつもりでございます。

○8番豊留榮子議員 次に、このコロナウイルスの感染症の影響によってですね、収入が減少した人へのこの国保税なんですけれども、この減免が適用される条件というのはどのようになっているのでしょうか。まず、現時点で何人ほどいらっしゃるのか、お示してください。

○神園信二税務課長 コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の減少を原因として国民健康保険税の減免が適用されますのは、当該国保世帯の主な生計維持者の事業収入等が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少した世帯が該当いたします。その減少率と前年の合計所得金額等を勘案しまして、対象となる保険税額の2割、4割、6割、8割、全部の5段階に分けて減免割合が決定されることになっております。

減免実績といたしましては、令和元年度分につきましては4割減免が1世帯、8割減免が1世帯、全額減免が19世帯の合計21世帯について減免を行っております。令和2年度分につきましては、4割減免が1世帯、8割減免が1世帯、全額減免が20世帯の合計22世帯について減免を行っております。令和3年度分につきましては、10月末現在で5世帯、全額減免ということで決定しております。

令和元年度分から令和3年度分までの合計でいきますと48世帯、減免しました金額は約431万3,000円の減免を行っているところでございます。

○8番豊留榮子議員 次に、介護保険料の減免なんですけれども、これがどのようになっているのか、お聞かせください。

○神園信二税務課長 介護保険料の減免につきましても、先ほど御紹介いたしました国保税減免とおおよそ同じような制度となっております。

介護保険料を納付する者の属する世帯の主な生計維持者の事業収入等が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少した場合に該当をいたします。その減少率と前年の合計所得金額等を勘案いたしまして、対象となる保険料額の8割または全部の2段階に分けて減免割合が決定されることになっております。

令和元年度分につきましては、8割減免が1件、全額減免が8件、合計9件について減免を行っております。令和2年度分につきましては、令和元年度分と同じく8割減免が1件、全額減免が8件の合計9件について減免を行っております。令和3年度分につきましては、10月末現在で全額減免が2件ということで決定を行っております。

令和元年度分から令和3年度分を合計いたしますと20件、減免金額は85万2,000円の減免を行っているところでございます。

○8番豊留榮子議員 こういう制度に気がつかれる方はね、いいんですけども、また相談とかあればまたお示ししたりとかってできるんですけども、なかなか見落とししていたりとかってあるかと思うんですね。ぜひお知らせ版でも常時お知らせしていただけたらと思うところです。お

願いしておきます。

次に、コロナ禍での子供たちの生活、学習環境について質問してまいります。

1つ目に、コロナ禍が続く中で……。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 すみません、傍聴席はお静かにお願いいたします。

○8番豊留榮子議員 コロナ禍が続く中で、市として保育園や幼稚園児たちの園内での過ごし方ですとか、休日の過ごし方などを把握されているのかお聞きいたします。

○山口英雄福祉課長 保育園児等の過ごし方について把握しているかということでございますけれども、保育園、こども園における子供たちの様子につきましては、日常的な施設側との事務連絡等の中で情報収集をしたり、また、施設に対する実地指導の際に状況を直接見たりして確認をしております。ただ、休日の自宅における過ごし方等についてまで詳細に確認できているわけではございませんけれども、これまでのところ、新型コロナウイルスの影響により子供たちに目立った変化等が生じているといったような状況は見られないというふうに聞いております。

○宮原司教育総務課長 幼稚園について申し上げます。

教育委員会では、幼稚園児の園内での過ごし方や休日の過ごし方など、幼稚園における教育等については幼稚園教育要領にのっとり、県教育委員会が直接指導・助言することになっていることから、把握していないところです。

ただ、給付金の申請手続や園からの要望等がある場合には、幼稚園を訪問し、園長や理事長から幼稚園の状況等について随時説明を受けているところです。

○8番豊留榮子議員 なかなかこのコロナが収まらないものですから、子供たちも本当に窮屈な思いで毎日を過ごしているかなと思うところなんです。

そこで、保育士であるとか、幼稚園の先生方なんですけれども、子供たちを1日見守るのにすごい負担がかかっているんじゃないかなという気もするんです。子供たちもなかなか発散できない部分を園の中で発散されているかもしれないし、その先生方の負担といいますか、そういうのを考えると、予備の保育士ですとか先生方をちゃんと確保していく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 予備の保育士の確保をしているのかというお尋ねでございますけれども、全国的には少子高齢化が進む中であっても、女性の就業率の上昇に伴いまして、保育所等の利用児童は増加基調にあるというふうにされています。そして、保育士の有効求人倍率は、依然として全職種平均よりも高い水準にありまして、保育所等で働く保育士も増え続けている一方で、保育士の資格を有しながら保育所等で働いていない保育士も増え続けているというふうにされています。

本市の保育園、認定こども園におきましては、これまで保育士不足といった状況が生じているわけではございませんけれども、保育士の病気や事故など予期せぬ事態が生じた場合には、保育士の配置基準を下回る可能性もあるということでございまして、本市におきましても保育士の確保は重要な課題であると思われま。

現在、県のほうでは、保育士の資格を持ち、保育士として就職・復職したい方と保育士を採用したい事業所とのマッチングを行います保育士人材バンクというものを運営しておりまして、本市といたしましても、県の保育士人材バンクを活用した職業紹介事業の実施を検討しているところでございます。

○宮原司教育総務課長 先ほども答弁をいたしましたけれども、幼稚園における教育等については、県のほうが直接指導・助言することになっておりますので、こちらのほうでは把握していないところでございます。

園のほうに訪問した場合につきましても、先生が不足しているというような話は今のところ聞

いていないところでございます。

○8番豊留榮子議員 幼稚園は、県の教育委員会が指導・助言しているということなんですけれども、やっぱり現場があるのは本市にあるわけですよね。ですから、これはもう確実に県がどうのこうのではなくって、きちっと市も先生方の状態でありませうとか、子供たちの状況でありませうとか、把握しておく必要があるかと思ひますね。これは強く要望しておきたいと思ひます、県任せではなく。

それと、その保育士のほうは県に保育士人材バンクというのを設けて、そこでやり取りができるということなんです、これはきちっとそういう制度を活用して、保育士の確保といひますか、保育士の資格を持っていながら、それが活用できていない人たちが本市にもたくさんいらっしやるかと思ひますね。ぜひ、もう一度その人たちが復帰して、保育事業に携わってくださることを本当に願っています。ぜひ活用して、本市もそういう方を見つけたら声をかけていくとか、どうかひとつそういう点もお願ひしておきたいと思ひます。

次に、これ同じことですけれども小中学生の学校内での学習環境はもとより、休日の過ごし方などを把握されているのか、お尋ねいたします。

○中村克己学校教育課長 各学校では、日頃から文部科学省通知、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づき、基本的な感染防止策の徹底が図られております。

教育委員会では、これまでも学校を訪問し、学校長と面接をしたり、授業の様子を参観したりして、学習環境について把握しております。また、管理職研修会において、学校における感染症対策の徹底についても市で指導しております。

児童生徒については、登校前に健康観察を徹底し、登校後も担任の健康観察により体調を把握しております。さらに、体調が優れない際は、担任と養護教諭が連携し、保護者につなげるよう対応しております。

児童生徒の休日の過ごし方については、日記や教育相談などにより担任が把握をしております。

今後も、学校と連携しながら児童生徒の安心・安全を守ってまいりたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 いろいろな工夫をされて、子供たちの安全のために尽くされていることと思ひます。

でも、何ていひますか、一番子供たちの状況が分かるのは、その学校での生活、子供同士がどんな状態で過ごしているのかっていうのは、これは学校の先生方が一番分かっていることだと思ひますね。

子供たちの顔色やその様子を見ただけで、この子ちょっと大丈夫かなというような子供たちもいらっしやるかと思ひますよね。そういうこともきちっと市も教育委員会も把握をされて、子供たちが本当に落ち込んでいないか、何か悩みを抱えているんじゃないかというそんな1点を見つけたら、ぜひこれは子供たちのために力を尽くしてほしいと思ひますところなんです。

ですから、しょっちゅうっていうわけにはいかないでしょうけれども、先生方も会い、子供たちの様子も直に行って見てほしいと思ひますところなんです。要望しておきます。

続けてまた同じことですが、教職員の負担もやっぱし増えていることと思ひますね。先生方の増員を考えているのかどうか、お聞ひいたします。

○中村克己学校教育課長 教職員の増員についてでございますが、教職員の定数につきましては、基本的に県の配置基準によって決められており、枕崎市独自の増員は考えていないところでございます。

ただ、本市では、教職員の負担軽減のために、現在、全小中学校にスクール・サポート・スタッフを1人ずつ配置しているところでございます。

○8番豊留榮子議員 そのスクール・サポート・スタッフというのはどういふことをされるんで

すか。

○中村克己学校教育課長 教職員が児童生徒一人一人と向き合える時間を確保するため、印刷とか、それから様々な環境整備、消毒作業も含めて、そのような時間をこのスクール・サポート・スタッフにお願いし、子供と向き合える時間を確保しているところでございます。

○8番豊留榮子議員 そういう方がいらっしゃるんですね、分かりました。

次に、3つ目の質問なんですけれども、タブレットの件なんですけど、これとオンライン授業ということの子供たちはしっかりと身につけて、活用されているのか、その点の一つお聞きしたいと思います。

○中村克己学校教育課長 国のGIGAスクール構想により、昨年度末、市内全小中学校にタブレット端末が整備され、端末を活用した授業を日常的に行っております。子供一人一人の考えや意見を集約したり、取り上げて発表させたりすることが従来と比較して容易になりました。また、学習の記録がデータとして保存され、振り返りや授業後の教師の評価がしやすくなるなど、端末を効果的に活用することで、教師の負担軽減にもつながっております。

今後、学校が臨時休業になった場合に、子供たちの学びを止めない学習環境を整備することが求められております。そのために、オンライン授業の体制を整えていくことは、必要不可欠となっております。各学校では、校内での端末の接続テストを行い、自宅に持ち帰らせ、学校と家庭を実際にオンラインでつないだ授業を始めたところでございます。

○8番豊留榮子議員 ではもう既にこのオンライン授業というのは始まっているということですか。——そうすると、先日ですね、24日に別府小中学校の連携研究公開授業をちょっと見学してきました。これは中学2年生は英語で、小学5年生がタブレットを使った社会科の授業でした。カツオの一本釣りや網釣りでは、どちらが鮮度が高いかをタブレットで水揚げされたカツオを見比べて、即手を挙げて回答する子供たちがとても楽しそうでした。

一人一人がタブレットを手元に置いて、自分で操作するそのタブレット授業を私は見学ができてとてもよかったなって思ったところなんですけど、今後、このタブレットを自宅に持ち帰ったりするわけですが、このタブレットは国が出してくれたわけですよね。その後、いろんな経費が出てくると思うんですね。その経費の負担は今後どうなるのでしょうか。

○宮原司教育総務課長 本市では、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、学校ICT環境の充実を目指して、令和5年度までに年次的に整備する予定であった1人1台端末の整備を前倒しして実施し、昨年度、各小中学校の校内通信ネットワーク整備とタブレット端末の整備を終えたところです。

学校での現在の活用状況につきましては、先ほど学校教育課長が答弁したところですが、今後のタブレット端末に係る整備につきましては、学校での活用状況や持ち帰りを想定した中で、必要な追加の整備についても検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、その整備に係る経費については、現時点で国からも特に示されておりませんので、今後の国の動向に注意しつつ、今回整備した機器の更新時期や内容等を検討しながら、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 これからの時代、タブレットが必要な時代になってくると思うんですけれども、この学校で使うタブレットの経費は、これはぜひ国のあれが来てからということですが、市としてもきちっと家庭に負担はかけないという観点から、このタブレットを広げていって、オンライン教育ですか、これも進めていってほしいと思うところです。

次に、コロナ禍での市民生活を支える自治体の役割について質問していきたいと思っております。

今PCR検査をいつでもどこでも無料で受けられるように市として取り組むべきではないかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○西村祐一健康課長 PCR検査を無料で受けられるようにという御質問ですが、こちらにつき

ましては本年6月議会でも答弁したところでございますが、発熱などの有症状者や感染者の濃厚接触者につきましては、医療機関や保健所が必要であると判断した場合は行政検査が実施されまして、PCR検査及びその判断料につきましては、医療保険と公費で賄われるようになっております。

PCR検査助成事業につきましては、事業活動や市民の不安を解消するために行う検査が対象の助成事業でありまして、個人の思いや事業活動を行うに当たりまして助成する応分の額は、50%程度が妥当であろうと考え、現在の1万円の助成としたところでございます。

よって、現時点で制度の見直しにつきましては考えていないところでございます。

○8番豊留榮子議員 現在は薬局でもこの唾液で簡単に検査ができるということもあるんですけども、これは市民にとっては1万円の負担っていうのもとても大きな金額だと思うんですね。これは国の補助ですよ、国県ですかね、市としての補助というのはできないものかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○西村祐一健康課長 ただいまの市のほうで助成しております1万円につきましては、65歳以上の高齢者及び基礎疾患をお持ちの方につきましては国からの補助がついております。それを合わせまして1万円ということなんですけれども、それ以外の方につきましては市の持ち出しということになっております。

○8番豊留榮子議員 失礼いたしました勘違いしていました。

ですから、何とかこのみんなが安心して例えば急に出かけなきゃならないという方もいらっしゃるかと思うんですね。特に年末も近づいてきますし。そういう方たち、もう少し簡単にできる唾液検査ですか、それなどの手助けとかそういうことは考えていらっしゃいますか。

○西村祐一健康課長 唾液を使った簡単な検査ということは抗原検査キットのことだと思うんですけども、こちらにつきましては、ただいま南薩薬剤師会の会長がたばき薬局のほうになっておりまして、市内の調剤薬局のほうでどれくらい取り扱っているかということをお伺いしているところなんですけど、今調査中ということでした。

こちらの検査キットにつきましては、大体単価が薬局の仕入値によって変わってくると思うんですけども、2,500円前後に消費税ということでございました。

近隣の南さつま市、南九州市にも確認したんですが、そちらのほうは現時点で考えていないということでした。

本市におきましても取扱いをする調剤薬局がどれくらいになるのか、または取り扱うのかどうかちょっと確認できていない時点でそれを導入するといったことは、現在のところお答えできかねるところでございます。

○8番豊留榮子議員 次に、コロナ禍での打撃を受けた事業主ですね、そういった商店主等市民を支える支援制度の活用現在の状況がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援策として、事業の継続と雇用の維持を最優先に各種事業を昨年度から引き続き実施しているところです。

本年度におきましても、事業者応援資金の支給や国の雇用調整助成金の申請に係る費用の補助など各種支援策を実施しております。

事業者応援資金につきましては、昨年度の1回目に続き本年度実施した2回目では、交付件数は382件、交付額は7,450万円、飲食店等を対象とした3回目では、交付件数は103件、交付額は3,105万円、現在実施中の観光関連産業及び節類製造事業者等を対象とした4回目につきましては、申請期間が令和3年10月18日から12月10日までとなっており、申請受付を行っているところですが、令和3年11月26日現在で交付件数は37件、交付額は2,485万円となっております。

また、雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した際の費用を補助する雇用調整助成金

申請費補助事業につきましては、現在、37事業者に対し500万4,000円を交付しています。これも同じく11月26日現在となっております。

このほか、雇用調整助成金の支給決定を受けた事業者への上乗せ補助や市内事業者等の販路拡大を支援するための特産品販路拡大支援事業を実施しているところです。

国や県の各種支援制度についても積極的な周知を行うとともに、今後も引き続き市内の経済情勢の把握に努め、国や県の経済対策も踏まえながら、本市独自の対策を適宜講じていきたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 固定資産税についてなんですけれども、この中小の事業者が所有している償却資産ですとかね、事業用の家屋に関わる固定資産税、これの軽減など、どのようになっているのかお示してください。

○神園信二税務課長 令和3年度分の課税の固定資産税につきまして、減免の申請件数は156件ございました。うち149件について減免の認定を行っております。この149件の認定に関しまして、家屋分としては129件、およそ2,152万円を減免、償却資産分として101件、約1,808万3,000円を減免、減免金額を合計いたしますと、両方で3,960万3,000円の減免を行っているところでございます。

○8番豊留榮子議員 次の質問に入ります。

本市におけるスポーツ、芸能、文化を絶やすことなく継承していくためには、市が各団体をしっかりと支えていく必要があるかと思いますが、これまでもコロナ禍で多くの行事を控えてきた中で、今後どのように考えているのかお示してください。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 今年度は、スポーツ部門で市民運動会や市内一周駅伝競走大会の中止、そして芸能・文化部門では、文化祭を規模縮小して開催するなど、市民の皆さんが参画する機会が少ない状況が続いております。

今後、コロナの状況がどのように推移するか分かりませんが、状況を冷静に判断し、コロナ対策を徹底して、できることはやっぴいこうといったスタンスで前向きに進めていきたいと考えております。

スポーツ・文化に共通することは、「する」「みる」「ささえる」の3つが大切で、そのバランスが重要だと考えております。その「ささえる」は、スポーツ・文化振興課の役割だと考えております。

スポーツ団体や文化団体と協力の下、特に若い人たちの育成に力を入れ、本市におけるスポーツ、芸能、文化をしっかりと支えていく考えであります。

○8番豊留榮子議員 そのスポーツに関しては若い人たちの育成ということ、具体的にはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 現在、スポーツ少年団を中心に子供たちがそのような活動をしておりますけれども、スポーツ・文化振興課のスポーツ推進の係として、新たなスポーツ教室、そういったのを来年度以降も続けていきたいと考えております。

先日、スポーツ教室を実施しております。自転車によるスポーツ教室ということで、プロの鹿屋のスポーツ選手をお呼びいたしまして、1日、子供たちが自転車のマナーを学んだり、そして自転車の楽しさを学ぶ、そのような機会を設けたりしております。

ですので、そういった機会を子供たちに体験してもらってというのを来年度以降も実施してまいりたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 楽しそうな、何かわくわくしてきますね、頑張ってください。

次に、先ほども御紹介しました別府の小中連携教育の中で学習活動名「駒水ヤンセ踊り」を開会前に6年生が天狗の仮面をかぶり披露してくれました。迫力があり引き込まれました。100年の歴史があるという駒水ヤンセ踊りも、踊り手不足によって学校で伝統芸能学習を行ってほしい

と依頼があったそうです。今年度、学校と駒水ヤンセ踊り保存会が連携し、学校が中心となって保存会の全面的な支援の下、6年生の総合的な学習の時間に駒水ヤンセ踊りを位置づけ、6年生児童を中心に地域ぐるみで駒水ヤンセ踊りを伝承していく体制を整えたそうです。

計り知れない御苦勞があったことと思うんですが、見事に文化財の伝承を成し遂げました。

各地域でもこのようなことを取り組んでいることとは思いますが、市としてどんな援助ができるのか、市長の見解をお聞かせください。

○前田祝成市長 今般の駒水ヤンセ踊り保存会の取組は、学校と地域との連携・協働で郷土文化の保存・継承はもとより、地域コミュニティーが活性化する一つの実例としても大変すばらしい取組であるというふうに思います。

本市には、現在10の団体と12種類の郷土民芸があります。それぞれ地域の皆様が保存・継承に御尽力されております。しかしながら、その多くの団体で、人口減少に伴い担い手の確保に大変苦慮されているというのも事実でございます。

市としましては、このような状況に鑑み、市郷土民芸保存会と連携を図りながら、継承されている民俗芸能の育成、既存団体の発表の機会の確保を積極的につくり、後継者育成と継承に努めているところでございます。

財政的支援としましては、保存、継承活動のための郷土民芸保存会補助金を交付しております。また、文化庁が実施する補助事業なども団体の皆さんに紹介してきているところです。

また、先週示された2021年度の補正予算の中でも、伝統行事に対する財政支援強化ということで予算が組まれていたようです。各自治体にリストアップということも書かれておりましたので、その辺りも活用できるのかなというふうに思っております。

今後とも、郷土民芸も本市の重要な文化財として、継承、発展に寄与してまいりたいというふうに考えております。

○8番豊留榮子議員 この大切な本市の文化財、これをぜひ守り続けていくためには、もう本当に市の援助なくしてこれは成り立たないと思いますね。ですから、これからもひとつ民俗芸能はじめ文化をよろしく願います。

これで質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時38分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 今回も正々堂々、真っ白な心で一般質問を行ってまいります。

枕崎日本一、近い将来、枕崎は南さつま市を追い越し、もうかって、もうかって仕方のない港町に生まれ変わります。

その根拠とは、中学2年生の男子生徒が書いた作文に心を打たれました。父の背中を追ってかつおぶし職人になりたい。将来の夢は日本のかつおぶしの魅力を世界に広げることです。

子供たちの夢を大人たちがきちんと受け取り、形にするためにカツオを前面に押し出し、究極のだしの開発にもぜひ取り組んでいただきたいと思います。まずは今あるカツオを使った商品を地元の方々にも知っていただき、毎日の献立の一品として愛用していただくことが大切ではないでしょうか。

日頃、枕崎の様々な特産品を買うことはあまりありません。それを購入するには心のゆとりが必要です。南さつま市では1,000円で1万円の商品券が大変喜ばれています。ああ、うらやまし

い。本市も同じような商品券を発行することはできないのでしょうか。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 すみません、お静かにお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 もちろん相応の予算をかければ可能ですが、私にはそのような高いプレミアム率の商品券を発行する考えはございません。以前も答弁したと認識しておりますが、これまで本市が行ってきた商品券やグルメクーポンを発行する政策は、コロナ禍で厳しい事業者の売上げを少しでも上げて経済を活性化させることを目的としており、その費用を市と市民で負担することで事業者を応援しようというものであり、商品券やグルメクーポンの購入者のインセンティブを大きくすることが目的ではないということから、利用者、購入者へのインセンティブはこれまで市が行ってきたプレミアム率にとどめているところです。

つまり、目的は事業者の応援であり、その応援に御賛同いただける市民には商品券を御購入くださいというスタンスであるということです。市民に一律に、少額での商品券を販売するということが目的ではないというのが政策の趣旨でございます。

○12番東君子議員 若い世代が南さつま市に住む理由の中に、必ず出てくるワードがあります。給食費、医療費、商品券。もしも枕崎から南さつま市への引っ越しを考えている人がいるとするならば、たかが商品券では済まされません。人口減少にもつながりかねない非常事態だと思いません。はっきり言って、市民の気持ちを代弁するならば、毎回毎回おもしろくない、これが正直な気持ちだと思います。

再度お伺いいたします。市長のお考えをお聞かせください。

○前田祝成市長 繰り返しになりますが、今回のコロナ対策における本市でのプレミアム付商品券等の発行の趣旨といいますのは、先ほど申し上げたとおりです。

厳しい事業者の皆さんを応援するというのを市と市民とでやっていこうというのが考え方でございます。

○12番東君子議員 私はこの商品券について、南さつま市に直接行って担当課の方と話をしたんです。そして、本坊市長はどういう気持ちでこれに取り組まれているか。

枕崎だったら3,000円で4,000円とか準備がされていますけれども、このコロナ禍の中で3,000円っていうのが大変きつっていう方もたくさんいらっしゃいます。それを南さつま市は500円で5,000円とか、1,000円で1万円とかすることによって、家計が大変厳しい方もちょっと貸してくれないか、お友達に1,000円だったら借りることもできます。

そして、住んでいらっしゃる方、皆さんにですね、誰一人取り残さないというそういう熱い気持ちで取り組んでいらっしゃると思います。限定で何千人とか、そういうですね、心の小さい。一度、私は思い切ってやってみる価値はあると思うんですね。そして一度やってみて、一体どういうふうにまちが潤うか、飲食店が潤うか、市民の気持ちがとっても喜ぶか。

もうすぐお正月を迎えます。そういうときに、コロナ禍が大分収まってきて、遠くの娘さん、息子さんたち、帰ってきます。家計が厳しい中でおせちを買ったり、いろいろするわけです。そういうことも南さつま市は考えているんですよ、楽しくお正月を迎えられるように、誰一人取り残さない、言うのは簡単です。一度、私はこの1,000円で1万円の商品券、取り入れてみるべきではないかなと思います。

次に行きます。

南さつま市では、JA支所でも購入することができるかと聞きました、商品券ですね。本市の商品券は、現在どこで購入することができるのでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねはグルメクーポンの発行の件だと思いますが、これまでもプレミアム付商品券やグルメクーポン券の発行事業を実施してまいりましたが、直近では令和3年

11月24日から「枕崎の、味と旅。」グルメ・宿泊クーポン券発行事業を枕崎通り会連合会が発行主体となりまして、1セット額面4,000円分のクーポン券を3,000円で、5,000セットを販売いたしました。好評で24日、25日、両日で完売したということで聞いております。

販売方法につきましては、今回は郵便局の御協力をいただきまして、市内の7つの郵便局（枕崎、住吉、中町、鹿籠、立神、別府、金山）で販売いたしましたが、最寄りの郵便局でお気軽に購入できるよう市民の利便性を考慮した販売方法について、事前に通り会、郵便局、行政で調整、検討し実施に至ったところです。

有効期限を1月末までとしておりますので、お早めに御使用いただいて地域内の経済循環を高め、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上げが減少している飲食店及び宿泊事業者などの事業継続支援につながっていくものと考えているところです。

○12番東君子議員 はい、分かりました。

それでは次に移らせていただきます。

カツオを使った商品開発について伺ってまいります。現在、カツオを使った商品にはどのような種類があるのでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 本市は、全国でも有数のカツオのまちとして知られているところであり、江戸時代中期から行われてきましたかつおぶし製造は全国生産量の約4割のシェアがあり、日本一の生産量、質の高さを誇っております。

平成21年に「枕崎鰹節の本枯節」、平成30年に「枕崎の炭火焼きかつおたたき」が食品産業センターから本場の本物の認定を受けまして、平成22年には「枕崎鰹節」が地域団体商標登録をされております。また、これ以外にもかつお味噌や角煮、内臓を使用した塩辛など、海からの恵み、資源を余すことなく活用し、商品化してきております。

カツオを使った新たな商品開発につきましては、枕崎市漁業協同組合が開発、出品しました「かつおボニートチップス」が令和3年度農林水産祭天皇杯を受賞いたしました。この商品は鹿児島県立鹿児島水産高等学校の食品工学科の生徒が課題研究授業として漁協と連携し、発案、包装デザイン、販売方法までプロデュースしたものです。

具体的に申し上げますと、地元で水揚げされる高鮮度のB1カツオを使用し、伝統的なかつおぶし加工製法であるいぶしの工程を取り入れ、また幅広い年齢層に食べていただけるよう遠赤外線の利用を鹿児島水産高校の生徒が考案するなど、独創的なアイデアを盛り込み、消費者ニーズに応え、いつでも手頃に購入できる価格での商品開発に成功いたしました。

同高校の生徒がプロデュースした画期的な商品であることに加え、枕崎市漁協におかれましては、地域の取りまとめ役としまして、高校や水産加工業者、行政をはじめ地域の水産バリューチェーン関係者との産学官連携を主導され、地域一丸となって実現した取組が天皇杯受賞という高い評価につながったものと思っております。

また、枕崎市漁協では、栄養機能食品に適合するカツオの燻製品の商品化に成功し、令和4年4月以降に販売する予定で準備を進めております。カツオのフィレや腹皮を桜チップでいぶし、調味した棒状の燻製品で常温保存が可能で、大人から子供まで食べやすい商品として期待されております。

このほかにも本市では、市内事業者によるカツオや地元で水揚げされる魚などの地域産品を使った新たな商品開発を支援する特産品開発及びプロモート支援事業に取り組み、複数事業者が専門家によるオンライン勉強会やパッケージのデザイン支援、県外百貨店でのテストマーケティング、料理研究家を招聘した食味会等による総合的な支援を受け、新たな特産品を開発し販売を開始しています。

今後も特産品開発の取組につきましては、行政として側面的な支援を行ってまいりたいと考えております。

○12番東君子議員 先ほどおっしゃられましたボニートチップス、食べてみたらすごく歯ごたえというか、味がすごくうまみが出てきて、すごくいいなと思って、おつまみにするために冷蔵庫の中に今入っております。

それで、本市の特産品であるカツオをPRするための、今度はですね、新たな取組、これは考えていらっしゃると思いますか。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 お静かにお願いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 カツオの商品開発につきましては先ほど申し上げましたとおりですが、今コロナの状況もありまして、なかなか販売促進の展開ができないところでありますが、少し最近の新たなコロナ株の日本外での発生の状況もありますが、来年度に向けてですね、またPR販促の取組は進める予定でございます。

いずれにしても、漁協や開発をしている市内の事業者、また加工組合等の団体とも協議をしながらですね、水産高校のボニートチップスが天皇杯受賞という非常に名誉なこともございますので、それらを含めまして情報発信していければなと思っていますところです。

○12番東君子議員 私なりにですね、頭をひねって新しい商品開発、これ考えてみたんですけども、例えばですね、これ、よそで見たんですがペットボトルにあごだし、あごがそのまま1本入っていて、これが自動販売機で売っているのを紹介されたニュースを見て、これ枕崎でもできないかなというふうに思いました。

今、おうちの中でもですね、お父さんが高血圧だったり何なり、いろいろ家庭の事情がありますので、あまりこう塩分をいろいろ入れずに、本当にうまみだけで、それに白だしを入れればうどんだしになるし、みそを入れればおみそ汁になるしっていうことで、本当に素朴なだしだけの自動販売機、もうジュースばかりですよ。やっぱり枕崎らしくお魚センターの前にそういう販売機を置いたり、環境のことを考えるのであれば、ペットボトルはどうかなと思われるのであれば箱の自動販売機だったりですね、いろいろ工夫ができるんじゃないかな、伸び代があるんじゃないかなというふうに私は考えたんですが。

あとカツオと昆布が大変仲よしでございますね、お付き合いがありますけれども「ラブラブコンカツだし、あなたに無中」とかですね、ハートをいっぱいちりばめて。こういった商品もいかなものかなというふうに自分では考えております。

富裕層向けに、本当に究極の本枯節を使って、高くでですね、1箱1万円で販売するとか。本当に枕崎のかつおぶしは大変うまみがあっておいしいですので、ぜひもっともってですね、大胆にアピールをしていただきたいなあと思います。よろしくお考えください。

それでは次に入りたいと思います。

各学校における生理用品の配布等の取組や考え方について伺ってまいります。

今回、私は枕崎市の小中学校8校と、近隣の自治体の考え方も参考にしたいなと思ひまして小中高約20校ありますけど、その中の小中学校6校を回りました。保健室の先生、校長先生にお話を伺ってまいりました。

全部の学校で共通していることが1つありました。学校で急に生理が始まったとしても、気軽に先生にナプキンを下さいと言えることのできる日頃からのスキンシップ、雰囲気づくりをととても大切にしていますとのことでした。

現在、子供たちの気持ちに寄り添った生理用品の配布等の対策は取られていますか。

○中村克己学校教育課長 2学期の始まりは、鹿児島県においてもステージ4、まん延防止等重点措置が取られ、児童生徒をはじめ保護者、地域の方々も今後の学校生活がどうなるのか心配される状況でした。

しかし、徹底した感染防止やワクチン接種などにより、全国的に感染者も減少し、現在、子供

たちは落ち着いた環境の中で充実した学校生活を送ることができております。

各学校では、生理の貧困やヤングケアラーをはじめ、様々な問題に悩む児童生徒一人一人に寄り添いながら丁寧に対応しております。

中でも、9月議会で御質問のありました生理の貧困の問題につきましては、市養護教諭研修会でも議題とし、各学校での取組事例を基に、今後の対応の在り方などについて話し合っております。

これまでの取組として、立神中学校では、生理用品を忘れてたり、急に生理が始まったりした子供に対して保健室で生理用品を提供する対応をしておりましたが、生理の貧困の問題を受け、校舎や体育館の全女子トイレにカードを設置し、そのカードを持っていくことにより、いつでも、どの教師からでも、理由を聞かれることなく生理用品を受け取ることができる体制を整えております。

また、別府中学校においても、男・女トイレそれぞれに「悩みがあったら1人で抱え込まないように」というメッセージが書かれたカードを設置するなど、子供の気持ちに寄り添う取組を行っております。

このような取組を通して、子供たちが生理の貧困の問題ばかりではなく、悩みがあったらいつでも身近な大人である先生方に相談しようという気持ちになってくれるよう、学校全体で取り組んでいくことが大切であると考えております。

これからも様々な取組を通して、子供たちのかけがえのない尊い命を守ってまいりたいと考えております。

○12番東君子議員 私はですね、実際学校を回ってみて、本当に各保健室で、学校全体でこの問題に取り組んで、そしてただ生理用品だけではなくて、本当にカードを使って、そのカードがですね、トイレに置いてあって、先生方に自分が何も言わなくてもそのカードを持っていったら、保健室の先生以外の方でもそれを受け止めて相談に乗ってくださったりですね。大変子供たちの心に寄り添ったことがいろいろ工夫されて行われているんだなというふうに回ってみて本当に感動いたしました。本当にこれからもいろんな取組を行っていただきたいと思います。

そして、当初はですね、生理の貧困というふうには呼ばれていましたが、女性が人間らしく生きる権利の侵害につながっているとして、最近では、生理の尊厳、生理の公平と言われることが多くなってきました。

小さな命を育むための重要な役割を生理は担っています。社会全体で守っていく必要があるのではないのでしょうか。生理用品の無償化、実現に向けて大きくかじを取っていただきたいと思います。

次に入らせていただきます。

安心安全な学校施設の整備について伺ってまいります。

校内でけがをしたり、体調が悪くなったり、これ緊急を要する場合ですね、いち早く保護者、例えば病院だったり、伝えることが大変重要です。保健室を回っているときに大変気になる学校がありました。桜山小学校でした。外からの電話は取れるのに、保健室からは電話がかけられない、こういった状態があったんですが、保健室の電話回線、これは万全ですか。

○宮原司教育総務課長 お尋ねの本市の学校保健室の電話回線につきましては、全ての保健室に電話機が設置されております。そのうち、8校中6校は保健室から直接電話がかけられますが、2校はかけられない状況となっております。

その2校につきましては、電話機の外線発信登録がされていなかったため電話がかけられない状況となっておりますので、小学校1校につきましては教育総務課において対応を行い早急に改善されたところですが、中学校1校につきましては業者対応による作業が必要と判断したことから、現在、修繕依頼を行っているところです。修繕完了後には、本市の全ての学校の保

健室から直接電話をかけることができるようになると考えております。

○12番東君子議員 それでは近いうちにちゃんと直るといことで、よろしいですかね。

それでは次に行きますが、雨の影響を受けた中学校の体育大会では、次の日に行われた学校もあれば、水はけが悪く1週間もできなかった学校もあったと聞きました。これ桜山中学校ですね。各学校、運動場の整備、これは万全ですか。

○宮原司教育総務課長 各小中学校のグラウンド整備につきましては、児童生徒の安全性を確保する上でも重要な課題であることから、これまでも年次的、計画的に実施してきております。

最近の実施状況を申し上げますと、平成27年度、28年度に桜山中学校、同じく平成28年度に立神中学校、平成29年度は枕崎小学校、平成30年度は桜山小学校と立神小学校、令和元年度は別府中学校、令和2年度は枕崎小学校、そして今年度は枕崎中学校を行いまして、全体的には各学校のグラウンドの状況は改善されてきているものと考えております。

しかしながら、改善を行ったにもかかわらず、水はけの悪いグラウンドの状況も確認しておりますので、今後の計画といたしましては、国の補助事業等を活用し、水はけの悪いグラウンドの改修を優先的に進めながら、また整備を行ったグラウンドの継続的な維持管理に努め、年次的、計画的に学校のグラウンド整備を進めていきたいと考えております。

○12番東君子議員 よろしく願いいたします。

それでやはりですね、1週間体育祭が延びるということはですね、やはり保護者の方々も休みを取り直したりですね、子供たちもお父さん、お母さん、親戚の方々に来ていただきたいんだけど、寂しい体育祭になってしまいますので、そこら辺はほかのところやってくれるのに、桜山中学校がこういうふうにならぬかというところになれば、もう大変寂しい結果になってしまいますので、同じように緊急に、早めによろしく願いたいと思います。

それでは次に入りますけれども、老朽化に伴う施設の整備について伺ってまいります。

枕崎中学校を訪問して校長先生とお話をしているときなんですが、校長室の床が凸凹で、そして凸凹だけじゃなくて腐っていたんですね、ところどころ。

こんな床はここだけですか、ほかはないですかというふうにお問い合わせをさせていただきました。職員室の床の板が腐って、とげとげになっていて、あまり見たことのないようなとげです。鋭く、いっぱいですね、何かもうこうやってそぎとったような感じだったんですが、生徒が掃除をするときにとげが指に刺さって保健室で手当をするときもある、びっくりするほど危険な床でした。それで、私もさあっとやってみたら、見事に一発で刺さりました。

あと、まだあります。ぴかぴかの1年生が使うトイレを見せていただきました。男子トイレにドアはありません。中は丸見え、のれんで取りあえず応急処置はされていますが、風が吹いて丸見えです。何十年もの月日が感じられる染みついたアンモニア臭、いくら掃除をしても、あの強烈な臭いを消し去るのは無理でしょう。隣の女子トイレも同様、胸が隠れるぐらいのドア、きいきいきい、押すんですね。全体的に不衛生を感じとれるタイル。だからといって、緊急に一般質問で出たからってドアだけつけないでくださいよ、そしたらもう臭いが籠もってですね、大変なことになります。

保護者の方に言われました。球場を立派にする前に、まず子供たちの足元を当たり前の環境にしてほしい。切実な御意見を承っております。我々からするとですね、今回運動場がきれいになった、壁がきれいになった、トイレが1か所きれいになったんだというふうに、少し納得するところはありますが、保護者の方から、市民の方から見たら、球場とかは立派になっていくな、子供たちはとげが刺さって保健室に行っている。こういう状況で今年はここに予算がついたんだって、そういう考えはしません。普通はこっちをこんなにお金をかけるんだったら、まず足元が先だろうってそういうふうに思いますよ。

老朽化に伴う施設の整備について、学校現場と教育委員会の連携、これは一体どうなっている

のでしょうか。

○宮原司教育総務課長 本市の学校施設の整備につきましては、子供たちの安全を確保するという観点から危険性の高い施設を優先し、国の交付金事業等を活用しながら年次的に整備を進めております。

お尋ねの学校現場と教育委員会の連携につきましては、学校保健安全法施行規則第28条の規定に基づく学校施設及び設備の異常の有無については、定期的に毎月報告を受けており、異常がある場合、職員が現地確認を行い対応しているところです。

また、年次的な整備が必要な大規模改修等につきましては毎年度、各学校へ要望書を作成していただき、教育総務課職員及び建設課職員とともに学校の現地確認を実施し、次年度の予算要求等に反映をしているところです。

なお、年間を通じて、施設の補修や器具等の修繕依頼が提出された場合につきましても、速やかに現地確認をし、学校の現状把握に努めながら、修繕等の対応を図っているところです。

学校施設の整備、管理は、児童生徒の命を守る、児童生徒にけがをさせないことが基本であると考えますので、今後とも学校施設の現状把握に努めながら、改修や修繕を行っていきたいと考えております。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 ちょっと静かにしてもらっていいでしょうか。

○12番東君子議員 学校現場とのですね、連携プレーをよろしく願いいたします。

全体を見て回って思ったんですけど、電話のことも、その床のこともですね、いつどういうふうに、こういうふうな状態なんだっていうのもっと早く伝えるっていうか、そこら辺の連携っていうのがすごく気になって、これは枕崎だけではなくて、PTA時代にですね、私はいろんな自治体で役員をしていましたけれども、そのときに例えば南さつまの保健室のベッドが大変もう昭和初期のベッドだったんですけど、そういうのを我々が黙っておれなくて、バザーを開いてベッドをプレゼントしたとかですね、保護者が動いたんですね。そのときに思ったんですよ、これいったいどういうふうにこう連携っていうか、声が上げられないのかなとか、いろんな疑問を持って、今回枕崎全部の学校を回ったわけなんですね。

今お話をお伺いしますと、そのとおりであれば、これからは大丈夫かなというふうに信じていますので、ぜひですね、学校現場に何か危ないところとか、急ぎですね、ここはやったほうがいいなところがあればですね、どんどん率先して見に行っていていただいて、そして予算もですね、つけていただきたいなというふうに思います。

環境が人をつくります。教育現場にぜひお金をかけてください。よろしく願いいたします。

じゃあ最後に行きますが、子供議会の開催について伺ってまいります。教育現場の中で、現在、政治に関する授業、これは行われていますか。

○中村克己学校教育課長 各学校では、新学習指導要領の下、現代的な課題に対応するために求められる資質・能力として、主権者として求められる力を掲げ、教科横断的な視点で育成しております。

例えば、小学校社会科で、市町村による公共施設の整備や租税の役割を、中学校の社会科の歴史的分野で民主政治の来歴、公民的分野で民主政治の推進と公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連を扱っております。

また、社会科のみならず、道徳科や特別活動、総合的な学習の時間を中心に主権者教育に関わる内容相互の関連を図るなど、教育課程全体を通した指導の充実を図っているところでございます。

さらに、児童生徒にとって身近な社会である学校生活の充実を図ることを目指す児童会活動、生徒会活動やボランティア活動などの活動は主権者としての意識を涵養する上で大変重要であり、

各学校で積極的に取り組んでいるところでございます。

特に中学校においては、各生徒会役員が一堂に会する中生連（枕崎市中学校生徒会連盟）という組織があり、各学校の諸問題の解決を通したよりよい学校づくりをテーマに話し合い活動が行われております。

学校教育に求められていることは、子供たちに社会で起きている問題や政治に対して興味・関心を持たせるための主権者教育の推進でございます。

今後も、これからの社会を担う子供たちに主体的に国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力を育成し、政治的教養に関する教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

○12番東君子議員 子供たちが将来になりたい仕事ランキング、これ政治家は安倍政権時代に141位だったんですね。100位にも入っていないということで大変話題になりました。そして、安倍さんがちらっと、じゃあ140位は一体どんな職業なのかというふうにめくってみたら、入れ墨師だったんですね。入れ墨師、大変レアな職業、この次に政治家が来ていると。

なぜこんなに政治家に対して、子供たちがなりたいというイメージが湧かないのかって言うと、政治家自体が大変悪いもの、お代官様、そして越後屋ですかね、何かこうカステラをやり取りしますね。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 ちょっとすみません、お静かにお願いいたします。もう再三注意していますのでお願いいたします。

○12番東君子議員 その下にたくさん小判がちりばめられたり、そういうイメージが時代劇の中で流れてくるので、子供たちはあえてそういったものに対して目指したりしないんじゃないかというような結論でした。

やはりですね、実際に政治に触れる授業、これが必要ではないかなというふうに思うんですが、模擬議会を体験することで、政治に関心を持つ子供たちが増えると思います。

枕崎の未来のために、子供議会、これを開催する考えはありますか。

○中村克己学校教育課長 議員からの御質問がありました子供議会につきましては、まずは各学校での主権者教育をしっかりと進めていく中で、児童会や生徒会、さらに中生連との関係、連携を図ってまいりたいと考えております。

その上で、持続可能なよりよい枕崎市をつくっていくために子供たち自身が課題を見つけ、テーマを設定し、話し合い活動を通して、自分なりの問題を明確にすることが必要なことだと考えております。

そのような取組を続けていく中で、子供たちに社会で起きている問題や政治に対して興味や関心を持たせるとともに、議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し、責任を持って政治に参画しようとする意欲を高めながら、よりよい子供議会の開催について研究してまいりたいと考えております。

○12番東君子議員 政治屋はですね、次の選挙のことを考えて、政治家は次の世代のことを考えるというふうなことが言われています。未来の政治家を授業の中でぜひ育ててほしいというお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○永野慶一郎議長 以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

周りを海に囲まれた日本列島において、今、我が国漁港の果たすべき役割と課題は何であるのか。このことは、我が国国民への水産物供給だけでなく、最近では、広く世界へ水産物を輸出するに当たっても重要なテーマとなっております。

日本には、現在2,785の漁港があります。鹿児島県においては、比較的小規模の第一種漁港が94、中規模な第二種漁港が24、大規模となる第三種漁港が4つで、拠点漁港となる特定第三種漁港は本市の枕崎漁港のみであります。特三漁港は日本全体でも13漁港しかありません。そのほかに、特殊な第四種漁港というのが16あり、鹿児島県内には、合わせて、現在139の漁港が存在しているところであります。

ちょうど1か月前の10月29日、水産庁は令和4年度からの新たな漁港漁場整備長期計画の構成案を示しました。これは、漁港漁場整備法第6条の3において、農林水産大臣は、漁港漁場整備事業に関する長期の計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないと規定されているからであります。漁港漁場整備には、多大な投資と期間が必要であり、長期的な視野に立って計画的に推進することが必要となっております。

水産業を成長産業化していくため、現行の計画を見直し、漁村人口の減少や自然災害の激甚化を踏まえた次の長期計画構成案には、4点ほど目標設定がなされております。1点目は水産業の成長産業化、2点目は災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保、3点目は漁村の魅力と所得の向上、4点目はグリーン社会の実現など社会情勢変化への対応などであります。

水産庁の構成案を示した資料においては、各地の漁港整備の取組も紹介されておりますが、特に本市枕崎漁港の整備についても、大型漁船に対応した岸壁の整備が写真入りで3ページ目に掲載されているのであります。この資料等を参考に、今月10日の全国漁港漁場協会の全国集会において、新長期計画策定について、水産庁と全国地域ブロックの代表者が意見交換されたと思っておりますが、このことは、これまでなかった初めての取組だということでもあります。

これからの枕崎漁港整備に当たり、また、我が国の漁港漁場整備に関して、次の新長期計画案をどのように考えておられるのか、最初にお尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 今年度で終期を迎える現行の漁港漁場整備長期計画では、1番目に水産業の競争力強化と輸出促進、2番目に豊かな生態系の創造と海域の生産力向上、3番目に大規模自然災害に備えた対応力強化、4番目に漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出の4つを重点的に取り組む課題に掲げ、戦略的な整備を推進してきたところです。

現在、水産庁では、令和4年度からの新しい計画の策定に向けた検討を本格化しております。質問者からございました、関係者に、今、次期長期計画策定の推進状況等の説明を行い、意見交換もなされているところでございます。

次期長期計画の重点課題につきましては、2030年に水産物輸出1.2兆円という新たな輸出目標や養殖業のマーケットイン型への転換、新たな資源管理への対応、そして漁港施設の再編や有効活用による海業等の推進といった、過去5か年の情勢変化を踏まえて政府の掲げる課題が盛り込まれております。その具体的な実施目標などにつきまして、担当課長のほうに答弁させます。

○鮫島寿文水産商工課長 次期長期計画の実施目標を私のほうから申し上げたいと思います。

1つ目に産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化、2つ目に海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保、3つ目に海業振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上、この3本を柱として、先ほど質問者からもありましたとおり、横断的に社会情勢の変化への対応を図っていくとされております。

今月10日に開催されました全国漁港漁場大会の全国集会におきまして、水産庁より次期長期計画について説明がございましたが、各地区の代表者から静穏域の活用による増養殖の推進や高度

衛生管理の機能増進、漁港を適切に一元管理できるように漁港情報のクラウドシステム整備の促進、マウンド礁を設置してほしいなどの意見が出されたところです。

また、切実な意見としまして、本港もですけれども、流通拠点漁港だけでなく他の漁港についても高度衛生化の推進強化をお願いしたいと。あと弱体化の進む漁港では高齢化も進み、費用対効果が難しくなっているという意見もございました。さらに赤潮等の発生に対する支援、そして日本海の海水温が他海域と比べて上昇率が高く漁業環境が大きく変動していることなどへの対応とかですね、あと強靱化計画の着実な実施、速急な対応をお願いしたいなどの要望もあったところです。

これらを踏まえまして、10月から国のほうの水産政策審議会で審議をされておりますが、年明けもこの審議会が開催されまして、答申を経て令和4年3月に閣議決定されるスケジュールで進んでいると伺っております。

○9番立石幸徳議員 全体的な水産計画ですので、我が枕崎漁港はですね、先ほどもちょっと紹介しましたように日本の水産を背負って立つほどの拠点漁港ですので、やはりそういう日本全体の動向は、しっかりと見据えてやっぱり取り組まなきゃならないんじゃないかと思えます。

全体的なことをですね、あまり時間をかけるとほかの質問もできなくなりますので、具体的に、市長も参加されました去る10日の全国漁港漁場協会全国集会ですね、これは最初の予定では10月5日に第71回全国漁港漁場大会ということで北海道函館市を予定しとったわけですね。しかしながら、コロナ感染の拡大によりまして、そっちの北海道の大会が中止になって、しかしながら、この漁港漁場協会としては、どうしても新長期計画を策定するに当たって、漁業者、関係者の声を聞かなきゃならないということだと思えるんですが、東京でその函館の大会の代わりとして全国集会を開いた。

これは、市長も本市の漁港の整備について事例発表したということが、こっちの南日本新聞でも掲載されておりますが、そこでですね、この漁港漁場全国大会っちゅうのは、先ほども言いましたように今度は71回の予定だったんですね、既に70回開いているんです、1年に1回。この大会は、過去、鹿児島県において開催されたことがあるんですか、その点についてはどういうふうに確認しているんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 鹿児島県での開催は1回あったと県のほうとも確認をしております。昭和36年の開催であったと聞いております。

○9番立石幸徳議員 昭和36年といいますと、60年ぐらい前じゃないですか。ちょっと私、西暦に直して計算しましたけど、60年前に鹿児島県では1回しかやっていない。北海道は今年中止になりましたけど、私も調査をしたら、来年度はやっぱり北海道の函館で開く予定になっているみたいです。その次が長崎と、そこまでは一応、協会としては決めております。

そこで私は、この漁港漁場大会を本市で開くことはできないのかと。鹿児島県でも、何といっても1つしかない特定第三種漁港ですよ。この件についてですね、誘致となりますと、いろんな取組が必要なんですけれども、市長が今度の集会で枕崎漁港の整備の現在の状況を事例発表された。これは非常にすばらしいことだと思うんですけども、ただ発表に終わるんじゃなくて、やっぱり漁港関係者、そういった方々に現地つまり枕崎漁港を視察してもらってというのが一番の枕崎のためにもですけれども、日本の漁港をよくしていくことじゃないかと思うんですよ。この大会を枕崎で開催するという点について、市長はどういうふうに考えておられますかね。

○前田祝成市長 ただいま質問者から御紹介がありましたように、先日私がこの全国大会のほうで本市の漁港の整備、高度衛生管理下の部分と大型漁船受入れの部分について発表させていただきました。おっしゃられるようにですね、枕崎漁港を多くの人に見せたいと、ぜひ見ていただきたいという思いは当然ございます。

今回、この函館市で行われる予定でありました全国大会でございますが、大体2,000人規模の

大会になります。そうしたときに、2,000人を受入れられるようなコンベンション施設といえますか、会場等が枕崎市にないということがございますので、全国大会を枕崎で開催するという点についてはですね、かなり難しい課題があるのかなと。

鹿児島で実際、60年前ですけれども開催の実績がございますので、鹿児島県内で開催するとしたらですね、鹿児島市あるいは霧島、指宿あたりってというのは考えられるかもしれませんが。ただ、そこにつきましては、枕崎市でっていうところについてはなかなか難しいのかなというような状況です。

ただ、九州大会もございます。九州大会が一昨年は長島町で開催されてございます。九州大会等もございますし、あるいは御紹介ございました特定第三種漁港の全国の市長会でありますとか、議長会とかもございまして、それは持ち回りで枕崎等でも開催されるわけですがけれども、何らかの形で枕崎を見ていただくということについては、その辺りを勘案して研究してまいりたいというふうに思います。

○9番立石幸徳議員 私は、もうちょっと市長が大きな気持ちを持たれる方じゃないのかと思っていただけど、ちょっと失望したんですけどね。

全国規模の大会がなかなか、市長はおっしゃられるけど、昭和62年に本市で全国豊かな海づくり大会ちゅうのを開きました。この豊かな海づくり大会は、私の認識では、この漁港漁場大会よりはるかにネームバリューもあるし、それこそ今の上皇様、当時の皇太子そして皇太子妃殿下も御臨席を賜った大会ですよ。会場を言われますが、あのときの会場は水揚げ場をきれいに整備してですね、水揚げ場周辺を紅白の幕といいましょうか、立派な会場をつくって、もうそれこそ今でもそのときの大会の模様は地場センターなりいろんなところに写真も残されております。

なぜこの全国大会にこだわるかという点ですね、私ちょっと本題から外れるかもしれませんが、10月に国会議員衆議院選挙がございました。私、用件がありまして、山口県の国会議員に連絡をしなければならぬ。向こうの国会議員の秘書が電話に出ましてですね、今枕崎から電話をしていると、その国会議員秘書が枕崎ってどこにありますかねって言われましたよ。もう国会議員の名前は言いませんけど、国会議員秘書が枕崎がどこにあるか知らない。これ事実ですよ。

それから午前中もありました天皇杯を頂きたいいろんな活動に関する特産品、こういったものも大会と一緒に販売すると、もう全国の漁港関係者に立ちどころにPRできますよ。

そういうことを考えたらですね、全国大会を開くのに、もう鹿児島県は60年前に1回ただけですよ。ぜひこの鹿児島県の開催、そして枕崎市がメイン会場になると、こういう形で取り組んでいただきたいと思うんですが、再度お尋ねをいたします。

○前田祝成市長 ただいま質問者からございました、やはり全国的にも有数の枕崎の漁港ということでですね、今、質問者からの熱い思いもございましたので、また私のほうもこれまで全国大会に泉佐野市で開催された大会をはじめ出させていただいております。その辺りの現場もじっくり勉強させていただいて、枕崎で可能なかどうかということについては、ゼロではなくて可能性を探ってみたいというふうに思います。ありがとうございます。

○9番立石幸徳議員 御礼を言われるあれじゃなくてですね、私は今、枕崎が、先ほどの国会議員秘書もそうですけど、何かしら発信力が弱いと感じてならないからですね、やはりそういった枕崎でしかできない大会、そういうものを誘致して、そしてまちの、市民の結束を高めて、ここは枕崎活性化に取り組んでいただきたいと思っておりますよ。

今度、市長と一緒に同じく発表されたのが、長崎県五島西方沖のフロンティア漁場整備について水産庁が説明したはずですよ。これは、当然、北海道の次の長崎のこの全国漁港漁場大会のときですね、このフロンティア漁場は、全国の漁港関係者があのおとき説明をいただいたそういった漁場だということで皆関心を持って、長崎のほうはそういうシナリオをつくっているわけです。とにかくこの大会開催に向けて、ぜひ頑張ってくださいというふうにお願いをしておきます。

それから3点目にですね、本市における大型冷蔵庫、この建設についてですね、もう既に地鎮祭も終わって、若干、もう工事のほうも少し始まっているようですが、まずこの冷蔵庫の概要ですね、事業主体はどうなっているのか、それから総事業費、財源構成、冷蔵庫自体の規模、収容能力は幾らあるのか。この新冷蔵庫の特徴といいたいでしょうか、そういったところはどうか、まず概要を説明していただきたいと思います。

○鮫島寿文水産商工課長 冷蔵庫の関係について説明いたします。

実施主体の枕崎市漁業協同組合が、国の水産流通基盤整備事業を活用して冷蔵庫を新設、整備するものです。

場所は外港東側、通称三角地と呼ばれるところですが、この野積場用地に公称7,300トン、収容数が4,000トン、凍結能力120トンの鉄骨造・延べ床面積の6,850.1平方メートルの冷凍冷蔵施設が、令和5年3月の竣工を目指し整備が始まっております。

整備費につきましては、水産庁の計画事業費で約36.6億円、負担割合は国が3分の2、事業主体の漁協が3分の1と伺っております。

凍結能力を少し申し上げますと、マイナス40度以下の超低温はなく、マイナス30度、マイナス35度で保管と伺っております。

特徴的なところとしましては、冷凍冷蔵庫ですが、青物冷凍も凍結能力があるということで、先ほど申し上げました120トンということで、資材等も整備をして青物冷凍に対応した冷凍冷蔵施設ということで伺っております。

○9番立石幸徳議員 およそ37億円かけて、また大型の冷蔵庫が枕崎漁港に備わることは非常にいいこと、歓迎すべきことだと思うんです。今度のその冷蔵庫建設の必要性といいたいでしょうか、今まで例えばですね、いろんなカツオ船その他入港しても何か沖に泊まって沖待ちしているんだって、冷蔵庫が塞がっているというような話もよく聞くもんでした。

今度の冷蔵庫ができて、本市のそういった面での不自由をかけないというか、そういう点が解消されるのか、今度の新冷蔵庫の必要性、先ほど説明があった初めての青物冷凍ちゅうようなことでこれもすばらしいことだと思うんですけど、その冷蔵庫の必要性と併せてこの37億の工事費ですので、地元建設業者への波及効果、経済効果そういった面については、どういう対応になっているんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 冷蔵庫整備につきましては、少し建設の必要性等を申し上げたいと思いますが、枕崎漁港の冷蔵庫不足が平成30年3月頃から課題となっていたところなんです。現在計画整備中の枕崎漁港整備計画基本調査におきまして、同計画においてですね、この冷蔵庫建設を盛り込めないかということで県のほうとも協議をし、そしてこの計画変更ということで計画に追記されたところなんです。

具体的な必要性について申し上げますと、質問者がおっしゃいましたとおり現在の漁港内の冷蔵庫保管収容量では、大型化している漁船の入港が重なると、冷蔵庫施設がすぐ満タン状態になり、海外まき網船に港沖で待機いただくなどの入港調整をしていたところですが、また入港を断るケースもあったと聞いております。地域の水産加工業への安定した原魚の供給を図るため、新たな冷蔵庫整備を行うものであります。

○9番立石幸徳議員 冷蔵庫の立地場所もですね、平面図といいたいでしょうか、上から見たときに、ちょうど枕崎漁港の全体的な中心部といいたいでしょうか、ど真ん中にまた最新型の冷蔵庫ができる。私はすばらしいロケーションになると思うんですね。そういった意味でもですね、この冷蔵庫ができて、またいろんな形でこの漁港はすごい漁港だというようなことで、先ほどの全国大会でもですね、もう本当に胸張って全国の漁港関係者に冷蔵庫も紹介していただきたいと思います。

次の燃油高騰対策です。

これは市長が今度の議会の行政報告でもちょっと触れられましたけど、7年ぶりの燃油高とい

うことで、さらに24日にですね、岸田総理がこの原油高を抑制するために、今、万が一のときに対応する国家備蓄の石油も一部放出すると表明しているぐらいです。

ガソリンの値上げも大変なんですけれども、この水産の関係で、農業もございますが、この重油高ちゅうのは、どういった実態になっているんですかね。まず、この点について説明をしていただきたいと思います。

○鮫島寿文水産商工課長 枕崎漁港を拠点とします遠洋カツオ一本釣り漁船は、石油製品の中でもA重油を使っているところですが、A重油の価格につきましては、現在、1リットル当たり100円弱、九十数円で取引をされております。これにつきましては、令和3年1月ぐらいからずっと右肩上がりになっているところです。これにつきましては燃油対策ということで、国の漁業経営セーフティーネット構築事業がありまして、そういったもので、今現在対応をいただいているところがございます。

○9番立石幸徳議員 今、九十数円というんですが、幾らぐらい上がっているかちゅうことは、水産商工課のほうでは確認していないんですか。それとですね、後段で説明のあった漁業経営セーフティーネット構築事業、これについても先週の金曜日、今度国が大型補正55兆円の中に燃油対策として89億円が一応予算として出されると。

しかし、このセーフティーネットの在り方ちゅうのは、油が上がったその一定の基準を超えて上昇した場合に漁業者や養殖業者に補填金が支払われると。しかし、この補填金については、国と漁業者、養殖業者が1対1で基金を積むわけですね。そうすれば、国が予算を89億円出したとすれば、当然、当事者の漁業者、養殖業者も同じ金額89億円をつくらんといかん、出さんといかんちゅうことになるんじゃないですか。当然、その分は漁業者、養殖業者には負担になってくるんじゃないか。このセーフティーネットの仕組みについて、先ほどの重油の金額と併せて担当課のほうで説明していただきたいと思います。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、A重油の価格ですが、令和2年5月で、これは全漁連の全国的な統計の金額ですが56円、そして令和3年1月では70円程度に上がりまして、そして今申し上げました令和3年10月、11月で九十数円と。私が申し上げました現在九十数円というのは、実際、本市に船籍のある2社の購入している金額が九十数円と聞いております。そして、この国のセーフティーネット事業ですけれども、これにつきましては直近では、令和3年4月と令和3年7月にも発動されております。今回11月もですね、四半期ごとに燃油価格の単価を調べて基準に達した場合には発動されますが、多分、推測的には、今度11月も発動されるのではないかと漁業者のほうから聞いているところです。

先ほど質問者からもありましたとおり、この国の漁業経営セーフティーネット構築事業と申すのは、漁業者と国が1対1で積立てを行いまして、一定の基準を超えて高騰した場合に、漁業者の積立額と先ほど言いました同額を国が負担する制度となっており、現在カツオ一本釣り漁業者は全て、そして沿岸漁業者も入っております。また、中型まき網の青物を取る漁業者も入っております。約半数程度が入っていると伺っているところですが、おっしゃいましたとおりこの構築事業につきましては、今年度補正予算で増額89億円が見込まれております。

補填金の支給ですけれども、この基準と申すのは、四半期ごとに123、456、789、この3か月で平均価格が7中5平均値ということで、平均値を7年間の84月分のうち、それと最低と最高値の12か月分を除いた5年間分、60か月で平均値を出してその基準に達した場合には、セーフティーネットが発動されるとされております。

このほかにも今漁業者と話をして申すのは、国のほうの石油製品の重油やガソリンとかも含めてですね、価格上昇の抑制策としまして時限的な激変緩和措置との位置づけで、事後的に1リットル当たり5円を上限に石油元売に補填する施策が年内に開始され、来年3月末までを期限として実施される方針が示されているところです。

基本的には、ガソリン価格が170円を超えた場合ということで情報を得ておりますが、この制度の対象が、先ほど申し上げました漁業用燃料の重油を含めて、ガソリン、灯油、軽油とされているところです。

現在、県や市の独自の支援策というのはないところですが、こういった高止まりの状況が続けばやはり漁業経営の影響が大きくなりますので、今後のこの価格変動というのはやはり注視していかなければならないと思っております。

○9番立石幸徳議員 細かい説明もいただきましたけれどもね、一番強調したいのは、本市の場合、本市漁業にいわゆるカツオ一本釣り船、遠洋漁業ですよ、遠洋漁業っていうのはそれこそ油をいっぱい消費して遠くまで行って、そして操業するわけです。その近海の漁業者ももちろん大変ですけども、この遠洋漁業の燃油っていうのは大変なもんなんですね、影響は。ですから、そういうことも考えてですね、やっぱりこの燃油対策ちゅうのも取り組んでいただきたいと思えます。

それで、最後に水産の関係でですね、今、8月の小笠原諸島南方の福徳岡ノ場というところで海底火山が噴火したんですね。大量の軽石が出てきた。誰が計算したか知りませんが、一説には東京ドームの80杯分だと。それほどの軽石が出されていて、それがいろんなところの沿岸に押し寄せて、特に水産業をはじめ観光の関係なんかでも被害が出ております。

一昨日11月27日には、鹿児島県知事も同行して、防災大臣が奄美のほうのこの被害の現場を見に行ったようなんですけれども、防災大臣がコメントとしてですよ、現場に来て、被害の大きさを実感したと。住民の悩み、苦しみをできるだけ除去したいというようなコメントもちょっと記事になっておりますけど、この軽石大量漂着についてですね、枕崎市ではどういった情報収集をされているのか。それから、いろいろ報道もあるんですが、薩摩半島といいたまうか、枕崎、山川そういった近場のところに軽石が押し寄せてくる心配はないのか。そういった面については、どういった情報収集をされているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 軽石の漂流・漂着につきましては、国立研究開発法人の海洋研究開発機構の研究者のシミュレーションでは、今後、海流によりさらに北上し、関東付近の沿岸まで漂着する予測が行われております。日本列島は南からの黒潮や対馬暖流により北方への海流があることから、これらのシミュレーションで軽石の漂流・漂着が予想される地域以外の場所においても、海上保安庁が提供する軽石の確認情報など最新の軽石の漂流・漂着情報を把握し、被害の未然対策等を図る必要があり、広域的な対応への備えも必要とされているところです。

このため、国土交通省港湾局と水産庁が連携し、関係団体及び研究機関の協力を得まして、漂流軽石回収技術検討ワーキンググループを設置し、これまでに沖縄県や鹿児島県の港湾・漁港で実施された軽石回収に関する技術的な知見や留意点等を整理するとともに、11月中をめぐりに軽石回収技術の実証結果を取りまとめて、港湾管理者や漁港管理者等に速やかに情報発信される予定です。

具体的な回収方法ですが、11月に2回ほどワーキンググループの会議が開催され、その中で台船や小型船による海上からの回収技術、サンドポンプやバックホウ（油圧ショベル）、人力のタモ網での回収や、あと陸上からの回収技術等の実証結果を検証されているところです。

本市としましても、それらの情報収集に努めるとともに、総務課危機管理対策係とも情報を共有し、鹿児島県そして枕崎市漁協や漁業関係者とも連携を密に取り合いながら、軽石の漂流・漂着状況の迅速な把握に努めたいと思っております。

具体的には漁業者から私も聞いておりますが、今、軽石の漂流は奄美大島あたりまで来ております。そういった中で、奄美と種子屋久の間ぐらい、あの辺までは来ているかもしれませんが、種子屋久近海でですね、青物の中型まき網船、そういった方々の情報を聞くと、そこまでは来ていないということでありました。やはり奄美から北上というのはまだないのかなと思っております。

ころです。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり北方への海流も若干支流があるでしょうから、やはり注意深く軽石の海上での漂流をまず見つけて、漂着がないように情報を共有していきたいと思っております。関係機関からも10月と11月に漂流・漂着情報がこちらのほうにも届いて漁協とも情報共有しております。

こういった漂着を想定しつつ、枕崎漁港の現場環境や調達可能な資機材などの諸条件を勘案しつつ、現場の状況に適した効果的な回収方法についても県や漁協と検討していきたいと考えております。

○9番立石幸徳議員 その効果的な除去方法ちゅうのがなかなかないみたいで、実際、国土交通省がいい対応の仕方はないでしょうかということ、全国にアイデア募集をしているような状況ですよね。

そして、このシミュレーションとして、よく海洋研究開発機構のシミュレーションはあるんですけども、船っていうのは沖に出ていきますから、実際その軽石が非常に小さい石なもんだからエンジンが吸い込んでしまうと。船が動かなくなったというような水産にとっては非常に厄介なものが出てきてですね、研究者によると、もう2回目の爆発はないんじゃないかっていうようなものも出ましたけど、ただ、今、実際海に流れている軽石だけでも大変な量だと思いますので、私はこの件では、やはり水産関係者をはじめ、情報提供をしていただきたい。そうしないと、やっぱり実際の現場の人たちっていうのは、そういういろんな研究機関かれこれの情報ちゅうのは入りにくい面があるんじゃないかと思っておりますのでね。

それで、この水産の関係の質問を終わりにして、次に、教育の関係ですね。

今度の広報まくらぎ11月号で、令和3年度の全国学力・学習状況調査、本市結果が広報紙の中で公表されております。また、併せてちいましょうか、先に文部科学省が8月31日に本年度の全国学力・学習状況調査を都道府県別にですね、地元の南日本新聞で公表しているんですね。

その公表されている結果について、いろいろ教えていただきたいんですが。まず、本市の広報紙に、今度のテストは昨年がなかったのが2年ぶりだと。そして、その学力テストの考察という部分にですね、こういった表現があるんですね。小学校は、国語、算数ともに平均正答率が県及び全国平均を上回ったと。これはすばらしいことですよね。一方、中学校は、国語、数学ともに県及び全国平均を下回ったと。その後小学校と中学校の学力は、ほぼ関連することも分かりましたと。ここところが、ちょっと私はどういう意味なのか分からないんですが、この考察の中で書いている小学校と中学校の学力がほぼ関連するんだと。この点について説明をいただきたいと思っております。

○中村克己学校教育課長 中学校の学力は、小学校の学力の定着を土台に積み重ねられていくものであるため、小学校のときの学力が十分定着していなければ、学ぶ量が増え、難易度が高くなる中学校の学習にはついて行けなくなってしまうこととなります。基礎学力が定着しないまま中学校に入学した生徒は、小学校の学習内容を学び直しながら中学校の学習内容を理解し、できるようにならなければなりません。

このようなことを配慮しながら、枕崎市では小中連携を通して、小学校と中学校の教科間の連携を図りながら学びのつなぎを行うとともに、子供たちのつまずきの解消に努めているところでございます。

○9番立石幸徳議員 今、課長の説明があったことを踏まえてですね、もう少しいろいろ掘り下げていきたいんですが。まず、鹿児島県全体としては、今回の小学校は全国平均を上回っているんですね。国語、算数の2教科そろって全国平均を上回るのは、鹿児島県では初めて。そして、本市はさっき言ったように県も全国も上回った。ところが中学校は、2教科とも全国平均を下回

った。出来が悪いわけですね、全国より。これは8回連続と。

そして、これからのことをちょっと詳しく教えてほしいんですが。特に本市においては、中学校も県平均を下回ったんですね。ところが、私、令和3年度だけではなかなかその学力の動きというのが分からないので、昨年ではなかったけど、令和元年度とその前の平成30年度の結果を引っ張り出して比較してみました。ところが、中学校はですね、平成30年は枕崎市内4中学校とも全て県そして全国平均を上回っているんですよ。そして、前回令和元年度は県平均も上回っている、中学校は。ところが今度ですね、中学校のほうが全国平均ももちろんだけでも、県平均よりも落ちてきているんですね。

中学校は、もう何か本市の中学校は学力が下向きかなと心配なんですけど、まずこの実態についてどう思われるのか、それから中学校の学力向上という意味では、今後どのような取組をされるおつもりか、2点お尋ねをいたします。

○中村克己学校教育課長 中学校の学力の結果が、小学校の学力の結果と比べて県、全国を下回った要因等につきまして、まず御説明させていただきたいと思います。

まず、学ぶ側の児童生徒と教える側の教師の面から分析をさせていただきます。

学ぶ側の児童生徒につきまして、小学校で生活していた児童は、中学校に入学すると学校生活全般がまず大きく変わります。中でも小学校では、主に1人の学級担任が全教科を教える学級担任制であったのに対して、中学校では、教科担任制へと変わってまいります。小学校では同じ担任教師による指導になれ親しみながら学習していた児童が、中学校に入学すると、教科によって変わる教師やその指導に慣れていくことが求められます。また、小学校では、教科の基礎・基本を学びながら、発展的な学習にじっくり取り組み、各単元の終わりには確認テストを実施するなど、単元別に学習内容の定着が図られてまいりました。一方、中学校では、学習内容が多く難易度も高くなることで覚えることも多くなり、さらに1時間の授業のスピードや学習進度も速くなってきます。そのため生徒は、授業時間だけでは学習内容の定着を図ることが難しくなり、自宅での復習や予習の時間を確保することが重要となってきます。

その上、中学校では約8割の生徒が部活動に入り、授業以外の自由な時間を部活動に割かなければならない実態もございます。

このような状況から、小学校の児童と中学校の生徒では、学校生活の状況が大きく変わり、まずは中学校の生活や学習スタイルに順応していかなければ、学力に影響してくるということでございます。

一方、教える側の教師の側面から分析してみますと、小学校の教師は、学級担任が主に1人で全教科を指導することにより、どの児童がどの教科で定着が図られていないのか、個々の児童の学力を把握でき、全教科を通して教科横断的に指導することができます。また、学力不振や基礎学力の定着が図られていない児童に対しましては、その児童に応じた学習課題や宅習課題を意図的、計画的に与え、学力向上につなげることができております。

片や、中学校では教科担任制のため、各教科の担任が生徒一人一人の学習の定着を把握できるものの、小学校のように全教師で同じ教科の授業の在り方や指導方法について研究、研修する機会は少なく、教科の特性上、授業の在り方や指導方法については個々の教師に任されているのが現状でございます。

また、鹿児島県が学力調査に併せて行った学校の授業改善に関するアンケートによると、一部の中学校では、授業改善の取組が十分進められていないということが明らかになっており、本市においても、県の分析同様、中学校における授業改善も大きな要因の一つと考えております。

○9番立石幸徳議員 私は2年ほど前ですかね、県に別件で行って、そして県の義務教育課長とたまたまお話する機会があって、その課長いわく、枕崎市には本当にお世話になっていますと。何でって、県平均の中学校学力を枕崎市が引き上げてくれていきますからと、褒め言葉をいただい

たもんですから、ここへ来て、枕崎市の4中学校が県平均を逆に引き下げているような実態っていうのはいかなげなもんかと。ましてこういうことを短い一般質問でどうしろこうしろと言う立場でもありませんが、中学校の本市の学力向上というのは、いろんな課題があるということは分かりますので、ぜひですね、中学校学力向上にしっかり取り組んでいただきたい。これは教育長にも聞きたいですけども、もう時間もありませんので、そういうことで申し上げさせていただきます。

最後のごみの関係。今、市民の声で一番多い声はですね、ごみ関係で、ごみステーションに出すものはそうでないとしても、ごみステーションに出されないものは今度、新しい金峰まで持っていかなんとか聞かれるのが、これが一番多いんですよ。そうしますとね、この市民の質問に我々はどう答えたらいいのか。ごみ中継施設については6月議会でも聞きましたけれども、そのとき坊津町のほうも入れるような感じ。ごみ中継施設で一体どのようなことをしっかりやって、市民には不自由はかけませんというようなことになっているのかですね。そういうものも、これこそまずは市民にきちっと情報提供すべきだと思うんですよ。

時間があまりありませんけどね、その坊津町の件はどうなったのか、それからごみ中継施設では、一体どういうことをやって市民の皆さんに不自由はかけないということになるのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○松田勇一市民生活課参事 坊津町栗野地区のごみの件につきまして、南さつま市坊津町栗野地区公民館の評議員の方々に対しまして、令和3年2月13日に枕崎市と南薩地区衛生管理組合で（仮称）南薩地区新クリーンセンター稼働に伴い、本市が内鍋清掃センターの活用とごみ中継施設として運用していきたいことをお伝えしております。本市の方針につきましては、反対の意見もなくおおむね理解をいただいているところでございます。

栗野地区からは、栗野地区を含め坊津地区全体が利用できるように検討してほしいといった意見が出されていますが、このことは南さつま市が方針を決定すべき事項であり、南薩地区衛生管理組合幹事会の議論の中では、いまだに南さつま市からは申出を受けていないところで、よって本市が整備するごみ中継施設は、南さつま市坊津地区のごみを加味せずに準備を進めているところでございます。

それから、中継施設の運営の関係を御説明いたします。

ごみ中継施設の運営、資源ごみの処理とごみ収集運搬につきましては、各市で行うことが南薩地区衛生管理組合構成市で確認されており、本市が整備するごみ中継施設は、（仮称）南薩地区新クリーンセンターまでの距離が長くなることから市民の利便性を考慮し、内鍋清掃センターを活用して、市民から持ち込まれる粗大ごみなどの持込みごみを受入れて運搬するための中継施設と、資源ごみを中間処理する施設を併せた施設整備を計画しております。（仮称）南薩地区新クリーンセンター稼働時期と同時期に運用できるよう体制整備に努め、本年度中に整備に関する方針を決定し、市民へは分かりやすくお知らせをしていきたいと考えております。

なお、市民から集積所に排出される生活系のごみのうち、資源ごみを除き可燃ごみ、不燃ごみは、市が整備するごみ中継施設を経由することなく、収集を委託している事業者が直接、南さつま市金峰高橋の（仮称）南薩地区新クリーンセンターへ運搬する方法を検討しております。

ごみ中継施設の整備内容についてでございます。中継運搬は、市民の利便性を考慮し、内鍋清掃センターで、これまで同様一般家庭から排出される粗大ごみなど持込みごみを受け入れて運搬をする施設となり、持込みごみの仮置きと粗大ごみの軽微な解体、分解が行える施設の整備を検討しております。資源ごみ処理は、現在、内鍋清掃センターのストックヤード、プラスチック減容機などを本市が南薩地区衛生管理組合から無償譲渡を受け、新たに空き缶選別・圧縮機導入の検討と、プラスチック減容、空き缶選別・圧縮機などの中間処理を行う作業場及びストックヤード拡充の施設整備を検討しております。施設の整備に当たっては、国の循環型社会形成推進交付

金を活用するため、県など関係機関と調整を行っているところでございます。

運営形態は、委託、指定管理制度の活用などの運営方式が考えられるため、今後検討していく課題としております。

○永野慶一郎議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 15 分 休憩

午後 2 時 24 分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○6番城森史明議員 通告に従い一般質問を行います。

枕崎高校の生徒数は、1年生29名、2年生37名、3年生40名、合計106名であります。平成28年71名の入学者は、令和3年は29名となり、5年間で60%減少と急激に大幅に減少していることとなります。

来年の入学者の参考となる今年8月時点での公立高校の進学希望状況は、枕崎高校は24名となっており非常に厳しい状況であります。近隣の南薩地区の高校においては、鹿児島水産高校133名、加世田高校103名、川辺高校62名、薩南工業高校81名、加世田常潤高校29名、穎娃高校52名となっており、南薩地区の中で残念ながら枕崎高校は希望者が最も少ない学校となっております。

市町村合併以前の自治体には、我がまちの高校が必ず1校は配置されてきました。まさに今、本市の、我がまちの枕高が危機的状況を迎えているのです。

今まで、市や議会において、枕崎高校の生徒数減少の問題は真剣な議論や取組はなされてきませんでした。なぜなら、高校は市の管轄ではなく県の管轄になっているからです。今まではこの常識が通用してきたでしょう。しかしながら、もうこの常識を変えなければいけない状況にあるのではないのでしょうか。

本市においては人口減少が止まりません。本市の地方創生総合戦略では2025年に2万人を維持するという計画でしたが、2022年に2万人を下回るものと予測されております。人口減少を止めるためには、本市で育った子供たちに将来枕崎で生活してもらうことが必要不可欠であります。そのためには、枕崎高校存続のために、本市は行政の立場から支援すべきだと考えています。

本市と枕崎高校がウィン・ウィンとなる将来を今こそ選択すべきであり、枕崎高校を核とする地方創生に取り組むべきではないのでしょうか。1つの高校の中で教育活動を実施する時代ではなく、地域全体で枕崎高校と連携・協働することが、魅力ある高校づくりにつながるものと考えます。地域にとっても地域の未来を切り開く人材の育成につながり、地域の持続的な発展を維持できるのではないのでしょうか。

単なる経済支援はほかの自治体の実施しておりますが、効果があるものとは思えません。高校は県の管轄だから市町村は何もできないという今までの発想を転換し、枕崎市の持続的発展のために、枕崎高校の廃校という最悪の事態を招かないために積極的な取組をすべきだと思いますが、どのような考えかをまず質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 質問者が言われるとおり、令和3年7月10日現在における中学校等卒業予定者の進路希望状況を見ますと、枕崎高校の入学希望者数は24名となっております。南薩地区にある公立高校10校を見ましても募集定員を超えているのは、本市にある鹿児島水産高校の1校のみとなっている状況です。

県内の高校進学者数は、少子化の影響あるいは高等学校等就学支援金制度の拡充により志望校

の選択肢も増え、私立高校への進学希望者の増加傾向にあり、公立高校への進学希望者が年々減少しているのが現状です。

枕崎高校の生徒数は、今、質問者からございましたように合計106名で入学者の減少が年々続いているという状況です。

本市において枕崎高校は、本市出身の生徒以外にも市外からの通学をする生徒あるいは寮生活をする生徒、高校の先生など、地方創生の面から見ても生徒や先生方の家族や知人を含めた関係人口は、地域の活性化につながっているところです。ただ、その絶対数が少ないというような状況です。

また、本市にございますもう一つの高校の鹿児島水産高校は、特色ある学校として上級資格取得への積極的な取組、あるいは大学や関係機関との共同研究、各種イベントへの参加など高い意識の取組によって魅力ある高校として周知されており、本市においてこの2つの高校は、地域の活性化やまちづくりに欠かせない存在となっていると認識しております。

枕崎高校については、総合学科という特色を生かした取組や活躍が期待される野球部など、学校づくりにおいて魅力的なものがありますので、本市として枕崎高校を地域として盛り上げていくために何ができるのか、まちづくりの中での環境の整備等を含めて、市としてできることについて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○6番城森史明議員 認識は市長もされていると思いますが、水産高校は確かにそういうような状況で、今回私は水産高校に関しては全く質問しておりません。

それでね、そういう違い、総合学科という特修っていうんですかね、何ていうんですか、県に3校しかないということですが。総合学科というやっぱり特徴を生かしながら、魅力ある高校づくりに努めていかなきゃならないと思うんですが、そういう点で、市長はやっていくってことで答えられました。

しかし、この第6次総合振興計画、これにはもううたっているんですよ、28年、前にね、高校教育について、例えば枕崎高校については総合学科の特色を生かしたきめ細かい教育の充実を支援しますということで明記されているんですよ、今さら言うのはおかしいですよ。28年ですからどういう形でやってきたんですか。

○堂原耕一企画調整課長 質問者もおっしゃられましたとおり、総合振興計画のほうでも地域にある高校との連携、その振興、そしてそれを核にした活性化策というところはうたっているところでありまして、昨年策定いたしました後期計画においてもさらに盛り込んでいるところでもございます。

実際、総合戦略などにおきましても、今のところまだ事業化までは至ってはいないところでございますが、例えば奨学金に関してより使いやすくするような方法であったり、学生の皆様方への勉学をする環境づくりというようなところについても、検討は担当課において進めているところはございます。

また、今までの枕崎高校とのことを申し上げますと、枕崎高校において行いましたSDGs関係のイベント、2年ぐらい前になりますが、そちらのほうにも市としても積極的に参加はさせていただいておりまして、先ほど市長のほうからもございましたが、高校が行う取組に市として関わられる部分、支援ができる部分については、今までも取組として実施しているところはあるかと考えております。

○6番城森史明議員 確かに私もそれはもう知っていますし、私も参加しました。しかしながらですね、やはり一過性じゃ駄目なんですよ、続けるんだったらやはり持続的に続けなければ、一過性であれば効果が少ないと思いますよ。ですから、やはり私が今回一般質問したのは、そういう持続的な取組をしてほしいということをお願いをしているわけです。

それで、確かに地方創生の中で私も見ましたけど、その高校教育という形では載っていないん

ですよね。先ほど奨学金のことを言われましたが、それは一つの大事なことなんです、やはり高校の魅力づくりっていうことについてはまだ何もされていないので、そういう意味でね、やはり高校の魅力づくりをしなければ、そこに中学生が魅力を感じなければ、高校には入ってこないし、そういうことだと思うんで、それを進めるべきだと思うんですが。

その地方創生で全国での先進事例といいますか、どのような形で把握されておりますか。

○堂原耕一企画調整課長 今回の御質問に対してですが、申し訳ございません、ちょっと具体例を挙げるのは難しいのですが、地方創生の推進する方向性の一つとして、やはり地元の高校の活性化、そして先ほど質問者もおっしゃられましたそれを核とした地域振興というのは第2期地方創生総合戦略、国の方針の中でも、一つの項目として上がっていたところでございます。

全国では、高校が中心となった例というところが多いかと思うんですけど、自治体や地元の様々な主体と連携して、その学校の特色を生かした様々な取組はなされているというところは認識しているところでございます。

○6番城森史明議員 一応、私、地方創生と高校教育ということで質問を上げているので、それぐらいは調べておいてください。

私もこういう質問をすることに当たっていろいろ調べましたが、やはり一番代表的な地域おこしというか地方創生は、島根県立の隠岐の島ですね、これが隠岐島前高校という高校が、要は離島ですから、どんどん非常に急激に生徒数が人口減少で少なくなっていたんですが、これじゃいけないということで、島の人たちが、これ平成20年の話なんです、20年から24年、そして魅力化の会というのを地元3町村長、教育長、中学校長、高校長等をして発足させたと。

そして、これは外部人材のプロジェクトマネージャーを配置するとともに、高校内にコーディネーターを常駐、こういうことをやりながら、生徒数は平成20年の89人が平成24年には156人になったと。それとともに人口も80人増加したっていう、これは非常に有名な話じゃないかと思うんです。現在どうなっているかちょっと分かりませんが。

それと、高知の大方高等学校とあるんですが、これは高知県黒潮町なんです。これは1回、大方商業高校が廃校になったわけです。それで、これじゃ地域も寂れるということで、その廃校の後に新しい高校を発足させたわけですね、大方高等学校っていう名前で発足をさせて、現在に至ると。いろんな活動をやってですね、高校を復活させたと、そういうことが2例目です。

3例目は岐阜県可児市なんです、ここもいろんな形で減少が発生しておりまして、可児市役所職員と可児高校教員が連携した可児エンリッチ・プロジェクトを企画、実践して、市役所の人たちが先生役で授業をするという交流をしまして、それが地域課題を考えてですね、志を持って進学する生徒が現れた。そういう成果があったという3例があるわけです。

そういう意味で、小中学校も非常に大事なんですが、やはり高等学校は即社会、そして地域に残る、当然地域から出る人も多いんですが、そういう高い意志を持っていけばですね、将来必ず地元に戻ってくるわけですよ。ですから、そういう面で、やはり継続的な支援というものを、魅力ある学校のためにそういうのを要望しておきます。

次に、2番目の質問として、昨年11月でしたか、文科省が高校の教育はどうあるべきかということで指針を出していますが、その中にコンソーシアムっていうやり方を提唱しているわけですよ。これはどういう背景でそういうのになっているのか、その辺の考えをお聞かせください。

○田代勝義企画調整課参事 コンソーシアムにつきましては、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探求的な学びを通して、地域創生につながる実践的な取組を行うことにより、将来の地域を支える専門的職業人や地域活力の向上に資する人材を育成するとともに、地域振興の核として高校の一層の活性化を図ることを目的として、こういう事業が始められたということです。

○6番城森史明議員 実際、そうなんです、さっきも私言ったように、今までは本当、高校教

育というのは、もうやはり県高校教育課の下に、どういう教育をするべきなのかとか、そういうつながりでやってきたわけなんですよ。

それで、今まではよかったですと思います、人口が増えている状況では。実際、8月のあれを見ますとね、地域の公立高校は非常に衰退しているんですよ、水産高校はさっき増えているということでしたが。

なぜかという、去年もですね、私立の高校は増えているんです、逆に。私立高校は300人ぐらい増えているんですね。本当にそれを見ますと、鹿児島市内の高校と私立の高校、これは非常に繁栄していますが、地方の公立高校はですよ、はっきり言って南薩地区はもう全て倍率は1未満になっているわけなんで、そういう方向性から、文科省もやはりこれではいけないという形で出されたもんだと思うんですよ。

そして、やはりこれは地方創生と一緒にですね。いかにその地方高校が繁栄っていくか、希望者が多くなるためには、魅力ある高校づくりをしなきゃいけない。そのためには、もう高校だけじゃ駄目だと、やはり地域を巻き込んだやり方をすべきだということなんですよ。

そういうことで、それに対してまだ総合振興計画の中でもそういうのは具体的に決めてないんですかね。

○田代勝義企画調整課参事 ただいまありましたように、文科省は、高等学校が地域と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探求的な学びを実現する取組を推進するとしています。

そのようなことからコンソーシアムは地域課題の解決に向けて有効な取組であり、特色ある高校づくりに向けて、高校が主体となり、民間企業、地域NPO、同窓会、公民館等とコンソーシアムを構築することで、関係団体等が当事者意識を持って参画することが期待でき、適切な役割分担の下、課題解決に向けた取組が可能ではないか考えているところです。

○6番城森史明議員 その中では先ほど私が出した先進事例、これについてもですね、可児市と可児高校のやり方が非常に参考になるんじゃないかと思うんですよ。

やはり問題は地域課題なんですよ、地域課題をいかに解決していくか、その高校との連携の中で。そうすることによって、高校生の地域に対する感謝とか、そして責任感とかそういうのも当然、芽生えてくると思いますよね、意識も高くなっていく。

そして、言ったら私たち議員になる人もね、多くなると思うんですよ、やっぱり、そういう交わりを持てばですね。朝も子供議会という話もありましたが、議会としてはやはり当然そういう方向性も進むべき道だと思います。

市役所の場合は、どういうことをやったかという、やはりその実社会における課題を発見し、解決できる力を育成、可児川の環境調査において、親子をサポートする体験（環境部局との連携）、少子高齢化や財政問題等について学ぶ地域課題講座の実施（福祉部局との連携）、地域社会の多職種連携研修会（地域医療センター）の実施（医師会等の連携）、可児市議会へ多世代が地域課題について話し合える場の整備についての提言というふうに、これが具体的なコンソーシアムということで、市一体で高校を教育するっていうことじゃないのかと思います。

実際、こういうやっぱり市役所の人が学校に行って先生役をするっていうのはですね、大分県でも中学校でやっているんですよ。実際に財政課の人が中学校の子供たちに授業をするわけですよ。そうすることによって、地域との連携が高まるっていう事例も、今は流行みたいな形になっていくんじゃないかと思うので、やはりそういうことを実施していく。それがやっぱり今からは重要じゃないのかなと思います。

次に、文科省も地域の課題や魅力に着目した実践的な学びを推奨している。本市が率先して枕崎高校と連携し、魅力ある高校とするために支援すべきではないのか、質問いたします。

○田代勝義企画調整課参事 枕崎高校と地域が連携・協力することにより、地域の活動に生徒が

参画することで地域活力の向上に貢献ができ、学校の中だけではできない多様な社会体験を行うことで地域を理解し、また地域住民や企業、NPOなどの様々な専門的な知識や技能等を持った人材が関わることで、実生活・実社会に即した幅広い資質や能力の育成、いわゆる実践的な学びにつながると考えております。

また、地域としましても高校をより理解する機会につながり、地域ぐるみで生徒を育てることで、地域への愛着や誇りが生まれ、地元への定着やUターンの促進にもつながると考えております。

その取組につきましては、高校が核として地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくための目標やビジョンを示すことで、どのような支援が必要になるのかを把握し、地域住民等と共有して、その課題解決に向けて必要な支援をすべきと考えております。

質問者も先ほど言われましたように、県立高校につきましては、県の教育委員会が管理・運営を行いますので、県の方針とそれに基づく枕崎高校の考え方というものを尊重しまして、市としてまちづくりを通じた中でできる支援をしていきたいと考えております。

○6番城森史明議員 さっき市長も答えられましたが、枕高は野球を非常に頑張っている。そこから辺の野球場も非常にきれいになったと。そういうことで、その辺の連携というのも当然考えるべきなんですが、これちょっと私の質問書にはなかったことですが、その野球についての連携は何か考えておられるんですか。

○前田祝成市長 野球については球場を新しくしたということと、硬式野球が可能になったということもありまして、今回は野球部が水産高校との交流戦をしました。これは来年もやるということで、もう高校のほうからいただいております。

それ以外にもですね、今、様々な可能性を探っているところで、スポーツ・文化振興課を中心に枕崎高校との意見交換を始め、続けております。野球はそういう状況で前向きに進んでいくのかなというふうに認識しておりますし、ちょうど今日の新聞でしたかね、枕崎高校の野球部の生徒の投稿があって、地域の皆さんが応援して下さるから頑張れるっていうような内容でございまして、その辺りをしっかりやっていきたいなというふうに思います。

ちょっと質問と違うかもしれませんが、先ほど参事からもありましたように、地域ですね、例えば青年会議所が先日SDGsの講習ができる資格を持たれたということもございました。

そういうことですか、今、地域商社が地域活動に非常に積極的に取り組まれているということもありますので、その辺りを我々が橋渡しという形になるのか、高校のほうがそういうところにもっと積極的に出てきてくれるのかということを含めてですね、地域のまちづくりに活躍されている皆さん方と高校をマッチングしていくところですね、先ほど質問者からもありました地域課題に高校生と一緒に取り組んでいくという部分に通じていくこともあろうかと思っておりますので、その辺りについては研究して、努力してまいりたいと思っております。

○6番城森史明議員 枕高はもう本当に24名です。ということですね、聞いた話によると、男子はほとんど野球部じゃないのかと。野球部がなかったら、もう何人になっているのかなという状況ですよ、本当に。

ですから、これはやっぱり市としても絶対ほっとけないし、そして市長が市長に立候補する前に、中村公民館に来て話をされました。そのときに、市長は、要望書を紙に書きなさいというふうにみんなに書いてもらって、そしてどうするかという意見を述べられたときに、枕高の問題もあったんですよ。そしたら、市長は、絶対私がやりますということで述べられていますのでね、そういう思いで絶対やってくださいよ。

これは最後に、もう一回市長の考えをお聞きします。

○前田祝成市長 まさに枕崎高校というのは非常に大事な学校ですね、地域にとっても大事な

学校であると思いますし、当然、私も母校でございますので、しっかりと枕崎高校の存続については主体的に取り組んでいきたいというふうに考えます。

今の校長先生とも情報交換とかするんですけども、やはり学校自体がしっかりとやっていくんだってところをですね、我々がしっかりと引き出してあげるっていうかですね、そこはしっかりとやりたいと思います。

高校生一人一人の生徒たちを見ますと、先ほどの野球部の今日の投稿もそうですけれども、例えば先週の土曜日にF AMのダンスの新曲発表会がありました。そこでもかなり中心的に活躍されている方がやっぱり枕崎高校の生徒だということで話をされておりました。

一人一人を見ていきますとですね、本当に才能のあるといいますか、頑張っている方がいらっしゃいますので、生徒たちを生かす、そういう高校づくりというのをぜひやっていくように、我々も主体的に取り組んでいければというふうに思います。

○6番城森史明議員 同窓会やら野球部を支える一心会というのもありますので、私個人も協力しながらやっておりますので、やはり本当に地方創生の核なので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

サツマイモ基腐病について、基腐病の発生から3年目になりますが、残念ながらますます被害が拡大しております。対策の基本は、持ち込まない、増やさない、残さないとのことですが、それに対する具体的なマニュアルも存在していますが、現場での実践状況及び効果等はどんな状況なんでしょうか。

○原田博明農政課長 平成30年12月に発生が確認されたサツマイモ基腐病につきましては、3年目になる本年産においても被害が収まらず、本市の作付面積全体で発生が確認されています。

生産者におきましては、令和元年産から3年産にかけて、国県の支援事業を取り入れながら、持ち込まない対策として、健全種芋・苗の選別や確保、苗床の土壌消毒、苗床での異常株の抜取り、定植苗の適正な消毒・増やさない対策として、排水対策、定期巡回による初期発病株の抜取り、薬剤散布、病気に強い品種の活用、被害の多かった圃場での転作・休作。残さない対策として、早期植付けと収穫の前倒し、収穫残渣の持ち出し、収穫後すぐの耕運などによる残渣分解促進、適正な土壌消毒などを実践し、サツマイモ基腐病の発生防止対策に努めてきています。また、関係機関でも対策の実践について指導してきているところでございます。

しかしながら、このような全ての対策を実践するとなると、農業用機械や労力、経費も必要となりますので、対応に個人差が出ているものと考えているところでございます。

一つでも多くの対策を取っている圃場においては、病害の被害が軽減され収量も確保されていると伺っているところでございます。

○6番城森史明議員 今の話からしますと、要はちゃんと対策を取っているところは少ない。取っていないところが発生しているっていうことに聞こえるんですが、それはどうしてなのですかね。やはりそういう対策を知っておきながらしないのか、その辺のしない人はどういう状況なんですか。

○原田博明農政課長 作業についてですね、今説明しましたいろいろな作業が出てきます。

苗床の準備から健全種芋・苗の確保、また圃場での薬剤散布、こういった様々な対策がですね、時期が一緒になったり、特に薬剤散布については今年は梅雨が早かったりして、散布するタイミングが遅れたというようにいろいろな要因で対策を全てできなかった農家もいらっしゃいます。

そういったことで、1つの対策ではなかなか根治できない病害ですので、様々な対応を1つでも多く実施できた方、またタイミングよく薬剤散布等ができた方については、ある程度効果はあったと。ただ、なかなかタイミング的に実施できなかった圃場、また苗等について健全苗の準備ができなかった圃場等については、やはり被害が多かったというふうに分析しているところです。

○6番城森史明議員 基腐病に対しての認識なんです、要は自然災害だと思っているんですね、私なんか。この病気はもう非常に難しい病気で、人為的には防げない病気だと。ある程度防げるけど完全には防げないと。

地球温暖化なのか何か知りませんが、多分地球温暖化のせいだと思いますよね。温暖化のために発生して、それが人為的にはできないと、もう自然災害。今年もそうですよね、8月の大雨。みんな今年は早く作って、早く植えて、その分は8月大雨の前に収穫した人は結構なかったんじゃないかと思うんですよね。その大雨を機会に発生しているんじゃないかと、それぐらいひどい雨でしたから、そう思っているんですが。

確かに難しい病気で、全てのマニュアルが通用するとは思わないけれども、そういう自然災害的な部分が多いんじゃないですか。確かに自然災害の部分も多いんじゃないですか。

○原田博明農政課長 先ほど言ったように令和元年から様々な対策を取ってきていますし、それぞれその対策によっては効果があるという分析をしており、効果も出てきております。

ただ、先ほど質問者がおっしゃるように、拡大している要因というのはいろんな要因があるというところですね、1つ対策を取れば対応できるという病気ではないということは、もう指導する側も、それから生産者の方々も十分認識した上で対応しているところでございます。

先ほど質問者も言いますように、やはり自然との闘いもあるし、また病気の持っている特性等もあるために、なかなか対応が困難であるというふうに分しているところです。

○6番城森史明議員 この菌は難しい名前がディアポルテ・デストルエンスという糸状菌みたいですよ。そして、持ち込まない、増やさない、残さない。この残さないっていうのがですね、基本的には土壌消毒をすれば完全に100%死滅することはできないんですか。

○原田博明農政課長 被害防止対策の中で一番重要で困難な作業というのが、圃場内の残渣の持ち出しということになります。

圃場から罹病した芋を全て持ち出すということはほとんど不可能と言えます。収穫後はくず芋、つる、しっぽ、発病した腐敗芋など無数に存在します。基腐病菌（糸状菌）につきまちは無数のくず芋等の中で生き続けますし、このくず芋の中の菌を死滅させる方法が現在のところありません。

このため、できる限り持ち出して菌の密度を下げることが、次年度の作付をするために必要な対策となります。

基本的に、この糸状菌はカビなんですけれども、比較的弱い菌ではあるんですね、土壌の中では死滅しやすく増殖はしていきません。菌が塊根、芋のことでございますけれども、塊根の中にあり、塊根がそのままの状態であればいつまでも存在するというようになります。

このため、耕うんを繰り返して、塊根を小さく刻んで分解、腐熟させて土に戻すことが、菌を減らす一番の対策となります。そのあと土壌消毒剤での圃場の消毒という工程を指導しているところでございます。

○6番城森史明議員 そしたら、小さな粒で汚染された芋が残っていけば、それが来年のまた発生源になるというこの理解でいいんでしょうかね、非常に難しいというか。

大きな芋は外せますが、もうそうなった芋とか茎とか、そういうのは1年間で土に戻すというのはちょっと不可能なあれなんで、そういう状況なんですよ。

それと、有効な解決策がなかなか見つからないわけですよ。そのためには、最も重要なことはですよ、その現場の発生状況を分析する必要があると思いますが、それをプロジェクトチームでやっているということでしたが、その辺はどういうふうになっているんですか、実際現場の発生したところを分析というか、いろんな分析の仕方があると思うんですよ。

例えば、土が砂質なのか、岩質なのか、その辺がどうなのか。さっき言ったマニュアルの対策の要因を1つずつ潰せるような感じでね、そういう分析をする必要があると思うんですよ。

だから、マニュアル自体が全て正解だと思わないですよ。なぜかという、それは実証されていないので、理論的にはそれが正しいというのは分かります。ただ、それは本当に効果があるのかというのは分からないわけですよ、実証されなければ、何らかの現場の試験ですよ。だから、そのマニュアルを1つずつ、1つずつ潰すような分析をすべきだと思うんですが、その辺はどういう形でされているんですかね。

○原田博明農政課長 まず、南薩地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチームですね、長い名称ですのでPTというふうに呼ばせていただきますが、このPTは令和2年10月28日に南薩4市の指宿市、南さつま市、南九州市、枕崎市の生産者の代表、また行政、いぶすき・南さつま・さつま日置の3農業協同組合、加治佐でん粉工業(株)、JA、南薩拠点霜出澱粉工場、知覧地区酒造協議会、指宿地区酒造協議会、県農業開発総合センター、南薩地域振興局農政普及課で、この基腐病対策に重点的・集中的に取り組むということで設置されております。

また、この組織の下に実践的に活動する組織として、PTのメンバーの技術職員、指導者に当たる職員のことですが、職員等で構成する作業部会というものを設置しております。モデル地区での実証、それからデータの収集、濃密指導農家への支援、農家への戸別巡回指導、ヒアリング、カウンセリングを行って、質問者からあるいろんな取組に対しての実証の内容の共有と分析に努めているということでございます。本市職員もこのPT及び作業部会の構成員として対策の活動内容を共有しているところでございます。

PTの活動内容につきましては、PT設置以降、3回のPT会を実施し、また作業部会ではコロナ禍の中でなかなか開催できなかったところもありますが、書面開催を含めて計8回開催して、活動内容の確認、それから実証をされた内容等の報告、また現地での検討会を行っているところです。

濃密指導農家ということで、南薩地区全体で35名濃密指導農家を設定して、本市では6名設定しております。この濃密指導農家への個別または集団指導も実施していると。また、この濃密指導農家につきましては、それぞれ生産履歴の記帳をしていただいて、その内容を提出していただいているところでございます。

南薩地区全体でこのモデル地区を3か所設定して、他作物の作付をした後のカンショの作付ですね、それから早植え、早掘り、新しい品種であるこないしんの栽培などに取り組んで様々な検証をしているところでございます。

令和3年産の大体収穫が終わりましたので、今後、そういった取組についての検証を行う予定でいるところでございます。

○6番城森史明議員 その作業チームで実証と実験を繰り返しているということなんで、そういう方法しかできないので、やはり現場での実績が一番物を言うので、その中で何らかのこれが一番ある程度効果があるんじゃないかというのは、その程度はまだ分かっていないんですかね。これがある程度の効果があったとか、そういうのは発見されていないんですか。

○原田博明農政課長 先ほどから答弁してはいますが、これでこの病気が治るという対策は今のところありません。

ですから、先ほど言った取組、苗の準備、種芋の準備から育苗施設の準備、健全種芋、健全苗を確保するということです。それから、その苗を今度は植え付けるときに、ちゃんと発病しているかどうかという確認をしていく。生育していった後の圃場内の排水対策をちゃんと取っていく。その後、定期的に薬剤をかけていく。収穫の後はその残渣をできるだけ早くロータリーをかけて小さく刻んでいったり、すき込んでいくというような処理をしていただくということで、やはりそういった総合的な対策を取っていただきたいということで指導しています。

先ほど言ったように、この対策をすればもう病気の対策にはなるということ、特効薬が今のところないということでございます。

○6番城森史明議員 それは私も十分理解しているんですが、例えばその中で、この効果をやれば、要素別にあるわけでしょう、いろんな要素別にこれをしなさい、これをしなさいって。これはある程度、確率がですよ、要は完全に100%なくすことは無理だと思いますよ。

だから、それを上昇させていく。例えば去年60%被害があったところを次は40%、30%、10%と。上昇していかなきゃならないと思うんですよ、いきなり100%に行くのはできないので。

だから、そういう面で考えて、この辺はやっぱりポイントになりそうだなとか、何かそういうのが分かっていないのかということなんです、そのプロジェクトチームの話合いの中でですね。

○原田博明農政課長 今あった3つの対策がやはり全て大事な対策になるとは思っています。ただ、やはり最初の健全な種芋の確保、それから採取する苗、ここがやはりできるだけ菌のない健全なものであるかどうかというのは一番大事なことだと思います。

あとはやはり幾ら健全な苗であっても、圃場内に病気の菌の入っている塊根というか、そういう物質が残っていると幾ら健全な苗であっても罹患してしまうということが出てきますので、やはり圃場をできるだけ菌を減らしていくということが一番重要な対策というふうに考えています。

薬剤等を農家の方々は一番望んでいます。この薬剤で治るといような薬剤を早く出してくれと、開発してくれ、登録してくれという御意見が多いです。ただ、どの病害についてもですが、この農薬で完治するとい農薬はありませんので、やはりそういったもともとの根源を少なくしていくということが一番大事な対策だということで、農家の方々には指導しているところでございます。

○6番城森史明議員 基本的には、やはり持ち込まない、増やさないということだと思いますが、例えばその中で一番種芋の、これが正常だという見分け方、それと微生物検査っていうのはまだできないんですか。

例えば土壌にしろ、土壌で微生物検査をして、糸状菌がいるか、いないかという検討はされているんですかね。

○原田博明農政課長 菌の検出という作業につきましては、今、経済連のほうでそういった検査ができる装置があるということで、それは土壌じゃなくて、やはりその芋、塊根の中にあるかどうかという分析をする機械だそうです。何か所かの企業はその検査に出したということは伺っています。

今、PCR検査法というのが開発されたということで、農研機構のほうからもそういう情報が入ってきてまして、このPCR検査法というのは基腐病菌かどうかという診断ができるというようなことが今できるようになったということで伺っています。

ただ、これも農研機構のほうで今試しというか、こういうのができたという連絡があったということで、これが使われているところまではいっていないというふうに伺っております。

議員が言われる土壌中の検査ということですが、土壌中には無数の微生物が多数生息しているということで、このPCRの反応をいろいろと阻害するということで、なかなかこの調査というのが困難だということです。

現在、土壌を対象とした検査、診断方法についていろいろと研究しているということをお伺いしています。

○6番城森史明議員 非常に難しい面が、ウイルスフリーの苗も供給できればいいですが、それもできない、本数が足りないということなんで、やはりその辺の難しさがあると思うんですが。

それと、例えば地域別の被害地図っていうのは市では作成は難しいんですかね、労力的に。例えば、この農地的に被害がどうなっているんだっていうのはどうなんですか。

○原田博明農政課長 今、発生状況の確認ということですけども、発生状況の確認というのは現在毎月2回、月の初めと中日に生育調査と一緒に実施しております。

この状況でいきますと、何回も議会で答弁していますがその被害発生 の程度によって分かれていますので、そういった調査をしてどこの畑がひどいとか、どの辺が今発生が始まったとか、そういったところは随時調査して把握はしているところです。

地図化はしていませんけれども、もう産地が大体決まっていますので、どここの産地だというような形で担当のほうでも把握して報告しているところです。

○6番城森史明議員 大変でしょうけど、その辺の分析をよろしく願いまして、一刻も早く解決できるようにならないと、もう農家が非常に大変なので、そして解決方法に輪作というものもありましたが、なかなかそれもできませんよね。ということは、生産量を減らすということなので、その辺のところも市からの援助というのも考えていただかないといけないと思います。よろしく願いいたします。

○永野慶一郎議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時24分 休憩

午後3時33分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○10番下竹芳郎議員 本日最後の質問となりました。しばらくお付き合いのほどをお願いいたします。

日に日に寒さが増してまいります。体調など崩されないよう留意されて、年末をお過ごしください。

今年も市のたくさんの公共施設の整備がなされています。市立図書館もその中の一つで、大がかりな改修整備が行われました。この2年間はコロナ禍で生活様式は一変しました。市立図書館は、どのような目的、考え方で改修整備を行ったのでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 市立図書館の改修の目的についてお話しいたします。

現在の市立図書館は、昭和53年2月に開設以来、市民の皆様の社会教育のための中心的な学習施設として御利用いただいております。

開館から44年が経過し、建物本体は平成29年度に長寿命化のための耐震化診断を実施し、翌年、平成30年度に耐震工事を行ってまいりましたが、建物内部につきましては、トイレ等を含め各階ともに経年劣化が激しく、以前より改修の必要性があったところです。

このようなことから、利用者や指定管理者の意見を取り入れた上で、利用者の利便性やバリアフリー化を重視した整備を計画し、また、感染症対策も踏まえて、ソフト面・ハード面を併せた整備を令和2年度に行ったところであります。

改修整備の内容につきましては、担当課長が説明いたします。

○豊留信一生涯学習課長 整備内容につきまして説明いたします。1階の閲覧室は、床、壁、階段を白色を基調としたデザインで統一し、照明を蛍光灯からLED照明に変えたことで全体が明るい雰囲気となりました。また、本棚と本棚の間を広く取り、車椅子も移動しやすい広々とした空間となっています。

2階児童閲覧室ですけれども、1階同様に床、壁、照明等を改修し、高さの低い本棚を設置することで、全体的に見通しがよくなっております。また、音読塾やファーストブック講座などのためのイベントスペースも設けてございます。

それから3階ですけれども、小会議室、学習室として、小人数での会議やミーティングルームとして整備し、また、静かに学習する部屋も整備されております。

1階、2階のトイレを全て洋式トイレに改修し、併せて多目的トイレも設置しました。ほか、洗面所も各階に設置して、2階への昇降手段としてエレベーターを設置しております。

図書館の新機能として、図書館利用者カードを新しくしまして、本の貸出し時や来館の際に受付でカードを提出していただくことで手続きが簡略化されております。

また、図書館システムも導入しまして、自宅のパソコンやスマートフォンからの蔵書の検索や予約、本の貸出しの延長が可能となり、貸出情報をシステム管理できるようになっております。

それから、読書記録ノートを利用者に配付することで、本を借りた際に貸出記録をシール形式で出力してノートに貼ることで、借りた本の記録を残すことができます。

さらに、図書検索機を設置してあります。図書館で管理している本や雑誌、CDなどの場所を検索できるようになり、また、図書館からのお知らせや開館日の情報も確認できるようになっております。

改修整備に当たりましては、当初は、ただいま説明しました整備を進めていくこととしておりましたが、令和2年に入ってから新型コロナウイルス感染症の発生により感染症対策についても併せて行っていくこととなりまして、アルコール消毒液や検温器の設置はもとより、本を清潔に保つための図書除菌機も設置しております。この機械は、本を入れて紫外線を30秒照射することで、ページの中まで除菌することができるもので、消臭抗菌剤が循環しているために、タバコか、ペットの臭いも除去できます。あと、各階に1台空気清浄機を設置いたしました。

以上が、リニューアルした市立図書館の整備内容でございます。

○10番下竹芳郎議員 市役所本庁舎にもないエレベーターが新設され、多目的トイレも使いやすくなって、どんな人にも優しい図書館に生まれ変わったのではないのでしょうか。

今年4月のリニューアルオープンということで、現在8か月がたとうとしています。鹿児島県は、9月末までまん延防止等重点措置が取られていましたが、今、現在の利用状況とかはどんな具合なんのでしょうか。

○豊留信一生涯学習課長 鹿児島県のまん延防止等重点措置期間は、当初8月20日から9月12日まででしたが、延長となり9月30日まででした。

期間中、市立図書館においては、開館時間や利用時間について指定管理者と協議をしまして、感染予防を徹底した上で、利用者の把握、イベントの縮小、オンラインの利用、長時間利用の禁止などで対応することとし、臨時休館あるいは開館時間の変更などは行っておりません。期間終了後も同じような対応を実施しているところでございます。

また、この期間中の利用者ですけれども、8月が2,180人、前年8月1,141人、9月が1,912人、前年9月が944人で、昨年同月と比較しても2倍ぐらいの利用状況となっております。

○10番下竹芳郎議員 コロナで大変なオープンだったと思います。利用者等の感想等ありましたら教えてください。

○豊留信一生涯学習課長 改修後の利用者からの声といたしまして「きれいになった」「明るくなった」というのはもちろんなんですけれども、トイレについて「多目的トイレが整備されて、安心して幼児と一緒に図書館を利用することができる」それから「膝が痛いのを我慢しなくて済む」「ゆったりして使いやすい」といった声があります。また、エレベーターの設置については「ベビーカーやエンゼルカートに子供を乗せたまま児童閲覧室を利用できるので、以前より来る回数が増えた」「荷物が重いときなどエレベーターが助かる」といった声があります。さらに、図書館の新機能について、予約や延長といったサービスがインターネットでも可能になったことで、貸出し増にもつながっている。図書資料の検索が可能になったことで、利用者からの要望に素早く対応できるようになっている。読書記録ノートについては「本を借りる意欲につながっている」といった声を聞いております。

コロナ禍の影響とリニューアルの広報による効果でしょうか、これまで図書館を利用していな

かった市民が来館するようになったようです。特に、「父親が子供を連れて来る場面を多く見るようになった」「ファーストブック講座やセカンドブック講座でも父親の参加が増えてきた」といったことを指定管理者のほうから伺っております。

○10番下竹芳郎議員 本当に便利になったと思います。そのお父さんが利用してくれれば、本当にいいと思います。

昔、図書館は静かに本を読む場所、静かに勉強する場所だったんですが、時代も変わり、現在図書館は本を通じてコミュニケーションを図る場所に変化したと聞きます。

都会では、おしゃれなカフェのある図書館というのが一部あるようですが、この枕崎で引き合いがあるかどうかは分かりませんが、設計段階ではそういうアイデアはなかったんでしょうか。

○豊留信一生涯学習課長 枕崎市立図書館の図書閲覧規則というものがございます。その第6条第2号に喫煙、飲食等は、閲覧室ではしないことと規定されております。改修計画の中では、館内にカフェ等の設置は考えておりません。

○10番下竹芳郎議員 そういう規則があれば、しょうがないんですが、図書館の運営管理は指定管理者制度で行われていますが、今年で何年目なんですかね。指定管理にして、どういうメリット、また効果があったかを教えてください。

○豊留信一生涯学習課長 市立図書館は、平成25年度から指定管理者制度を導入しております。指定管理先は、特定非営利活動法人読書推進団体枕崎みしのたくかにとが行っております。

指定管理につきましては、枕崎市立図書館の管理に関する基本協定を締結しまして、枕崎市立図書館に係る指定管理者の業務仕様書に基づいて業務運営をお願いしております。

運営については、民間の持つノウハウを活用して、以前から読書推進団体として活動していたこともありまして、特に小さいときからの読書習慣を身につけるための取組は素晴らしいものがございます。このような取組が評価されまして、令和2年度には市立図書館が文部科学大臣表彰を受賞しております。また、広報の工夫や新たなイベントの企画など積極的に取り組んでおります。

財政効果で申しますと、平成24年度までの市直営の時期の予算と比較しますと、単年度において約2,000万円少ない予算で運営できております。

図書館の運営面、予算面において指定管理者制度導入の効果が表れているものと考えます。

○10番下竹芳郎議員 指定管理者の皆さん、本当にやる気があって、頑張っていると思います。

来年こそはコロナ感染症の完全終息を期待いたしますが、アフターコロナに向けて、たくさんの市民の皆さんに利用してもらうため、今後、こういった取組を行いますか。

○豊留信一生涯学習課長 市立図書館は、これまで毎年度約3万5,000人から3万8,000人の来館者がございました。昨年度は、このコロナ禍の中で利用者が激減しております。それから、読書推進活動なども自粛せざるを得ない状況となりましたが、新しい生活様式の中で利用者をどのように増やしていくか、あと利用者のニーズにどのように対処していくかが課題となるかと思っております。

また、蔵書数もまだまだ少ない状況ですので、各年代の方のニーズに応じた図書をこれからも増やしていきたいと考えております。

地域の最も身近な学習施設として、乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層の読書活動を支援するため、図書館サービスの質の向上を目指していくことが必要だと考えております。

今回の図書館リニューアルによる図書検索システムあるいは感染症対策等については、新しい図書館運営の在り方として発揮されていくのではないかと考えているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 今言われた取組とですね、9月の決算特別委員会のときに教育長が言われた本を読む大切さ、本を読むということは、自分自身、そして人の気持ちを読んで、自分なりの判断力を身につけることとおっしゃいました。そのことを頭に入れて読書をしてもらい、また、

新しくなった図書館をフル活用して、多くの方々が来館していただきますよう、指定管理者の方々と力を合わせてよろしくお願いいたします。

続きまして、南溟館について質問をしていきます。

南溟館もまた、毎年のように改修工事を行っていて、美術館としては致命的な雨漏りも解消されて、年を追うごとに利便性が高まっています。現在、収蔵庫増築工事等が行われていますが、今後こういった整備等を行って、来館者、交流人口を増やしていきますか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 議員の御質問のとおり、ここ数年、南溟館の大規模改造工事や収蔵庫増築工事をはじめ、新型コロナ対応のための改修工事を実施しており、今年度でめどがつくところであります。

各企画展を開催するに当たり、来館者から、おむつの交換や授乳のできるところがないのかなど多く寄せられた御意見に応えるため、年度末には抗菌対応の多目的トイレの改修を終えるところでもあります。さらに、あらゆる企画に対応するため、館内のレイアウトを自由にできるように可動式のパーティションを設置するなど、魅力ある企画展を実施できるように改修も進めております。

このようにハード面での整備が整い、これからは、多くの方に来館いただけるよう、ソフト面においても魅力ある企画展を計画してまいりたいと考えております。

また、国においてはスポーツ、文化、観光の連携による取組を強化しております。スポーツ・文化振興課としても、これからも観光部門と連携し、飲食店等を盛り上げる施策についても力を入れてまいります。

そのような取組で関係人口が増えるものと考えております。

○10番下竹芳郎議員 いろんな整備、対策を講じて、交流人口を増やしていただければと思います。

さっき企画展という話があって、そこで企画展、ゴッホ展のことなんですが、そののエピソードというか、その企画、運営、集客どれをとってもすばらしい特別企画展でした。この中でグルメマップを作り、チケットの半券を市内の飲食店で食事をして提示すると、何かしらのサービスが受けられるという取組がありました。このゴッホ展の期間中、飲食店は、週末、県内の客で大変にぎわっていたそうです。

これに参加した飲食店の店主の方から、支援金も大変ありがたいが、お客に来ていただき、仕事ができ、直接生きたお金を頂くことができ大変感謝している。こういった企画を定期的に行ってくれれば助かると聞きました。

コロナ禍の中でこういう声を聞いて、大変うれしくなりました。関係人口が増え、経済効果もあったものと思います。これについては、どう思われますか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 議員のおっしゃるとおり、コロナ禍において南溟館をいかにして閉館しないで開館し続けるかというところが、一つ大きな課題でもありました。そのためにも、コロナ対策に対しての整備を一生懸命やってきたところであります。

先ほども申しましたスポーツ、文化、観光、これが一体となって今後進めていかないといけないと考えております。特に、事業者との連携、これについては来年以降ももっと強化して取り組んでいきたいと思っております。

そのためには、市外から多くの観光客が南溟館を目指して来られるような魅力ある特別企画展、来年度は国際芸術賞展も控えておりますので、そういったところの企画展をしっかりとやっていきたい、そのように考えております。

○10番下竹芳郎議員 魅力のある施設になることを期待いたします。

第6次総合振興計画の後期基本計画の第5章4節2項の中にある施策の概要で、南溟館周辺地域は、景観を生かし楽しく散策できる芸術の森を目指すとありますが、具体的な計画はあります

か。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 南浜館のパフォーマンス広場からの眺望もよく、特に南浜館周辺では朝夕と散策する人が多く見受けられます。議員の質問のとおり、第6次総合振興計画の後期基本計画に掲げる芸術の森については、南浜館周辺は自然豊かな環境で、立体アートを設置するなど景観と一体となったアートスポットとなっております。

アートの森を目指すことを具体的に展開するためには、まずは市街地の各通りに点在する立体作品群でありますアートストリート青空美術館を活用し、お魚センターや枕崎駅舎などの観光スポットを周遊してアートを楽しみながら、南浜館まで散策していただけるような仕掛けをつくるのが大切だと考えております。そのような流れをつくるためには、ソフト事業を展開してまいります。また、市民の憩いの場となるように、アートを通してまちづくりに取り組む事例を参考にするなどして研究してまいりたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 南浜館、片平山からの景観は、この街と東シナ海が一望でき、枕崎でも指折りの絶景スポットでございます。そういう計画があるのであれば、やはり人が集まってくる。そうすると、車の行き来も多くなる。現在、大きいイベントがあるときは臨時駐車場としてグラウンドを使っていますが、東本町の踏切からのアクセス道路、大型バスも困難な状況、車が離合するのもやっとなような状況であります。この道路を整備するとなると、そう簡単にいかないことは分かっているんですが、これについてはどうですかね。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 特別企画展とか、そういう展覧会を実施するに当たってアンケートを実施しております。その中でも、アクセスについてはさほどないところです。ほとんど100%に近い来館者が自家用車で来られますので、そういったところで、アクセス道路については、そういった御意見はあまりないところですが、一部の方は、車が離合するときには困ったとか、議員のおっしゃられるとおり、臨時駐車場、これ雨が降るときはちょっとぬかるんだりとかするところ、靴がぬれたってという御意見等をいただいております。大型バス、これが来る時には事前に連絡がありますので、そういった業者には、どこどこに止めて乗降をとお願いいたします。

そういった状況でございますので、今今ですね、そういったところを急いで改修するといったところは、懸案事項にはございません。

○10番下竹芳郎議員 設計、工事、予算等どれを見ても、大がかりなプロジェクトでありますから、南浜館、アートストリート、街全体が美術館、当初からある目的が遂行できればアートの街枕崎も完成に近づくとお思います。

続きまして、来年開催が予定されている第3回枕崎国際芸術賞展の展望をお聞かせください。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 先ほども少し触れましたが、特別企画展として、現代美術の公募展、第3回枕崎国際芸術賞展の開催に向けまして、今現在進めているところであります。

公募展に限らず、先ほどもありましたけども、動くゴッホ展など今年度から南浜館での特別企画展としての在り方について、南浜館の価値を上げることを目標として取り組んでいるところであります。

そのことに加え、来年度の開催に向けて、国際公募展の名にふさわしい特別企画展になるよう、美術関係者からの御意見を賜るなどして、審査員の選定や開催の時期、公募方法についても見直すなどして、少し時間を要しておりますが調整しているところであります。

○10番下竹芳郎議員 いろんな詳細はこれからだと思うんですが、今開催時期にも触れたんですが、その開催時期は、いつものように夏休みを挟んだ時期なんですかね。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 特別企画展として、今、いろいろなことを検討しております。夏休みに子供たちを楽しんでいただくような企画展も考えたりする中で、この枕崎国際芸術賞展がどの時期なのかも含めてですね、今検討しております。

○10番下竹芳郎議員 分かりました。南溟館について、最後に市長にお聞きします。

令和元年12月議会での一般質問において、第3回展を期待していますという私の質問に市長は、第2回展を非常に厳しく評価していると、次回開催も3年後になるのか、5年後になるのか、分からないということをおっしゃられていましたが、その反省点を払拭する決め手があったから、3年後の来年に開催するのか、どうでしょうか、お願いします。

○前田祝成市長 今、スポーツ・文化振興課長からも答弁がありました。今年度からスポーツ・文化振興課の管理の下、南溟館で様々企画展をやっておりますが、南溟館の価値を上げるといことで昨年のスズキコージ展、そして今回の動くゴッホ展ですね、ここについてはかなりその南溟館の価値といいますか、南溟館に来ていただく方が増えて南溟館が広く知られたと思っておりますし、中身についてもかなり高い評価をいただいているなというふうに思っています。そして、南溟館の内部の改修につきましても、今、感染対策もあるんですけども、靴のまま入れるようにしたところもあったりですね、中でかなり換気対策とか様々やっています。そういう意味では、少しずつ南溟館の価値も上がってきていると認識しておりますし、前回の第2回の国際芸術賞展については、もう少しやはり精度を上げたかったなという部分がやっぱり残っております。

ただ、今回このような形で南溟館の価値を上げるといことに対して全庁的に取り組んでいる部分もございますので、第3回展をぜひ来年度中に実施して、その中身をレベルアップしていきたいと思っております。

○10番下竹芳郎議員 その南溟館の価値も上げていただき、ここ1年の成功された特別企画展の流れがあります。第3回枕崎国際芸術賞展、大変期待しております。

次に、このコロナ禍、長い長いトンネルに入り、なかなか出口が見つからなかったのですが、やっと光が見えてくるようでございます。

その中で、本市は4回の事業者応援資金事業を行っています。国県の支援金と比べるとハードルも低くて事務処理が速いため、事業者の皆さんは大変喜んでおります。

この4回目の事業者応援資金は締切りが12月10日までになっていますが、午前中の質問にもありましたが、途中経過はどうなっていますか、よろしくをお願いします。

○鮫島寿文水産商工課長 現在実施しております枕崎市事業者応援資金支給は、新型コロナウイルスの感染拡大により、売上高が急減した事業者の事業継続を支援するもので、今回で4回目となります。

今回は、令和3年8月または9月のいずれか1か月の売上高が、前年同月または前々年同月と比べて30%以上減少した観光関連産業、節類製造事業者等を対象に、年間売上高に応じて、1事業者当たり15万円から115万円を上限に支給しています。

申請期間は、質問者がおっしゃいましたとおり、今年の10月18日から12月10日までとなっております。現在、申請受付を行っているところですが、申請状況につきましては、現在、交付件数は37件、交付額は2,485万円、両方とも11月26日先週金曜日現在となっております。

これまで本制度については、広報まぐらぎ11月号で掲載をしておりますが、今後も関係の業界の方を通じまして、また、こちらのほうからも丁寧な周知を行っているところですが、積極的に事業者の皆さんに声かけをして、必要があれば申請をしていただくと、そういったことを考えております。

○10番下竹芳郎議員 現在、37件の申請で2,485万円でしたっけ、今まで3回のこの事業を行っていますが、残り1週間にきまして、駆け込み申請というのはこれまでの3回は多かったんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 これまでの支給実績の中においては、集中して駆け込んだということはないと思います。令和3年度の実績ベースでは1回目が7,000万円程度、2回目が3,500

万円程度支給しておりますが、今回で今年度は3回目ですけれども、皆さん最初から期待しておりますして、議会で予算が通りまして、その後申請の受付を始めましたら、皆さんすぐ申請をされております。

しかしながら、中にはですね、以前、ヒアリングといいますかお聞きしたときには、うちも3割減以上だということでお聞きしている事業者もまだ申請をされていなかったり、ちょっと書類の不備等ありましてまだ交付まで至っていないケースもありますので、引き続き、そういった申請漏れがないように周知はしていきたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 本当に申請漏れがないようにしていただきたいです。

現在、コロナ感染症は小康状態にありますが、経済状況は厳しいところもあります。国では、事業者向けに事業復活支援金が2兆8,000億の予算で条件に当てはまれば、業種、地域は問わず支給する経済政策が閣議決定されました。

本市も今後、独自の支援策というのは考えていますか。

○鮫島寿文水産商工課長 少し朝の質問者の方の答弁とも重なりますが、本市では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援策として、事業の継続と雇用の維持を最優先に取り組んできているところでありますが、地域内の消費喚起を図り、市内の経済循環を高める取組などを含め、各種事業を昨年度から引き続き実施しているところです。

特に新型コロナウイルス感染拡大による影響が大きい飲食店、観光施設等への支援につきましては、昨年度に引き続き、本年度も11月から令和4年1月末までの期間におきまして、コロナ復興ぐるっと枕崎スタンプラリーを枕崎市観光協会のほうで実施中であり、市内外の方に市内周遊、市内飲食を促すことで消費喚起をさらに推進しているところです。

また、もう完売をしておりますが、枕崎市通り会連合会が発行主体となり、グルメ・宿泊クーポン券を11月24日、25日に販売いたしました。これにつきましても年末年始の地域経済の域内循環を促し、飲食店支援に資する取組ということで継続する形で進めております。

今後も引き続き、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、市内の経済情勢の把握に努め、国や県の経済対策、国会のほうでも11月に大型補正予算の方針が示されまして、12月に審議をされると情報も得ておりますので、そういったことも踏まえながら、適宜本市独自の対策も講じてまいりたいと思っております。

○10番下竹芳郎議員 もし万が一来たら困るんですが、第6波がもし来たら、すぐ出せるようによろしく願いしときます。

経済活動、社会生活、少しずつ戻ってきていますが、まだまだ気を緩めることなく感染予防を十分にして、健康で新しい年を迎えましょう。

これで私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、下竹芳郎議員の一般質問を終わります。

本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時12分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和3年11月30日)

令和3年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第3号）

令和3年11月30日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		一般質問 禰占通男 議員（62ページ～71ページ） 清水和弘 議員（71ページ～81ページ） 眞茅弘美 議員（81ページ～91ページ） 沖園 強 議員（91ページ～100ページ）	
2	65	令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	予特

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 中 原 重 信 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 豊 留 榮 子 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
大 江 武 史 書記
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
原 田 博 明 農政課長
上 園 秀 人 水道課参事
水 流 敏 幸 監査委員
松 田 勇 一 市民生活課参事
丸 山 屋 敏 教育長
豊 留 信 一 生涯学習課長
家 弓 弘 一 農政課主幹兼特産振興係長

小 泉 智 資 副市長
堂 原 耕 一 企画調整課長
日 渡 輝 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
松 田 誠 建設課長
永 江 隆 水道課長
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
新屋敷 増 水産商工課参事
田 代 勝 義 企画調整課参事
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 土砂災害は、毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。近年の土砂災害発生状況においても、過去10年間の平成19年から28年までの国交省調べでは、3災害合計で鹿児島県863件で1位、2位は新潟県773件となっています。

ちなみに、令和2年全国の土砂災害発生状況によりますと、件数として1,319件、その中で発生件数上位5県の1位が熊本県、2位が鹿児島県となっております。ちなみに長崎県は5位となっております。九州管内、豪雨災害いろいろありますが、災害が多いということがお分かりと思います。

それで質問に移りますが、国の盛土点検による県内の状況、進捗はどのようになっているのかを質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 お尋ねの盛土総点検については、本年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、内閣府防災担当による令和3年7月1日からの大雨に係る支援策取りまとめにおいて、盛土による災害の防止に向けた総点検と総対策の検討が位置づけられ、今回の防災対策を教訓として、今後起こり得る豪雨や台風などへの対応に万全を期し、災害の発生を最小限に抑えるよう関係機関が一体となって取り組むこととされたところです。

なお、本市においては、令和元年度に大規模盛土造成地マップにより、27か所が国土交通省より大規模盛土造成地として示されているところです。

なお、詳細については、担当課長のほうから答弁いたします。

○松田誠建設課長 まずは、国土交通省より令和元年度に示された大規模盛土造成地マップについて説明いたします。これは平成28年の熊本地震などにおいて、大規模な盛土造成地で滑動崩落が発生し、宅地や公共施設等に大きな被害が発生したことから、国土交通省が大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインに基づき、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を調査し、大規模盛土造成地マップの作成を行ったものです。

本市においては、国土交通省が作成したマップに基づき、鹿児島県が27か所の大規模盛土造成地を現地調査し、優先度を判定した宅地カルテが示されたところでございます。

お尋ねの国の盛土総点検の県内の点検状況につきましては、熱海市の土石流災害を踏まえ、鹿児島県が8月に大規模盛土造成地マップに示されている1,926か所のうち202か所、そのほか施工中の林地開発許可地227か所、砂防指定地内40か所、計469か所を点検し、異常は見受けられなかったとのことです。その後、国の盛土総点検の依頼通知に基づき、10月から国が抽出した盛土の可能性のある約2,000か所を調査・点検しているところでございます。

この約2,000か所の対象は、1番目に都市計画法に基づく開発許可手続がなされた箇所のうち土砂災害警戒区域の土石流に関わる上流域及び急傾斜並びに地滑りに係る斜面末端部より上部分の盛土区域、2番目に大規模盛土造成地マップに示された盛土区域、3番目に平成12年頃までと平成18年以降の地形データの標高差が5メートル以上の盛土区域が調査対象となります。

このうち、平成12年以前に造成が完了した盛土区域は目視点検から除外されることから、最終的には点検する箇所は少なくなると伺っています。

進捗状況としましては、調査・点検はおおむね終了しているようですが、現在は個々のデータ

を各関係部署が集約中であり最終結果は出ていないとのこと。

○5番禰占通男議員 担当課長からも詳しく説明がありましたが、点検というのは大体原則で目視ということになっているんですけど、目視とって、この前もテレビなんかで放映されている和歌山県の送水管なんかも近接目視をやっていたってということだったんだけど、その目視の精度というのはどうなんですかね。

○松田誠建設課長 本来点検につきましては目視で行い、申請書類の内容と現地の状況に相違がないか、また災害防止措置が取られているかなどの点検となります。

○5番禰占通男議員 それとですね、今度の国の指針ちゅうことで、大体これ2000年以降に把握したものが対象ちなっているんですけど、本市としては2000年以降とそれ以前ってというのは大体把握はできているんですか。

許可申請が出ている分もあるだろうし、出ていないでそのまま進行して、今現在完了しているってこととか、そういった仕分というのは大体分かっていますかね。

○松田誠建設課長 今回、国の盛土総点検で示されたところにつきましては、国土地理院で抽出した場所でございます。先ほど申しました大規模盛土造成地マップについては、国土交通省が抽出したものでありまして、その中にも相違があるものがございます。

議員から質問がありましたところについては、国土地理院からの調査依頼は8か所ございましたが、市のほうで調査した結果、平成12年以降の造成はなかったということになっております。

○5番禰占通男議員 あと確認というか、今度の検査によると、航空写真を基に盛土の可能性を推定したデータで把握するということをやっているんですけど、こういうデータというのは今まで地方の自治体、本市ですけど、こうして何か情報の提供とか、そういうのはあったんですかね。今回大々的な調査ということで、こういうふうになったのか、その辺についてはどうなんですか。

○松田誠建設課長 航空写真のデータにおきましては、私たちも今までちょっと確認不足だったんですけど、国土地理院のホームページのほうに掲載がありまして、それを遡って航空写真等は確認できるようになっております。

○5番禰占通男議員 本当に今IT技術というのがありまして、特にGoogleですね、あれを最初見て、自分の家の入り口まで分かるということですね、本当にすごい時代っていうか、本当に近年の技術には感心して、それがまたこういった災害に生かされるということは、本当にこれからも期待できるかなと思っております。

次の質問に移ります。

県の許可、届出資料、航空写真を基に盛土の可能性を推定したデータによるようになっております、先ほどの質問の内容ですけど、これによると市町村別の内訳はどのようになっているのか、分かる範囲でお願いいたします。

○松田誠建設課長 国の盛土総点検の各市町村内訳についてですが、砂防課、森づくり推進課、農村振興課など鹿児島県の7関係部署が集約中でございます。県砂防課でも市町村別の内訳など最終的な数値は集約できていないところでございます。

○5番禰占通男議員 課長がおっしゃられましたが、これからの課題になるかなと思っております。

次の2番目の本市の対象箇所はどのようになっていますかね。

○松田誠建設課長 国の盛土総点検に係る盛土可能性箇所としましての調査依頼は8か所ありましたが、調査の結果、全てが平成12年以前に盛土された造成地であることから、目視点検からは除外されています。

大規模盛土造成地の要件としましては、面積3,000平米以上の谷などを埋めて造成された土地と、盛土する前の地山傾斜が20度以上で盛土高さが5メートル以上の傾斜地に腹付けして造成された土地となっており、本市の場合、谷埋め型が23か所、腹付け型が4か所の計27か所が示

されています。

○5 番禰占通男議員 今、課長がおっしゃられた27か所、合計ということで、これで開発許可の有無とか、その中の件数というのはどうなっているんですか。

○松田誠建設課長 ただいま答弁しました国の盛土総点検に関わる場所と大規模盛土造成地マップに示されているところは別でございます、国の盛土総点検に関わる8か所につきましては開発行為等は出ていないところでございます。あと、大規模盛土造成地の要件につきましては27か所ありますが、そのうち腹付け地区と谷埋め地区がありますけれども、そのうち開発行為が出されているのが6件程度になります。

○5 番禰占通男議員 先ほどもちょっと伺いましたけど、この2000年を境にして、課長がおっしゃったこの件数27か所と国の対象のやつと、それはどうなっていますか。

○松田誠建設課長 先ほども答弁しましたが、基となる図面というか航空写真ですね、盛土造成地マップにつきましては国土交通省が抽出した図面になります。今回の盛土総点検につきましては国土地理院が抽出したものでございますので、その差が出てきているというふうに考えております。

○5 番禰占通男議員 それと、課長からもちょっと伺ったんだけど、この色分けですよ。色分けで我々も資料を全項もらっているんだけど、これについてはどうなっているんですか。この土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の別としては。

○松田誠建設課長 今のお尋ねは土砂災害警戒区域指定の色分けについてだと思いますけれども、土砂災害警戒区域等の指定の目的につきまして御説明いたしますが、土砂災害防止施設を設置する際のハード事業の根拠法として定められた急傾斜地法、砂防法、地すべり等防止法などに対し、土砂災害からの国民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策を推進しようとするのがこの土砂災害警戒区域等の指定の目的となります。

お尋ねの指定要件としましては、土砂災害の発生原因となります急傾斜地の場合、傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の急傾斜地である区域と、傾斜地の上から水平距離が10メートル以内と傾斜地の下から傾斜地高さの2倍以内の区域となります。土石流の場合、土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域となります。地滑りの場合は、地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域と、地滑り区域下端から地滑り地塊までの長さに相当する距離の範囲内の区域となります。

お尋ねのイエローゾーンとレッドゾーンのところでございますが、このような区域のうち、人家に影響を及ぼすおそれのある区域を土砂災害警戒区域の通称イエローゾーンとしています。また、人家に影響を及ぼすおそれが特にある区域を土砂災害特別警戒区域の通称レッドゾーンとして、鹿児島県が指定を行っているところでございます。

○5 番禰占通男議員 詳しく説明を受けましたが、これで何ていうかな、砂防ダムとか、いろいろな災害を防止するために設置した箇所ですよ、そういうのはどうなるんですか。

今、あっちこっち砂防ダムとか造ったり、工事なんかも頻繁に予算の関係で行われたりするんですけど、そういうのに当たる区域、その指定というのはどうなんですか。

○松田誠建設課長 先ほど土砂災害警戒区域等の指定の目的につきましても説明いたしましたが、ソフト対策を推進しようとするのが目的となりますので、谷止め工を打ったところとか、急傾斜地で土留めを行ったところ、こういうところについても、やはり人家に影響を及ぼすおそれが特にあるのか、その辺を把握して、土砂災害警戒区域等には指定しております。

このほか、そういう施工していないところであっても、急傾斜地に抽出しているところとか、地滑りに抽出しているところとか、そういうところも点検して、このイエローゾーン、レッドゾーンの指定を行っているということになります。

○5番禰占通男議員 次の質問は今の続きになると思うんだけど、土砂災害警戒区域指定の要件というのはどのようになっていますか、先ほど課長もちょっと説明されましたけど。

○松田誠建設課長 重複しますけれども、土砂災害警戒区域等の指定要件としましては、土砂災害の発生原因となります急傾斜地の場合と土石流の場合、地滑りの場合と3つに分かれております。

急傾斜地の場合については、傾斜度が30度以上で高さ5メートル以上の急傾斜地である区域と、傾斜地の上から水平距離が10メートル以内と、傾斜地の下から傾斜高さが2倍以内の区域となります。土石流の場合は、土石流の発生のおそれのある溪流において扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域となります。それから地滑りの場合は、地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域と、地滑り区域下端から地滑り地塊への長さに相当する距離の範囲内を区域となります。

○5番禰占通男議員 平成30年に私もちょっと公民館で説明を受けたんですけど、土砂災害警戒区域指定ということで、都道府県が国の指針を踏まえて調査し指定しているとなっているんですけど、これで一番私が気にするところは、指定されたときも県の方にちょっと言うだけは言っていないだろうということをお願いもしたんですけど。調査して指定したんだけど、そのときは何もしないという、ハード的なことは何もしないって、一言だったんですよ。その方がまだ県に在籍してれば、顔を見れば分かると思うんだけど。

平成30年のときに、こうして先ほど言いましたように全戸マップを配って、皆さんも持っている方、持っていない方もいるだろうし、後でまた冊子になったものももらいました。それで、指定と、いろいろソフトな面だけしかしないということなんだけど、どうなんですかねこれ。

一番の問題はですよ、国県が分かっている、市町村も分かって、市町村の了解を得て指定するわけでしょう、この場合は。そしたら、今先ほど市長の最初の答弁でもあったように、熱海のああいう事故が起きた場合、国県も市町村も認識していたということになりますよね、知っていて放置していた。私はそう考えているんですが、その辺ちゅうのはどうなんですか。この指定するちゅう中で、認識してどうのこうのっていうその考えですよ、簡単に言ったら。

○松田誠建設課長 土砂災害警戒区域等の指定につきましては、先ほど答弁しましたように、1番の目的は危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようすることが目的でございます。

議員からありました質問のハード事業につきましては、急傾斜地法、砂防法、地すべり等防止法などにに基づきハード事業を行うものでございまして、結論から言いますと、急傾斜地法、砂防法、地すべり等防止法などのハード事業がなかなか追いつかないと。

そういうことで、この3法によって枕崎市が抽出したところで何か所かは指定しているのですが、そのハード事業が追いつかないのですので、これは全国的にですが、その前に市民の安全を守るために、土砂災害警戒区域等の指定を行って、ソフト対策をまずは推進しようとするものがこの土砂災害警戒区域等の指定でございます。

○5番禰占通男議員 先ほどから言いますこの対策はあと6番目あたりにもう一度させてもらいますけど、この中であともう一つ伺っておきたいのは、この警戒区域指定っていうことで、うちの市町村防災会議というのは、こういう指定についてはどのような内容で論議がされるのかっていうそこを伺っておきたいんですけど。

防災の資料なんかにも防災会議という言葉が出てきますけど、どうなんですかね、こういう30年、31年、三、四年前の指定だったんだけど、その中でうちの防災会議でどのような論議がなされたのかっていうことを分かる範囲でいいんですけど、お伺いしておきます。

○松田誠建設課長 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律というのがございます。これに伴いまして指定を行っているわけでございますが、まずは都道府県が指定

をしようとするときは、あらかじめ関係のある市町村の長の意見を聴かなければならないとされております。

このようなことから、枕崎市も県が指定しようとするときは意見の聴取が来ます。それを受けまして、同法第8条に警戒避難体制の整備等ということで、市町村防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに定めるものとなっております。その中で防災会議がありますので、こういう指定がありましたということで議論することになっております。

○5番禰占通男議員 会議でこういう指定がありましたっていう説明を受けて、構成員からの何か質疑とかそういうのはないんですかね。指定はいいけど、私と同じ考えですよ、いないのかなということ。指定はするけど、その対策はどうするのっていう。

今までいろんなことも決めるのはいいんだけど、その対策が後手、後手、課長も言いましたようにいろんなハード面まで行えればいいんだけど、予算の都合上、財政上ということで手後れになって、そして結局何かないと手をつけられないことについてどうなんですか。

○松田誠建設課長 先ほども答弁しましたが、このように県が指定したことによりまして、防災会議で協議を行って市の意見等を回答するわけですが、この指定に伴いまして先ほど出ました防災マップなどに掲載して周知を図るとというのが1番の目的でございます。

○5番禰占通男議員 あと、それとですよ、この崖崩れ、地滑り、砂防的な土石流っていうものが発生する可能性があるということで、目安というのは崖崩れやらそういうことが起こる目安というのは、雨量は今どうなっていますかね、雨量的に。

今、温暖化で相当な雨量ということで、短時間的に雨量が多いということで、今年、去年は特にひどかったんですけど、その目安はどうなっているんですか。

○松田誠建設課長 今の質問につきましては、ハード事業の3法、急傾斜地法、砂防法、地すべり等防止法の根拠と、質問ということでお答えしますが、これにつきましては、先ほど土砂災害警戒区域等の指定要件とも重複するところでございます。

例えば、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、議員が言いましたような兆候ではなくて、現場の傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地において、崖崩れが発生する危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所とかそういうふうに決められているところでございます。

○5番禰占通男議員 もうこの出どころはどこだったか忘れちゃったけど、崖崩れが発生する目安の総雨量ということで150から200ミリちなっているんですけど、今年の雨量ですけど、これを超える雨量というのは2021年8月に229ミリというのが枕崎が1回出ています。

これでいくとソフト面ということで、この雨量があると、台風は風が吹きますから大体こう危険性が分かりますけど、雨量ちゅうことと、今年また連続二、三日降り続いてっていうことになると、皆さんも雨が降るけど、被害ちゅうことは頭をかすめるんだらうけど、この崖崩れやら地滑りに対しての危機ちゅうのはなかなか難しいと思うんだけど、市民に対しての広報ちゅうか周知ちゅうのはどうするのかなという今回質問を考える中で考えてきたんだけど、これはどうなるんですかね。

結局、毎年多くの雨が降りますよ。それは月を考えない、季節を考えないような冬場を除いたらほとんどが対象になると思うんだけど、そのたびに警報、広報を出して避難を呼びかけるのか。

何かそういった方法とかそういうのも考えていらっしゃるのか、そこら辺をお伺いいたします。

○本田親行総務課長 本年8月11日からの大雨につきましても、記録的な大雨となったところですけども、降り続いた雨によって土砂災害が懸念されたところでもあります。

一応、市民への広報といたしましては、土砂災害警戒情報の発令に基づいて今回も特に山間部でありますとか、呼びかけを行って避難所のほうも開設を行ったところです。

基本的には、気象庁からの土砂災害警戒情報等を基に、防災無線でありますとか、山間部対象地域の公民館長等に連絡を取って、また消防の広報で住民に周知を行っているところであります。

○5番 禰占通男議員 雨が降ったら大体、枕崎も平田潟とか山下地区とか、昔から水害が多いところだったんだけど、今いろいろ河川改修、ポンプの設置でほとんど水につかるのが何年か前ちょっとあったけど、そういうあれで改善できていると思うんですけど、この崖崩れちゅうのは今まで大きなことを見聞きしなかったのが幸運だと思うんですけどね。

これからいろいろ言われています農地の荒廃、ちょっと保水率が悪くなる、山の手入れも行かないとまた地滑り等も起きてくると思うんですけどね。そういった場合、高齢化ということで、今まで対応していなかったけど、生活の中でそういうことができていた、それがもうできなくなる、何か生活の変化ですよ。

そういうふうになった場合、やはり今からはこの警報とか市民に周知する方法がまた重要になってくると思いますので、先ほど言ったその防災に関する場とか、そういうところで、またいろんな検討をできるのであればしてもらいたいと要望しておきます。本当に人災がないようにお願いします。

次の質問に移りますけど、この残土処理目的や林地開発の盛土規制は、現在どのようになっているのかお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課長 私のほうからは、宅地造成や盛土、切土といったいわゆる開発行為に対する法や本市条例による規制についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、開発行為に対する規制でございますが、都市計画法におきまして、都市計画区域内では3,000平方メートル、一方区域外では1万平方メートル以上の開発造成につきましては、県知事の許可が必要となっております。そして、その違反行為に関しましては罰則が定められております。

また、森林法において、1万平方メートル以上の山林開発を行う際は、県知事の許可が必要となっております。これらの許可申請に伴う手続など一連の事務は県において行われているところでございます。

また、本市におきまして、市内の生活環境の良好な保全を図る観点から、都市計画法とはまた別に独自の条件として、枕崎市民の環境を守る条例の第34条及び同施行規則第11条によりまして、都市計画区域内においては2,000平方メートル、区域外におきましては5,000平方メートルという基準でもちまして、開発行為を行う際には、着手する30日前までに市長への届出義務を規定しているところでございます。

そして、この枕崎市民の環境を守る条例におきましては、第35条第1項におきまして、市長は、良好な環境の保全のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができるという、いわゆる行政指導について定めております。

さらに、同条第2項におきまして、市長は、前条第1項の規定に違反した者又は前項に規定する指導又は勧告に従わない者に対しまして、当該開発行為の中止、計画の変更、原状回復等良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができると行政処分についても定めているところでございます。また、同条例第73条でこの命令に違反した者に対する罰則についても定めているところでございます。

○5番 禰占通男議員 今、担当課長がおっしゃられた許可ですよ、国の基準等、国っていうか、県の基準と本市の環境を守る条例による基準というのは相当な開きがあつて、うちがちょっと対象面積が少ないということで、その辺についてちょっとお伺いしますけど。

県の許可を取るというのは、結局、市の許可を取るのと違って相当手続上難しいから普通の人申請してもほとんど通らないと思うんですけど、そういう話をして今言った基準内に造成して切

り売りをしたり、いろいろなことを以前からも行われているのは見聞きしております。

それで、今、こういった盛土のことでずっときましたけど、開発で宅地造成で平坦なところはいいんだけど、ちょっとやっぱり高低差があって、ある程度堅牢な擁壁とかいろいろしないといけない場合ですよね。そういった開発行為についての許可申請というのは、何かこう特別なものがあるんですかね。

ただ、対象土地の平米数に対しての対応になるのか、やっぱりそういった高低差がある擁壁、いろいろ沈み等いろいろありますけど、そういった許可に対しての何か特別なものっていうのはどうなんですか。

○堂原耕一企画調整課長 ただいま御説明申し上げましたとおり、都市計画法に基づく許可基準、そして本市の条例に基づく届出の義務というところについてなんですが、例えば本市の条例に対する届出があった場合の判断についてなんですが、質問者からもありました、例えば高低差であったり、何であったりとかといったそういう基準も含めまして、届出のあったその開発行為、造成行為なり、切土、盛土行為なりについては県の技術基準に基づきまして、土木技師のほうで提出された設計書であったり、図面であったりやきっちりチェックしてその開発行為が適切なものであるかどうかということ判断していくものでございます。

なので、法としても、先ほど建設課長からも説明がありましたが、急傾斜であったりとか崖に関する法律というのは様々な法がございまして、こういったケースがこういった法に該当するののかというのは、もう本当ケース・バイ・ケースでいろんなことが考えられるとは思いますが、一般的に開発行為の届出があった場合は、その都市計画法においても県は県の技術基準に基づいて、その行為自体の適切性というところを判断しているということになっているかと考えております。

○松田誠建設課長 企画調整課長のほうから説明がありましたけれども、質問者からありました擁壁について開発許可に関する技術基準というのがございまして、この擁壁につきましては、切土をした土地の部分に生じる高さが2メートルを超える崖、盛土した土地の部分に生じる1メートルを超える崖、または切土と盛土を同時にした土地に生じる高さが2メートルを超える崖面については、擁壁を設置するということになっております。

○5番禰占通男議員 建設課長、企画調整課長から説明がありましたように、申請しているいろいろ技術指導なり、規定どおりいっていなかったら技術指導なりいくでしょうけど、そしてまたそれが申請されていない、また申請されても規格どおりいかないという場合は、今先ほども企画調整課長からいろいろな環境を守る条例についての市の対応がありましたけど、いろいろ直しなさいよといった措置命令とか、それをしなかった場合の代執行をするという基準というのは何か明確な決まりがありますかね、本市としては。

○堂原耕一企画調整課長 まず、その届出のあった行為に対しまして、先ほど御説明申し上げました条例に基づきまして、本市が指導、勧告、そして場合によっては命令いたしまして、それに従わない場合は罰則という流れになっているわけなんですけど、対応の状況と申しますか、そちらのほうについてまず御説明させていただきたいと思うのですが、届出のあった開発行為に対しましては、本市といたしましては、まず関係課と各法令、その届出のあった行為がどの法令に照らし合わせて、そこをきっちり守っていないといけないのかということ判断いたしまして、関係課とまず協議をしてくださいというのを、届出のあった開発行為者に対してお願いをいたします。

そして、工法の内容については先ほど申し上げましたとおり、提出のあった設計書、図面等の内容を県の技術基準に照らし合わせて確認をして、それらを踏まえて企画調整課において関係課から意見を聴取し、それらの意見を踏まえた上で、その行為者に対する何らかの指導が必要な場合は、その指導を行っているところであります。

条例におきましては、指導・勧告の行政指導に従わない者に対する命令までできるようになっているところでございますが、その届出のあった行為に対して問題があると判断したケースで、今までの対応例といたしましては、過去に1件だけ、枕崎市民の環境を守る条例第35条第2項に基づく開発行為の中止命令を発したことがございます。

もちろん発した時点で開発行為も中止をしていただきまして、その行為者に対しまして度重なる指導、協議を行い、その結果ですね、適切な工事の実施がなされ、またそれまで周辺の住民の皆様とも一切何も話し合いが持たれていなかった状況だったんですが、そこも住民説明会を開いていただくというところまで実施したということが実例としてはございます。

この例以外で問題行為が見受けられたケースに対してはですね、関係課と連携をしながら状況をしっかりと把握いたしまして、その行為者に対する指導を行い、まず一番大事であると我々が考えておりますのは、その行為者自身が条例に違反している、法に違反しているということの事実をしっかりと認識していただいて、改善策をできるだけ速やかに実施していただくということまでお願いをいたしまして、やはり開発行為は周辺の住民の皆様など関係する方も多い場合が往々にしてありますので、必要に応じてそういった方々との協議、調整を重ねることで、今のところは問題の解決を図っており、勧告であったり、命令に至る前に指導を受けた開発行為者自身の手で是正がなされているところでございます。

今まで行政処分まで至った例はこの1件で、それについてもしっかりとその行為者自身の手で是正はなされているところでございます。

質問者がおっしゃいました行政代執行の部分についてなんですが、今、御説明申し上げましたとおり、開発行為に対する対応といたしましては、やはりその条例に基づいて要件に該当する開発行為についての届出を求めて、その内容に問題があると判断した場合には、その開発行為者自身が自主的に是正していただくよう速やかに適切な指導を行うというのが第一義だと考えております。

代執行につきましても一般的な話になってまいりますが、代執行というのは、その行政上の義務の不履行に対し、行政代執行が行われるか否かにつきましては、法の根拠というものが当然必要になるかと思えます。

行政代執行法やその関連法に基づいて、それについては、違法行為があるのか、ないのかという判断も含めて、それぞれの行政機関がやはりケース・バイ・ケースで判断していくもので、一概にこうだから行政代執行ということはなかなか申し上げることは難しいのかなと考えております。

○5番 禰占通男議員 適切な指導で収まっているということで、ありがたいことです。

あと、この開発ということで1つ忘れていたんですけど、この林地開発ちゅうのは今どのようになっているんですか。近年、太陽光とかいろいろあって開発も進んでいるし、それとあと、昔は産業廃棄物なる言葉を使わないで、いい加減、どこでもかしこでも捨てて、それが産業廃棄物ということで規制が厳しくなった。

それで、ある程度の区域を決めてちゃんと捨てて、そこは太陽光発電が普及したときに私も何か所か、そういうところが太陽光発電の設置場所になったりしているんですけど、今考えると何かちょっと危ないんじゃないかなという考えがあるんですけど、どうなんですか、この林地開発についての開発の問題点ちゅうのは、今現在の。

○原田博明農政課長 林地開発につきましては、許可の対象となる森林は森林法第5条に基づいて都道府県知事が立てた地域森林計画の対象となっている私有林で、土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質の変更を行うことによって、開発行為に係る森林面積が1ヘクタールを超える場合は、都道府県知事の許可が必要となっております。

1ヘクタール未満の林地開発につきましては、先ほど説明がありました枕崎市民の環境を守る

条例で、都市計画区域内は2,000平米以上、都市計画区域外は5,000平米以上の土地について、切土、盛土等の発生する開発行為を行う場合、工事を着手する30日前までに市長への届出が必要ということになっています。

林地開発につきましては、県による審査時に市町村長の意見の聴取を経て県が許可をする手続になっています。ただ、このときの伐採等の届出については、県の申請の場合は提出の必要はないと、ただ環境を守る条例につきましては市町村への伐採届の提出が必要ということで位置づけているところがございます。

○5番禰占通男議員 開発許可申請以外の開発物件の扱いということで、これは先ほど企画調整課長からもいろいろ指導、助言ということで答弁してもらいましたが、本人が知らないで申請をしていないのか、また何ていうかな、条例に当たって許可申請しても駄目で、申請をしないのか。こういったものが両方考えられると思うんですね。

そういった申請していない物件ちゅうものの対応はどうなるんですか。今までの経緯、これからの見通しとしては。

○堂原耕一企画調整課長 本市の環境を守る条例に基づきました基準というのを定めてございますので、それに該当する開発行為については、全て届出をしていただくのが、これはもう義務だと考えております。

開発行為の届出なしに行われていた行為を発見した場合には、速やかにその開発行為の届出のお願いをして必要に応じた指導をしております。

今現在もですね、開発行為の未届けを1件発見したケースがございまして、そちらのほうに届出のお願いをしているところで、1回届出をいただいたんですが、書類内容に不備等も発見されましたので再度届出をお願いしているところがございます。

相手側からは、実際に届出の必要性について認識がなかったということで弁明を受けておりますので、そこについてはきちりとこの条例の意義を説明させていただきまして、その条例を守っていただくということで、今適切な行為と申しますか、行動を実施していただくようお願いをして、そのために動いているというようなケースが実際ございます。

○5番禰占通男議員 今、そういうふうに指導して対応してくれるところはいいですけど、実際工事をして、もう完了してしまった。ところが、それがまた先ほどからずっと申していますように、県、枕崎市が認定して、急傾斜崩壊箇所とそういうふうにマップに載る、そういった場合の対応はどうなるんですかね。

やっぱり建設課長も言いましたように、人家に被害を及ぼす影響がある。そして、無許可で造成して、また農地にしたという箇所についての対応はどうなりますか。

○堂原耕一企画調整課長 ただいま質問者がおっしゃられたケースというのは、お聞きさせていただいた内容を考えますと、もちろん開発行為という側面もあるかと思いますが、実際行われている行為そのものが市民の生命だったり、財産であったりに関しての危険を及ぼすような行為が認められるのであれば、それは何らかの法にも反しているという部分も出てくるかと思いますが、そういった部分も含めて、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、やはりケース・バイ・ケースで違法な行為と申しますか、行政が動くためにはやはり違法性があって初めて動けるところだと思いますので、違法性のあるなしでケース・バイ・ケースで判断していくことになるのかなと考えます。

○5番禰占通男議員 私が言うのも、指定されてうちの防災資料にもあるんですけど、急傾斜崩壊危険箇所の資料ということでここに改修状況というのがありますけど、改修状況には丸がついて、もう結局、完成という項目になっているんですね。こういうものに対して何か方法はありますかって、そこを伺っているんですけど。

○松田誠建設課長 議員からありました完成につきましては、急傾斜地崩壊対策事業に基づく、

本市が抽出したところが151か所ありますけれども、そのうち指定区分1におきまして、工事が終わったところについて19か所、指定区分2の工事が終わったところについて17か所を丸とか、そういうのをつけているわけですけれども、工事が終わったからといってこの土砂災害警戒区域の指定を外れるものではありません。

先ほどの開発行為の届出が出されていない、こういうことはあり得ないと思うんですけれども、今現状として、先ほど申し述べました要件に該当すれば、土留め工をしておいても、開発がなされていても、開発がなされていないなくても、やはりこの土砂災害警戒区域等の指定の要件に合致すれば、指定するということになります。

○5番禰占通男議員 何らかの対策を取ってもらいたいというのが私の考えなんですけど。

○松田誠建設課長 当然、極めて危険なところ等につきましては、県の事業等を採用しまして、要望しまして、工事を行っていくわけですけれども、今現在ですね、急傾斜におきましては5件程度を要望しております。そのうち緊急性のあるもの、これは令和4年度から3か所を工事着手の予定でございます。

砂防事業におきましては9か所を要望しておりまして、砂防につきましては令和4年度から2件ほどもう事業着手というふうに、ハード事業についても計画的に進めていくこととなります。

○永野慶一郎議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 しばらくの間、お付き合いのほどよろしくお願ひします。

枕崎市の文化財の管理と活用について質問してまいります。

郷土資料は、郷土や郷土関係者に関する文献や視聴覚資料、博物館的資料等当該地域に関する一切の資料とあります。また、埋蔵文化財については、歴史上または芸術上貴重な資料であるが本市が公表しているものにはどのようなものがあるのかをまず、お尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 文化財は、私たちにとって大変大切な、そして後世に伝えていかなければならない貴重な市の財産だと認識しております。

文化財とは、人間の文化によって残された有形・無形のもののうち、価値を広く認められたものの総称と定義されております。また、本市文化財保護条例において、文化財とは、文化財保護法及び鹿児島県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外のものをいうと規定されています。

定義や条例に基づき、本市が文化財として公表しているものは、市が指定した市指定文化財、市が指定していないもので、文化財として文化的、歴史的価値のある古文書や有形の寺社、墓地などがあります。また、埋蔵文化財としては、市内各遺跡から出土した古代の土器、石器、鉄器、装飾品などがあり、定期的に企画展などにより公開を行っているところであります。

文化財の種類、公表等の詳細につきましては、担当課長から説明させます。

○豊留信一生涯学習課長 市の文化財の定義につきましては、市の文化財保護条例第2条に規定されております。

本市の文化財は、条例に基づいて市が指定した有形文化財が6点、有形民俗文化財が10点、記念物（史跡）が5点の21点の市指定文化財がありまして、埋蔵文化財としましては、松之尾遺跡、二本木遺跡、滝ノ下遺跡、石橋遺跡などのほか、市内各地の遺跡から出土した縄文、弥生

などの古代の土器、石器あるいは鉄器などがあります。いずれについても適切に管理・保管しているところがございます。そのほか市が指定していないもので文化財として文化的・歴史的価値のあるものが、古文書が56点、それから有形の寺社、墓地など数十点がございます。

市としましては、市指定文化財については指定の都度公示し、広報紙等で周知をしております。また、遺跡やそこから出土した埋蔵文化財についても、埋蔵物の展示などで公表しております。

市の指定文化財につきましては、教育委員会から市の文化財保護審議会へ諮問をいたしまして、市文化財保護審議会が調査・研究した後、教育委員会へ答申をし、教育委員会で指定を決定した後、公示をして、その指定文化財の名称や説明を付した看板等を設置して、公開をしているところです。また、ホームページ等でも公開しております。

埋蔵文化財（土器、石器等）については、発掘時の現場公開、そこで発掘された埋蔵物の展示なども行われておりましたが、最近では展示できておりませんので、昨年度、今年度と一定の期間であります。企画展等を開催して市民の皆様に観覧いただく機会を設けているところがございます。

○13番清水和弘議員 本市の場合ですね、指定文化財名所は16か所記載されているようです。

平成19年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により首長と教育委員会の権限分担の弾力化が検討され、文化財保護を除く、文化財保護を除くですよ、文化に関する事務及び学校体育スポーツに関する事務は条例により首長の権限下に置くことを可能とする制度になっております。文化財の保護を除くとあり、文化財保護については教育委員会の担当という認識でよいのか、また、スポーツ・文化振興課は市長部局ということだがスポーツ・文化振興課が担当する文化とはどのようなものがあるのかをお示しいたします。

○豊留信一生涯学習課長 お尋ねの件ですけれども、昨年12月議会で枕崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例が可決されて令和3年4月1日から施行されておりますが、その条例第2条第2号に文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）と規定されております。よって、文化財に関することで、文化財の保護に関することは教育委員会がその事務を所管しているところであります。また、文化財を担当する専門の学芸員も教育委員会生涯学習課に配属されております。

このようなことから、これまで文化課に所管されていた業務をスポーツ・文化振興課と教育委員会生涯学習課で分担することとなりますが、業務については支障なく遂行しております。今後も連携しながら、市民の皆さんが文化財に関心を持っていただけるよう努力してまいりたいと思っております。

○13番清水和弘議員 スポーツ・文化振興課をですよ、市長部局にしたことで、文化に対する意見など教育委員会から発言でき難い環境になっていると私は判断しております。スポーツ・文化振興課から文化を切り離して文化部門を教育委員会直属にすべきと私は考えますが、どう思いますか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 先ほどの生涯学習課長の答弁と重複するところがございますけれども、文化財に関することなどは教育委員会が所管しております。その他の文化に関する分野については、変わることなく連携し、例えば南浜館における展示についても協力するなど、それぞれが自由に意見を発言できる状況であります。

発言できない環境になっているということでございますけれども、そのような御心配はないかと思っております。これからも教育委員会、各文化団体との協力、そして庁内からも広く自由に意見が届く職場の環境づくりに励んでまいりたいと思っております。

○13番清水和弘議員 これまでですね、南薩地域地場産業振興センター2階に漁業関係の資料等が展示されておりました。

現在、学校の学校教育指導等に活用されていることはないか。枕崎市発展の基礎であると思わ

れるカツオ漁業関係資材や資料等は、文化的材料、資料として考え、学校などの教材として扱うべきではないと私はと思いますが、いかがでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの公益財団法人南薩地域地場産業振興センター2階の産業資料につきましては、同センターオープン当時、昭和56年から57年にかけて同法人へ関係団体や関係者から寄贈され、展示、整備されたものであります。令和2年に展示物の整理をされたところですが、その保管、移転については、寄贈元の団体と協議をし、枕崎漁港内の関係団体の倉庫や、一部は今質問者がおっしゃいました学校関係の中で活用していただいているところと伺っています。

○13番清水和弘議員 地場センター2階の漁業関係文化財資料は、現在、どこに保存されているのかですね。また、文化財保護審議会は、文化財の保存及び活用について調査、審議するとなっておりますが、今回の地場センターから移動する際にどのような方の助言を受けたのか、専門的所見や所蔵協力者への意見を求めたのか、お伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほどの答弁と重なる部分もございますが、南薩地域地場産業振興センターに展示してありました産業資料等につきましては、それらの歴史と伝統など十分に認識しながら、移管する場合には、関係団体、加工組合、漁協等と協議をして関係団体の倉庫に保管いただいております。

また、一部につきましては先ほども少し申し上げましたが、貴重な産業資料として利活用されますようにということで、鹿児島水産高校のほうに置かせていただいていると伺っております。

その理由としましては、遠洋カツオ一本釣り漁業者の御意向として、カツオ漁業のともしびを消さないためにも、将来の漁業者と成り得る水産高校の生徒の目に届くところに置かせて見ていただきたい、身近に触れていただきたいとの思い、また、旅客船や貨物関係の船に乗船する生徒が多い中で、漁船にも乗っていただきたい、漁業者になってほしいという思いを尊重しまして、水産高校の協力も得まして置かせていただいたと伺っております。

産業資料展示が始まりました昭和五十六、七年当時も質問者がおっしゃるような文化財ということでの展示ではなく、産業資料ということで、広く関係団体の皆様、加工組合、漁協の関係者の皆様から寄贈いただきましたので、移管についての教育委員会等との協議は行っておりません。

今ですね、議員がおっしゃるとおり文化財的な価値もあるようでありますので、その辺を踏まえて、現在、生涯学習課、スポーツ・文化振興課のほうとも調整をしながら、よりよい展示方法について、地場産業振興センターのほうでも調整を進めていくということで伺っております。

○13番清水和弘議員 今、課長の答弁を聞いていたんですけどね、地場センターに保存されていたカツオ関係による文化財はですよ、教材として使うことは私はちょっといかならんかなと。

今、教材と言われましたけどね、漁法が全く違うんですよ。これは私は対応にはならないと思いますよ。これ文化財ですよ、あくまでも。なぜそれを水高のほうに置いておるのか。これは枕崎市の文化財であればですよ、多くの市民に公にしなければならぬはずですよ。枕崎市全体の資材じゃないんですか。その辺は市長、どうなんですか。

○前田祝成市長 今、水産商工課長からの説明がありましたけれども、産業資料として捉えているということがまず一つです。

文化財であるということについてはですね、今関係課と協議しながらその評価をしているという説明があったと思いますけれども、そこはやっていきたいと思っております。そして、教材として使うことの有無ということにつきましてはですね、当然その水産高校からの要望と伺いますか、御意見等も聞きながらやっているということだと思いますので、そこについてはしっかり確認したいと思います。

カツオ一本釣り漁業の漁具等につきましてはですね、水産高校のほうで、今、聞きますと、整っていないかったというところがございまして、そういう意味では水産高校のほうからの

要望もあったのかなというふうには推測しますが、ここについてはちょっと詳しく、私のほうも調べてみたいと思います。

○13番清水和弘議員 今ですね、この水産高校の生徒たちにこれを教えるというのかな、ここに展示するということじゃなくしてですね、枕崎市のカツオ漁業というのはですよ、枕崎市の発祥の地盤でもあると私は思っるとるんですよ。だから、多くの子供たち、住民に見ていただく、拝見していただくためにですね、枕崎の適正な場所に配置すべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○前田祝成市長 すみません、ちょっと答弁漏れがございました。

当然、議員がおっしゃられるように、非常に価値のあるものであるというふうに思います。今現在は産業資料として認識しておりますが、そこをもう一度、関係部署のほうでも確認しながらですね、どういった形で市民の皆様にも公開できるのかっていう部分を含めて、今後、検討していきたいというふうに思います。

○13番清水和弘議員 枕崎の漁業はですよ、これは私はいつも感動っていうのか、思うんですけど、枕崎漁港の外港に南方漁業の開拓者である原耕先生の銅像も建立されております。このようなことでもですね、考慮すべきだと私は思うんですよ。

枕崎市は江戸時代初期からカツオ漁が始まり、1707年当時からこのかつおぶし製造が始まったという歴史があります。枕崎市発展の基礎となってきた漁業関係文化財を保存する。これは、本当に今、市長からも少し答弁がありましたけどね、やっぱり文化財として保存していただきたい。これはどう思いますか。

○前田祝成市長 繰り返しになりますけれども、ただいま産業資料として認識といたしますか我々としては取り扱っているものについてですね、関連部門でしっかりと協議をして、今議員からございましたように、やはり文化財という価値があるのではないかという御指摘もございましたので、その辺りについてはですね、もう一度協議をしてみたいと思います。

そして、公開につきましても、またこれも繰り返しになりますが、どういう形が一番いいのか、常設にするのか、それともある期間にそういった形で企画展なりで御紹介するのか、その辺りについても生涯学習課、スポーツ・文化振興課、そして水産商工課の中でしっかりと協議をしてみたいというふうに思います。

○鮫島寿文水産商工課長 水産高校に保管、利活用いただいている中にはですね、今、質問者がおっしゃいましたとおり、昔のそういった釣針とか、昔の航海灯であったりですね、そういった産業といたしますか、漁に関する資料もございます。

水産高校のほうでは遠洋航海も出られますが、マグロはえ縄の資料は私も見させていただいてですね、そこに遠洋カツオ一本釣り漁業のそういった産業資料がなかったということもあり、一緒に展示したらどうかということで話がありまして、市長からの先ほどの答弁と重複しますがそういった話もありまして展示したところです。

議員がおっしゃいますとおり、本市の産業としてかつおぶし製造というのが江戸時代1700年代に紀州（和歌山）から伝わってですね、その以前から、本市、鹿籠浦はカツオ漁業が盛んであったと。

この1700年代から一気にかつおぶしの製法が伝わったことで、カツオ漁業も大きく発達をし、そしてかつおぶし産業も発展してきたと文献に記されているところです。

また、帆船時代以来ですね、カツオの漁につきましても、度重なる台風の襲来で漁業そのものが壊滅的な打撃を受けた痛烈な歴史もございます。その中で、帆船の模型というのも水産高校のほうには展示をしてですね、こういった厳しい時代も苦難を乗り越えて、漁業者として先人たちが踏ん張ってきたというのを見せたいという思いもありまして、このような対応したところですが、重複になりますけれども、今後はですね、今まで産業資料という展示という考えでしてござい

したが、また、漁業者の皆さん、そして加工組合や教育委員会、生涯学習課プラススポーツ・文化振興課、そして水産商工課も入ってですね、地場産業振興センターのほうとも話をしながら、よりよい展示方法があるか検討して、市民にも公開できるよう努めてまいりたいと思います。

○13番清水和弘議員 このカツオ漁具のこの文化財について、この坊津町の輝津館でカツオ漁業関係文化財を展示してあります。やっぱりこういうことを見ながらですね、カツオ漁については坊津町のほうが先進だと思いますけど、ああいうものの展示の仕方もありますからね、これはやっぱり参考にさせていただきたい。

次にですね、文化財に対する組織や体制の充実について質問してまいります。

郷土資料については時代とともに失われていくおそれがあり、その都度、収集と保存を行わなければなりません。その体制ができているのか。また、子供たちへの文化財としての教育をどのように考えているのか、重複すると思いますけどお願いします。

○豊留信一生涯学習課長 枕崎市誌に記載のあるものでありますとか、これまで市の文化財保護審議会や教育委員会が調査・研究してきた資料につきましては把握をいたしておりますが、民間の方や個人が所有する文化資料、郷土資料、歴史産業資料等については全てを把握しているところではございません。また、市内の各地域に昔からある有形のもの、地域に伝わる伝統、郷土民芸などですね、そういったものは地域の方々の手によって大切に保存、継承されているところでございます。

先ほどからあります郷土資料、産業資料、歴史資料も含めた文化財の保存につきましては、教育委員会それから市の文化財保護審議会、市の関係各課、関係機関、地域の方々と連携して保存に努めていきたいと考えております。

それから、文化財や郷土の歴史についての子供たちの教育についてですけれども、小学校では社会科の時間に教育委員会が編集・作成した「わたしたちの枕崎市」あるいは枕崎市郷土読み物資料集「枕想子」を使って郷土の伝統・文化と先人たちについて学習をいたします。それから視聴覚資料としまして、大正時代の枕崎港での漁業の様子を記録した映像資料も教材として活用しております。

小学校においては、地域の方などから寄贈のあった昔の生活や習俗、産業の道具等を郷土資料室ということで保管をして、実物を見ての学習や地域の高齢者と一緒にその道具を実際使ったの体験学習を行っている学校もございます。

郷土民芸につきましても、郷土民芸を保存する団体、地域と学校が連携しまして、児童生徒が実際、郷土民芸を体験学習して、継承活動に取り組んでいる学校もあります。

さらに、地区公民館の青少年講座等においても、枕崎市史跡めぐり、あと戦争体験談とか、昔の道具を使おうなどといった講座も開催しているところであります。

○13番清水和弘議員 県内各市の文化財の保存活用状況と本市を比較するとですね、これは私が思うことなんですけど、人員や組織ともに本当にちょっと貧弱じゃないかと私は判断して、また専門家の方も言われております。近隣市と比較した場合、本市のこの文化財の保護といいますか、この状況はどう考えていますか。

○丸山屋敏教育長 文化財の職員について、少ないんじゃないかという御意見ですけれども、私が知っている限りですね、かつて96市町村あるときには、多くのところで学芸員が1人ずつおりました。鹿児島市のような大きなところは複数おります。

ところがですね、近年、市町村合併がありまして、そのまま学芸員が残ってですね、そしてそれぞれの合併したところにも資料館がございまして、その指導に当たっているということで、枕崎市は合併しておりませんので今そういうところで1人でやっておりますが、もしですね、新たな発掘があったりとかですね、もろもろ新しい事態が発生したらですね、その都度また人員を増やすという方向を要請していきたいと思いますが、現在はそうした必要もないことから1人で

担当しております。

○13番清水和弘議員 今の教育長の言葉にですね、増員する必要はないというお話だったと思うんですけどね。やっぱりこの文化に対する学芸員っていうのは、一朝一夕にできるもんじゃないと思うんですよ。ずっとこの文化をつないできたものについて、やっぱり教養を深めていって、それをまた住民に説明していく必要がある。また現在ですね、本市にはこの文化に関するこの学芸員のライセンスを持った職員もおられると思います。そういう人たちを生かす、若いときから生かしていって、また、この枕崎のこれからの存続につながると思いますからね。やっぱり専門性を生かして、せっかくこの枕崎に学芸員の資格を持った職員がおるわけですから、その辺は生かしていただきたい、これはもう要望にしておきます。

次にですね、スポーツ・文化振興課について質問していきます。

文化課と保健体育課が統合され、スポーツ・文化振興課となって半年ぐらいが過ぎたと思いますが、具体的にはどのようなところが変わったのか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市長部局になったことで、市長の政策に対してスピードを上げて実施できているところがあります。

具体的には、スポーツ振興においては、本年度中には市営野球場のスコアボードの設置が終了することで、施策に掲げる野球によるまちづくりが大きく前進しております。

文化振興においては、コロナ禍ではありましたが、特別企画展の野見山暁治展や動くゴッホ展など開催することができております。また、教育委員会と連携しながら市内の児童生徒を対象にした枕崎市かつおの絵コンクールの絵画の展示など、これまで以上に多くの企画展を積極的に開催することができております。

このように、南浜館をまちづくりのための資源として捉え、南浜館の価値を上げることを目標に、スピードを上げて進めてまいっております。また、観光面においては、南浜館で開催の特別企画展の来館への特典として、チケットの半券を持って飲食店で提示すれば、ドリンク1杯サービスを受けることができるなど、飲食店や宿泊施設との連携により関係人口の増加が昨年度以上に図られたことは大きな成果でもあり、大きく変わった点であると言えます。

○13番清水和弘議員 今、スポーツ・文化振興課長はですよ、大きく改善されたことをいうような答弁だったと思うんですけどね。私が聞いたのはですね、行きにくくなったのを、例えば大型バスで外部からお客さんを運んでくるときですね、その道路が狭いとか、いろんな苦情がありますよ。南浜館の東側から上がる場合、大型バスも非常に怖い部分があるんだと、そういうところですね、この大型バスで搬入できる道とかそういうのを造る考えはないですか。これは南浜館へのお客さんの誘導増加にもつながると思うんですよ。その辺はどう考えますか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 以前にも議員から御質問を受けておまして、前向きに検討を進めているところがございますけれども、昨日も下竹議員のほうからそのようなアクセスに関しての御質問を受けたところがあります。

重ねて申し上げますと、今現在、南浜館への来館には、100%に近い割合で自家用車での来場となっております。

ただ、大型バス、観光バス、そういった大きなバスが来れば大量輸送が南浜館のほうに期待できるということもございますので、今後、やはりそういった需要ですね、観光ツアーとか、そういう形で誘客していくということになれば、そういったところのアクセスもしっかり考えて計画を立てていかないといけないと考えております。

○13番清水和弘議員 私は南浜館の価値をもっと大幅に増加させるためにですね、来客数をまず増やす。このことによって交流人口が増えて、枕崎の宣伝にもなるわけですよ。これは私は絶対やっていただきたい。

次にですね、市民の中には、事務所を通らなければ入りづらくなり、前のほうがよかったとい

う意見や、文化振興に対する意識の欠落との話も私のところには来ております。担当課はそのような意見を聞いたことはないのか。市民に寄り添った状況は、以前よりも減少したという意見もあります。このような意見について今後の対応についてお伺いいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 御質問のとおりですね、ある文化団体の代表から御指摘を受けたことは承知しております。コロナ禍において、対面して話し合う機会が少なくなった上に、コロナ対策徹底のために南浜館への入館時に手指消毒、そして氏名連絡先の御記入や、昨年度からコロナ対応のための工事による貸し館展示の日程変更など、利用者に大変御迷惑をかけているところも認識しております。

一方、スリッパに履き替えることなく土足で入館できることで、気楽に入館できるなど、多くの方から喜んでいただいている御意見もございます。

先ほど来ありますけれども、動くゴッホ展などの特別企画展などでは、多くの来館をいただき、そのアンケート結果からも高く評価をいただいております。このような催しを今後も開催していただきたいなど、前向きな御意見もいただいている状況であります。

1月末にコロナ対策などの改修工事も一段落いたします。そして、アフターコロナにおいて先ほど来のお話もございしますが、反省すべき点は徹底して見直し、これからも市民や文化団体に寄り添うように努力してまいります。

○13番清水和弘議員 次にですね、新しいスポーツ・文化振興課はですね、常時10人ぐらいが事務所にいると私は聞かされております。人が密ではないかとの意見もあります。また私も思っております。また、保健体育関係者など、会議室として利用する場合、密になっているとの意見もありますけど、このことについてはスポーツ・文化振興課としてはどう思いますか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 まず職員ですけれども、スポーツ・文化振興課の職員は9名おります。土日に勤務がある職員がございまして、イベントとかですね。そういった職員もあって、週休または振休など何らかの形で、全員がまず揃うってというような日はございせん。ですので、職員については密になっていることは、現状としてはないところであります。

スポーツ振興の担当会議があるときとかございましてけれども、別途創作室とかですね、そういった部屋がございまして、そこを利用していただいて会議を行ったり、それでも部屋が狭い、今はそういうことはございせんけれど、コロナ禍でですね、そういった場合は市民会館、そのほかの施設を利用して会議等を実施しているところであります。それが現状でございまして。

○13番清水和弘議員 次にですね、行政職員の在り方について質問してまいります。

行政が、市民から信頼を得る重要な要素として、公平で透明性のある情報発信と誠実で丁寧な対応、説明などが重要であると考えます。本市職員の不適切な態度を私も幾度となく体験させられました。また、多くの市民からの意見も寄せられております。

このような問題を考えるとき、行政職員は意識、体質について理解しておくべきと私は考えております。一般市民の常識からかけ離れ、考えられない意識を持っていることに気づくはずで、休まず、働かず、さぼらず、成果などなく昇給するという職員がいることを多くの市民は気づいているんです。本市職員の市民ファーストとはどうあるべきかをお尋ねいたします。

○本田親行総務課長 本市職員の市民ファーストとはどうあるべきかとお尋ねでございしますが、本市では、育成すべき職員像の第一といたしまして、市民志向——市民の満足を最優先に考える職員を掲げておりますが、こういった考え方や姿勢で業務を行うのが市民ファーストであると考えております。

具体的には、市民福祉の向上が市政の目的であることを常に忘れず、市民の目の高さで課題を的確に把握して、市民との協働の下にその解決に努力する職員、市民の満足度を高めることを常に意識し、全市民の奉仕者としての自覚と意欲を持ち、思いやりと温かみを持って市民に接する職員、本市では、こういった考え方や姿勢で業務ができる職員を最も優先して育成すべき職員像

として捉えております。

そのような職員を育成していくため、職員研修等を継続して実施しておりますが、職員研修と同様に職場での人材育成も非常に大切でありますので、各職場での朝礼やミーティング等で接遇の向上やそれぞれの職場の問題点、課題等を出し合って改善に取り組むようにしているところがあります。

○13番清水和弘議員 私も議員当初ですね、ずっと職員の後ろを回ったんですけどね。本当、口には出せないような態度も見てきました。

市長も民間企業から就任したわけですけど、その自分が民間会社におるときと、この市長として従事しているとき、部下の態度ですね、見たとき、今の状況がベターと考えておりますか。

○前田祝成市長 今、質問者からございましたが、民間と公務員の違いというようなところもあるかと思いますが、以前ですね、昨年9月議会でもちょっとその辺りは答弁しているというふうに思います。

私自身は、民間であろうと公務員であろうと、それはもう全く変わらなくて、やっぱり職業人としてですね、プロとしての仕事をすべきだというふうに認識しております。プロの仕事というのは、当然そこにはお客様がいて、顧客主義であるべきだというのが私の仕事に対する考え方で、仕事の先には必ずお客様がいて、そのお客様のニーズに応えなければ、当然メリットというか、利益を生めないわけですね。その辺が仕事の理論だというふうに思いますので、この考え方に基本的に民間も公務員も違いはありません。その考えは、事あるごとに職員には伝えているつもりでございます。

顧客というのが、市の職員にとっては市民でありますし、基本的に市民のニーズに応えるというのが我々の職員の価値であるというふうに思います。やるべきことであると、それをやり続けていくことが大事だというふうに考えておりますし、それこそが市民ファーストの考え方だというふうに思いますので、今後もその努力は続けてまいりたいというふうに思います。

○13番清水和弘議員 市長が努力していくということですから、市民に信頼されるような職員が、これからもどんどん増加するようにですね、今ここの傍聴に来ていますが、やっぱりそういう人たちも聞いているわけですからね。これは絶対実行していただきたい。

それにですね、行政職員の今後の在り方について、職員の給料は市民の貴重な血税で成り立っているとの意識を持つこと。市民の血税ですよ。自分自身の働き方にもコスト意識を持つこと。良い職場には良い人材も必要で、血の通った指導をすること。良質の行政サービスをするためアンテナを高くし、良質な情報収集に努めること。保身に走るのではなく、保身に走るのではなくですよ、献身の心で業務に当たること。これらについて実践する考えはないのか、お伺いいたします。

○本田親行総務課長 市民の信頼や協力、理解を得ながら、市民ニーズに即したよりよい市政を推進するためには、積極的な情報提供により透明性を確保するとともに、市民の皆様からの声をお聞きし、市政に反映していくことが大切となります。

本市における市民の皆様からの声を収集する手段といたしまして、市の基本的な施策や制度を定める計画や条例を定める際には、その案についてパブリックコメントやアンケートを実施する場合もございますが、市政全般に対する御意見や御要望については、市政モニター制度、それから市民提言箱、またホームページからの問合せメールなどを設けております。

なお、寄せられた御意見や御要望のうち、住所やお名前など連絡先が分かる場合は、所管課で検討を行って回答をいたしているところであります。

また、職員のコスト意識についてであります。市役所職員などの公務員につきましても、会社の利益を追求する民間企業の従業員と比べると、コスト意識やお互いの競争意識などといった面が欠けるのではないかと指摘されることもございます。しかしながら、公務員についても民間

企業の従業員と同様にコスト意識を念頭に置いて、事務の見直しや投資的事業の効率的な推進を図っていくことがとても重要であります。

また、単に財政的なコスト意識だけではなく、どういう価値を生み出したのか、市民サービスとしてどのような成果をもたらしたのかといったことを検証しながら業務を行っていくことも大切だと考えております。

○13番清水和弘議員 今、市民サービスを検証と総務課長は言われましたけど、それを実践私はすべきだと思いますけどね。それを実践したことがあるのかですね。

それと、今行政のほうでこの提言箱を各地区公民館等に配置しとると思うんですけどね。この提言箱の中に、大体年間何通ぐらいの意見書が来ますか。

○本田親行総務課長 まず、市民サービスの検証等でございますけれども、全職員が年度初めに目標と課題を定めております。また、中間による面談、それから年度末に上司が部下に対して面談を行って、その辺の進捗管理は行っているところでございます。

市民提言箱に寄せられた件数等でございますけれども、令和元年度それから令和2年度におきましては12件、令和3年4月1日から現在までですけれども9件寄せられているところでございます。

○13番清水和弘議員 今この意見提言箱にこの令和元年、2年、3年と入っとるみたいですけどね、一番多いのはどのような意見なんでしょうか。

○本田親行総務課長 様々でございますけれども、具体的ではございませんが例を挙げて申しますと、職員に関することとありますとか、市役所の喫煙所に関する事、広報に関する事、議員に関する事、市内の保育所等に関する事、それから墓地のトイレ設置でありますとか、近年につきましては、コロナ対策についての御意見が多いようでございます。

○13番清水和弘議員 今その住民からの意見書についてですよ、これ私、提言箱に入れた人はその回答を求めているんじゃないかと思えますよ、ただ入れるんじゃないですか。ちゃんと考えて住民の声も聞きながら、また自分の考えを入れながら提言箱に私は投入していると思うんですよ。ただ、その今提言箱に全部で33件ぐらいですか、あつたと言われておりますけどね。それが生かされておるんですか、どうなんですか。

○本田親行総務課長 まず、市民の皆様からあつた御意見、御要望については全職員に周知しております。そしてまた、対応策等についても所管課等で検討を行って、お答えが可能なものについてはお答えをしているところでございます。

○13番清水和弘議員 今、私は令和元年、令和2年が12ずつと言うたらいいのかな。やっぱりこんだけの人が、疑問っていうか不服があつて入れとると思うんですよ。これがもし令和元年に12で令和2年が減少しておけば、改善されたと思うんですよ。令和元年、2年、同じ数字で来とる。これは結局、改善してないからそういう住民の意見というのもやっぱり変わらないんじゃないですか。その辺の住民の意見というものは真摯に受け止めているんですか。

○本田親行総務課長 初めに、12件といたしますのが令和元年度から令和2年度、2年間で12件ということでございます。

それから、先ほども意見要望等がありました内容等について申しましたけれども、職員の接遇だけに限ったことではございませんが、職員の接遇等について全体としてはおおむね実践できているのではないかと捉えておりますけれども、議員からありますように、ときには市民の皆様から指摘がなされることもありますので、人事担当課であります総務課としましても、職員の接遇について常に目を配りながら、改善すべき点があつた場合には全職員が共有し、直ちにその改善を図り、さらに市民の皆様から信頼される市役所を目指してまいりたいと思っております。

○13番清水和弘議員 次にですね、私は今これまでの連続なんですけどね、実効性を確保するため、かつ抽象的な形で文句を言つては仕方ない、議会での質問や提案を通じ、ルールを制度化

すること、これがないためにですね、役人の逃げ道になっていると私は思っているんですよ。各人の意識に任せているのが実態だと私は思っております。この意識のずれがですね、住民の不信感のもとになっていると。この辺を住民との意識のずれ、これをどのように解釈しとるんですか。

○本田親行総務課長 御質問の趣旨が、市民の代表である議員の議会での質問や意見等についての対応についてと捉えてお答えいたしたいと思えます。

市民の代表である議員の議会での質問や意見等については、市民の声として全職員が共有し市政に反映していくことが大事であると考えております。このようなことから、一般質問につきましては三役を中心に所管課や関係課で問題の共有を図りながら、答弁の内容を検討しております。また、一般質問の中で出された意見要望等については、可能な限り市政に反映できるよう努めているところであります。

また、常任委員会や予算特別委員会が出された意見や要望等につきましては、議会の指摘事項、懸案事項として全職員に周知し、所管課や関係課で検討、整理を行って対応策を取りまとめているところでございます。

○13番清水和弘議員 次にですね、私の経験したことなんですけどね。世界の優良企業のトヨタ自動車の働き方、仕事のやり方はとても参考になると思って質問していきます。

私もですね、当時車の生産高が世界一の生産基地と言われた田原工場でこのトヨタのやり方を体験いたしました。一番この意識の持ち方、一つ一つの実践、働き方、上司と部下の在り方など、言いたいことは既成概念にとらわれずチャレンジして改善をし続けると言われております。

なぜトヨタだけが独り勝ちできるのにつながっていったのか。トヨタ方式はですね、「「すぐやる人」になれる8つのすごい！仕事術「できる」「できない」よりも「まずやってみる」と危機感を持ち変革の知恵を出す。このことを実践することによりですね、枕崎市の行政状況は大きく私は改善すると思うんですけど、このようなことをそのとおりに実践してくれとは言いませんけど、参考にして実施する考えはありませんか。

○本田親行総務課長 ただいま議員のほうからありましたことにつきましては、トヨタが実践している仕事術で、できる、できないよりもまずやってみて形にすること、問題があれば改善する、改善を続けていくことは仕事のスピード、質、成果を上げることにつながるといったような考え方のようでございます。

トヨタの仕事の進め方につきましては、私たち市役所の仕事においても大いに通じるものであり、また実践していかなければならないこととございますので、職員一人一人が常にこのようなことを意識しながら、仕事を進めていくことが大変大切だと思っております。

○13番清水和弘議員 今、総務課長が答弁されましたけど、市長はどのように考えていますか。

○前田祝成市長 今、総務課長からの答弁がありましたが、やはりトヨタがこれまで長い歴史の中でつくり上げてきたトヨタ生産方式であったりとか、改善であったりとかですね、その考え方はですね、非常に我々にとっても参考になるものだというふうに認識しております。

その中で、まずやってみるっていうところなんですけれども、これ非常に私も大事だというふうに思っております。どうしても人間はできない言い訳を探すといいますか楽をしたがるということですね。そういうところがどうしても弱い部分があるんだろうなと思えますが、我々もですね、じゃあどうやったらできるんだっていうところで常に考えると、そこに頭を使う、そして知恵を働かせるっていうことは非常に大事だと思っております。

特に今回、そのコロナで世の中の状況が変わってくる中でですね、先ほど情報収集の話もあつたのですが、どちらかというところから、その困り事を見つけに行きなさいっていう話はしております。その中で、困り事を見つけに行き、そこで解決策を探していきましよう、そこに対して我々職員の知恵を働かしていきましようということとやっております。

そこについてはですね、本当に少しずつ成果も出てきているのかなというふうに思っておりますので、

継続的に職員にやれない言い訳じゃなくて、やる方法を探すということは徹底してやっていきたいというふうに思います。

○13番清水和弘議員 私は市の職員っていうのはですね、失敗を恐れとるんじゃないかと、それが1番だと思っんですよ。人間は失敗して成長するんですよ。それを隠したら駄目なんですよこれ。行政職員というのはお互いがカバーし合っとする。これが1番枕崎の市職員の態度だと私は思っていますよ。絶対に隠しちゃいかん。これからお互いが注意し合っつてですね、悪いところを見つけたらここをこうしようやと、それぐらいの気構えで私は市民に対応していただきたい。

次にですね、最後に地方自治体は団体自治の要素とその地域団体の事務処理は地域住民が積極的に参画し、その責任において行うという住民自治の要素と結合の上でこそ本来自治体制度は成立すると私は考えておるんですけどね。

地方自治の意義について、その期待性に視点を置き、問い直すためにも、それぞれの職員がやってもやらなくても同じといった誤った平等主義を、やる者こそ報われる競争原理主義を持ち込むことが必要と考えるんですよ。その競争原理主義についてはどう思われますか。

○本田親行総務課長 先ほどの答弁でコスト意識の中でも申しましたが、市役所の職員など議員からあったように、会社の利益を追求する民間企業の従業員と比べますと、コスト意識や、ただいまありました競争意識などといった面が欠けるのではないかとといったような指摘が一般的になされるところでございます。

繰り返しになりますけれども、公務員につきましても、民間企業の従業員と同様にコスト意識でありますとか、お互いの競争意識といったものは大変重要になると考えておりますので、その辺も職員が意識して業務ができるように努めてまいりたいと思います。

○13番清水和弘議員 住民はですね、本当に苦しい中で税金を納めておるんですよ。その住民の税金があなたたちの給与になっつるわけですよ。そのことを私は本当にお金がないのに住民税は取られるわけじゃないですか。お金がなくても住民税をその月やめることはできますか。督促は来るわけでしょう。住民の税金を支払うちゅうことはもうやめられない、それがあなたたちの給与として支払われとる。そのことを私は忘れないでほしい。住民第一ですよ、住民ファースト、これを忘れないでいただきたい。これで私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○2番眞茅弘美議員 令和に入りまして3年となり、令和3年12月の議会となりました。

私の時間をいただきましたので、しばらくお付き合いください。

新型コロナウイルスの拡大がようやく一旦は落ち着き、飲食店もにぎわいを取り戻しつつあります。しかし、今のうちに少しでも景気回復をとというタイミングで、原材料高騰と円安が生じています。物価上昇による家計への影響は必至です。年末に向けての消費にも買い控えなどが生じるのではないかと懸念されます。そして、燃料も値上がりし、高止まり傾向にあります。本市でも特に漁業関係、運送業、農業などへの影響が心配されます。

農林水産省のデータの結果でも農産物価格が低下したことや生産量が減少したことに加え、肥料、農薬、また農業生産資材価格が上昇したことで農業所得が減少しています。十分な農業所得を得ている農家は少数で、農業経営の改善に取り組む認定農業者であっても、農業所得の状況は非常に厳しいという結果が出ています。

枕崎の統計の耕種部門生産額におきましても、平成28年度は55億6,000万円だったとありますが、令和元年度では42億6,000万円と13億円も減少しています。本市の基幹産業である農業は非常に厳しい状況にあります。

このようなことを踏まえて、私の質問に入りたいと思います。

本市でサツマイモ基腐病が確認されて3年目になると思いますが、今年も多くの農家から、基腐病菌に侵され深刻な状況であるという話を聞いています。市でも確認されていると思いますが、今年の被害面積と昨年との比較をお示しください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 昨日の一般質問で農政課長が答弁しましたが、サツマイモ基腐病の発生から3年目になる本年産においても被害が収まらず、作付面積の全体で発生が確認されています。

南薩地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチームで報告されている10月15日現在の発生状況では、令和3年度作付面積470ヘクタール全てで発生が見られています。

詳しい発生状況につきましては農政課長から答弁させます。

○原田博明農政課長 本年産の基腐病発生状況について、被害発生の程度を黄化、萎凋、枯死などによる地上部の被害率での割合で答弁いたします。

被害率3%未満の微が19%、3%以上20%未満の少が45%、20%以上40%未満の中が30%、40%以上60%未満の多が5%、60%以上の甚が1%となっています。これは先ほど言いました基腐病対策プロジェクトチームで報告されている10月15日現在の発生状況でございます。11月に入ってからはこの報告より大分被害が進んでいるものと見ています。

令和2年産は同じ時点で作付面積が515ヘクタール中、被害率なしが40%、3%未満の微が40%、3%以上20%未満の少が15%、20%以上40%未満の中が5%、40%以上60%未満の多と60%以上の甚はゼロ%となっていましたので、被害率につきましては大分悪化しています。特に本年産については3%以上20%未満の少と20%以上40%未満の中が増えているようです。

本年産は様々な対策を取ってきた成果により、4月から7月までは順調に生育していたために、収量では2年産よりも増えるというふうには見込んでいます。しかし、10月中旬以降、生育のよかった塊根に菌が侵入し腐敗している塊根が増えているとの情報も報告されているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 ただいま収量が昨年よりも増えるのではないかという説明でしたが、私も確かに農家のほうからそのような声を聞いております。

ある芋専業農家のところでは、通常フレコンパックで1反当たり五、六本あったものが、今年は2本だった、昨年はいくら以下だったということです。そして、収量も3反畑ですね、通常3トンぐらいあったのが今年は1トン少々だった。しかし、昨年よりはよかったという声を聞いております。

今年はですね、畑も7月、8月上旬まではところどころ被害は出ていたものの、ある程度、昨年に比べると順調だったようです。しかし、お盆前からの長雨で被害が急速に広がったようです。

基腐病が発生してから、なかなかこれといった治療薬がない中で、今年3月に基腐病の殺菌剤として登録されましたアミスターがでございます。本市でもこのアミスターを散布するように指導していましたが、効果はあったのでしょうか。

○原田博明農政課長 令和3年3月10日に新規登録されたアミスター20フロアブルについては、殺菌剤として植付け後1か月をめどに散布し、銅剤、Zボルドーとかジーファインのことですが、銅剤と組み合わせて3回まで使用できるとなっております。

今年度の基腐病対策事業として、かんしょ重要病害虫対策事業を本市の甘しょ対策協議会で申請し、85名の生産者がこのアミスター20フロアブルを導入して、新たな対策として防除に使用しています。効果については様々な意見を伺っており、プロジェクトチーム、PT作業部会でも

使用の検証を行っているところです。

生産者の声としては、確実に菌がなくなった、基腐病が治ったというようなはっきりした効果があったというような声は聞かれていません。また、実証圃場での確実な効果についてもまだ検証はされていませんが、適期に散布できた圃場では被害が軽減されており、基腐病の進行を遅らせる効果についてはある程度実証されているところでございます。

アミスター20フロアブルだけで完治させるということは困難と考えていますが、苗対策、排水対策、残渣対策など様々な対策を実施した上で、ほかの薬剤、銅剤等と組み合わせて適期に防除することで効果はあると分析しているところです。

また、現在、新たな農薬の登録を進めているというような情報もあります。この農薬についても確実な治療剤とは聞いていませんが、現在登録されている薬剤と組み合わせることで、幅広い活用や効果が出てくるものと考えています。ただし、薬剤だけで治る病気ではありませんので、あくまでも対策の一つということでございます。

○2番眞茅弘美議員 適期に散布した畑であれば一定の効果があったということですが、散布するタイミングや回数が肝心だということ。治療薬ということで病変が出てからではなく、出る前に散布することが重要ということですが、今後はある程度、例えば植付けてから何日目で1回目を散布する、またその後は何週間で次を散布するなどの目安があれば、農家への周知を徹底していただきたいと思っております。そして、先ほどから課長も言われていますとおり、排水対策ですね、こちらと一緒にですね、周知を徹底していただきたいです。

昨日の質問の中でも対策を取っている人と取っていない人での差が出ていると、また1つの対策だけでは解除できるものではないという話でしたので、せっかく皆さん苦勞してですね、サツマイモを植えて、いろいろ手をかけるのですから、きちんとした商品になるようにそこら辺の徹底をお願いしたいと思います。

それから、土壌づくりですけど、本市でも勧めてまいりました堆肥散布とロータリーを複数回繰り返すという作業ですが、土壌づくりというのはですね、基腐病が出た頃に課長もたしか言われていたんですけど、地力がないからそこが原因じゃないかっていうことを聞いた記憶がございます。

土壌づくりというのは本当に大事だと思います。それでですね、私、南さつま市の濃密指導農家に指定されている農家の圃場を見学に行きました。こちらの方が特に力を入れて取り組んでいることが、病気の入らない土づくりだと言われました。

これまでサツマイモ農家はですね、ほとんどの農家で堆肥を入れてこなかったというふうに聞いております。そして今、堆肥のほうも入れるように指導されていると思っておりますが、今後ですね、土壌改良ですね、こちらを勧めていく必要があるのではないかと思います。この土壌改良という部分につきまして、いかがでしょうか。

○原田博明農政課長 ただいま質問者がおっしゃられる土壌改良につきましては、重要な対策と考えます。先ほど質問者からもありましたように一般的にサツマイモ栽培については、圃場に堆肥を多く入れると、いわゆる「つるぼけ」というような症状があるなど、今まであまり勧められていませんでした。また、長年、同じ畑でサツマイモ栽培をしているために、連作障害が起きていると考えられております。

現在、堆肥散布の事業におきまして、多くの農家の方々がこの事業に取り組んで堆肥散布を行っています。また、土壌消毒剤等を使ってですね、土壌の消毒も行っているところです。それぞれ個々での土壌改良を実施していただいています。今後は、大規模な土壌改良事業も検討していかないといけないのではないかなというようにも考えているところです。

○2番眞茅弘美議員 それからですね、私はこれまでも基腐病を抑え込む特効薬の研究を急いでいただくよう働きかけていただきたいとお願ひしてききましたが、先ほど課長からも少しございま

した、現在の段階で先ほどのことも含めまして何か新しい情報などがございましたらお願いします。

○原田博明農政課長 南薩地域サツマイモ基腐対策プロジェクトチーム、長い名前ですので今後、P Tと呼ばさせていただきますが、P Tや実動部隊である作業部会、また農研機構などで様々な実証研究を実施し、有効な対策を検討し現在生産者にお示ししていますが、全ての対策を実施するというは大変な作業と経費が必要となります。このため、どこかで対策ができなかったなどの理由によって、完全に被害を軽減できていないのが現状でございます。

県内には大隅地区、熊毛地区にP Tがあります。そのP Tでの活動や対策を共有しながら、効果のある対策、今まで実施してもあまり効果のない対策を見極めながら、効率のよい対策の実践を指導するように協議しております。

現在、健全種芋の確保に向けた取組として、蒸熱処理による消毒方法の実証や、先ほど言いました新たな農薬の登録など蔓延防止対策を検討、議論していますが、何回も言いますが、確実な解決策は確立していません。

有効な対策が出されていないことから、今示している、持ち込まない、増やさない、残さない、この3つの対策の徹底と継続を一つでも多く実践していただくように指導していきたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 それからですね、つい先日、県が基腐病の対策費としまして3,400万円の追加補正を発表されまして、本日の新聞記事1面にも掲載されておりました。

これはサツマイモ種芋の消毒方法として、蒸熱処理装置購入費に充てられるようです。私は10月3日に蒸熱処理機のことをテレビ番組で知りました。そして、私たちは蒸熱処理装置を開発、製造している会社に見学に行っていました。

この蒸熱処理装置は、種芋を機械の中に入れ、蒸気の温度調節をし冷却まで8時間ほどの処理をすれば殺菌される機械です。毎年、サツマイモ農家は前の年に収穫した芋を元に栽培していくので、その元になる種芋は腐敗や病害のない健全な芋でなければなりません。しかし、基腐病が確認されてからは、健全なつもりでいてもいざ伏せ込みしようとするとう腐れていたというようなこともあり非常に困っていました。蒸熱処理装置で菌を処理できるとなると、腐敗や病害のない健全な種芋となるので非常に画期的だと存じます。

苗の供給というですね、これは非常に大事な問題なんです。最近菌に侵されていないバイオ苗を勧めてきました。しかし、バイオ苗は高額な上に供給体制が厳しいと言われております。

そこで、本市として蒸熱処理装置を今後導入するなどの検討は考えていないか、お尋ねします。それから、県が発表しました購入助成ですけど、どのような助成内容か分かっていたら、そちらも一緒にお願いします。

○原田博明農政課長 サツマイモ基腐病の発生が拡大し、種芋予定圃場でも基腐病の汚染が広がり、無病の種芋確保が困難となっております。今までは薬剤による種芋消毒を行ってきましたが、種芋の汚染程度によっては薬剤による消毒も効果が十分期待できていないのが現状でございます。そこで、蒸熱処理による耕種的な種芋消毒方法の実証を行い、消毒効果の検証と普及の可能性について検討しているところです。

実証方法としては、先ほど質問者のほうからありました蒸熱処理装置を使用して、48度で180分処理します。この後、調査をしていきますが、種芋採取圃場の発病程度、種芋腐敗状況、育苗時の発病調査、地上部病害発生状況、収量、塊根腐敗状況等を実証していくということになっております。

今回、ポストコロナ農業生産体制事業を活用して、蒸熱消毒実証事業者4者で実証をする予定でございます。本市ではP T作業部会の会員である2事業者が選定されて、10月から実証を開始しているところです。

実証期間は、令和3年10月から令和4年10月まで、先ほど言った実証方法を実証していくということになります。1年かけての実証計画となります。

実用化につきましては、この実証結果を確認した上で導入計画や機械の活用方法などを取り組んでいくこととなりますので、効果があると判断されれば、本市としても活用に向けて検討していくこととなります。

先ほど言われました、県の補正で出されている令和3年11月20日付の南日本新聞で掲載されました3,400万円の補正の内容ということでございますが、まだ振興局のほうに問合せをしても詳しい内容はまだ下りてきてないということでございますが、大まかには蒸熱処理機械の導入費の2分の1の助成、それから蒸熱処理を使用する使用料の助成をするということで、蒸熱処理施設を導入する企業、農協の育苗センター、これらの公募を補正予算が通った後に進めていくという情報が入ってきております。

○2番眞茅弘美議員 はい、分かりました。その処理機能等もございますので、まだはっきり分からないということで、今後見ていきたいと思っております。そして、市のほうでもですね、検討をお願いしていきたいと思っております。

蒸熱処理装置ですけれども、先ほども申しましたが、南さつま市の濃密指導農家がですね、実はこの機械で処理した種芋で試験的に取り組んでいらっしゃいます。私その圃場も見せていただきました。処理していない通常の種芋、処理した種芋を使って植えていらっしゃいました。その畝をですね、見比べた場合に腐れの面積や葉の色など一目で違いが分かりました。収量もですね、処理した種芋を使った圃場は、基腐病が発生する前と同じくらいの収量だったそうです。

しかしですね、種芋が幾ら健全でも、苗床や圃場に菌があると、また菌に侵されてしまうので、こういうことは研究機関の裏づけなども必要ではないかと思っております。先ほども申しましたが、県の取組と併せて本市のほうでも早めの検討をぜひお願いいたします。

次に、基腐れの残渣処理置場についてです。

私はこれまでの委員会等で質疑してまいりました。今年もサツマイモの掘り取りが終わろうとするこの時期になりますと、農家から腐れた芋の捨場に困っているという相談があります。この基腐病菌に侵された芋は産業廃棄物に当たりますか。また、個人で埋める、焼却などは許可されていますか、お尋ねします。

○松田勇一市民生活課参事 基腐病菌に侵された残渣は事業活動に伴って生じた廃棄物であり、産業廃棄物以外のものに該当し、事業系一般廃棄物となります。

よって、基腐病菌に侵された残渣の廃棄処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などを遵守し適正に処理することとなり、焼却や埋立てが考えられますが、南薩地区衛生管理組合が運営する内鍋清掃センターでの焼却や、知覧最終処分場での埋立処理については、本市だけの問題でなく、構成市全体の問題として捉えると、残渣の処分量が未知数なことであり、生活系の一般廃棄物の処理に影響が出るおそれがあることから、現在は受入れを行っていないところであります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第3条第1項で、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理をしなければならない、第2項では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用などを行うことにより、その減量に努めることとなっていることなどから、事業者の責任において処理をお願いしている現状であります。

○2番眞茅弘美議員 担当課のほうではですね、以前から残渣は圃場の外に持ち出すように指導されていると思っております。

先ほどからも話しております濃密指導農家はですね、圃場の中にですね、腐れた芋、残渣を入れてすき込んでいるんだということを知りました。そして、掘り取った後、なるべく早くロータリーを8回繰り返すそうです。

今燃料高騰で燃料代がかかりますが、手間や腐れの捨場確保などを考えると、この方法もあり

かなと思いますが、こういった方法はいかかなものでしょうか。

○原田博明農政課長 基腐病菌に侵された残渣を圃場外に持ち出す、残さない対策が重要な対策であり、これが非常に困難な作業となっていて大きな課題となっております。

昨日の質問でも答弁しましたが、基腐病菌が入っている塊根が圃場内に残っていると、いつまでも死滅せずに存在します。できるだけ持ち出して菌密度を減らすということを指導しております。

しかしながら、圃場内の残渣を全て持ち出す作業は、労力的にも経費的にも困難であり、その上でどのように処理するかということが大きな課題として出ております。

廃棄方法、また廃棄場所についてもPTで議論されていますが、結論が出ていない問題であり、各部署との協議や要望を行っているところです。先ほど市民生活課が言いましたように、現在は生産者の責任で適切に処理していただくということで指導しております。

今、質問者からありました南さつま市の濃密指導農家の対応についてでございますが、PTの中で共有されています。地温の高い時期の早期水稻の後の圃場に被害残渣を投入し、すぐに耕運、すき込みをするという処理内容でございます。カンショ畑と水田が近くにあつて、圃場も広く、また処理した後も稲作であるため、基腐病の影響が少ないためこういった処理が可能であると考えているところです。

本市においても、こういった処理方法が取り入れられるか、生産者と検討してみたいと考えています。

現在のところは、11月初旬まで地温が20度以上ある状況で、できるだけすき込む、ロータリーをかけるということを農家の方々には指導しているところでございます。また、被害がもう著しくてもう次を作れないような圃場がありましたら、そこに被害芋を集めて、地温の高いときにロータリーをかけていくというような方法も今後考えられるのかなとは考えております。ただし、その圃場については、数年間休作・転作するというような処理になると考えております。

○2番眞茅弘美議員 なかなかこれといった対策はないところでございますが、現状はですね、残渣の廃棄場所は確保できていないということです。しかし、農家も困っています。今後も南薩地区衛生管理組合とも交渉を続けていきたいと思っております。

最後に、機械の導入助成についてです。

私、9月議会でもこの件につきましてはお願いをいたしました。そして、やはり今年も基腐れによる被害が大きいということがおおよそ見えてきました。しかしながら、現在のところ、農家に対して明確にこれといった支援の方法がございません。私も農家の方と話す中でよく言われることがあります。来年を乗り切れるだろうかと、また苗床の準備をする前に他作物に転換しようかと、そういうことを言われます。

基腐れが確認されてから今年で3年目です。芋農家が減少すると、地場産業にも影響を及ぼします。耕作放棄地も増えます。今を乗り越え、今後の農業のために投資するという考えもありかと存じます。

そこで、市として機械購入補助事業の枠を広げ、そして補助率も増やしていただきたいです。担当課におかれましては、農業分野が非常に厳しい状況が続いております。対応に御尽力いただいておりますが、茶農家のほうにですね、高性能機械の助成事業がございまして、金額は違いますが、公平性をどこに持っていくかということもございまして、ぜひですね、茶農家以外の農家にも、この助成事業の枠を広げていただきたいとお願いしておきます。

特に、この事業はサツマイモ農家だけではありません。先ほども申しましたが、ここのところをちょっと強調してお願いしておきます。ぜひ、農家を守るという本気度を見せていただきたいと思っております。

それでは次の質問に入ります。

交通弱者対策について、近年、高齢運転者による死亡事故が増加しており、報道等で問題視されています。特に75歳以上の運転者では、操作不適、いわゆるブレーキの踏み間違いによる事故が最も多いようです。そのため、全国的に高齢者の免許返納を促す取組が目立つようです。

本市では、交通弱者に対してタクシー運賃の助成を行っていますが、何名の方が登録しているのか、また利用状況もお願いします。

○山口英雄福祉課長 本市では、高齢者等の地域社会への参加促進、健康維持及び介護予防の推進並びに生活の質の向上を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、令和元年10月から交通弱者の移動手段の確保策として、タクシー利用に係る運賃の一部助成を実施しておりまして、助成の方法につきましては、1枚300円の利用券を所要の枚数交付することにより実施しております。

助成の対象者は、本市に住民登録があり、自動車等運転免許証を持ってない方で、75歳以上の方、身体・知的または精神の障害者、要介護認定者、総合事業対象者、難病患者、小児慢性特定疾病の患者となっております。登録ということではございませんで、タクシーチケットを希望する方は申請をしていただくということにしております。

これまでの利用状況でございますけれども、75歳以上の高齢者等の場合で申し上げますと、令和元年度は10月からの半年間でしたので、300円券を12枚、1人につき3,600円分を限度として交付いたしまして、交付者数は951人、助成金額は247万5,300円で、利用率は72.4%でございました。令和2年度は1人につき300円券を24枚の7,200円分交付いたしまして、交付者数は1,100人、助成金額は554万8,800円で、利用率は70.1%となっております。また、本年度は現時点で交付者数は前年度を上回っております。

○2番眞茅弘美議員 現在、この助成事業を始めまして約2年になると思いますが、利用者からの意見や要望がございましたら教えてください。

○山口英雄福祉課長 利用者からの御意見、御要望ということでございますけれども、タクシーチケットは大変ありがたく、今後も継続してほしいという声が多く聞かれるところでございますけれども、年間7,200円の助成額をもっと増額してほしいといった御意見、それから特に市街地から離れた地域に居住される方につきましては、助成額を割増しするなど配慮してほしいといった御要望も寄せられているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 私のところにも、もともとはこの取組自体が全くなかったのだからチケット助成が始まって、ないよりは本当にありがたい、しかし、もう少し増やしてもらいたいという声が届いています。

例えば、市役所や駅を中心に考えた場合、そこから遠距離にお住まいの方々は片道が数千円になるようです。この遠距離にお住まいの方から特にチケットを増やしてほしいという声が多いです。

平等性の観点から、1人負担額の公平性、タクシー利用回数、頻度ですね、平等性をどこに視点を持っていくのか非常に難しいところではございますが、その辺りのところはどうにお考えでしょうか。

○山口英雄福祉課長 申し上げましたように、利用者の方々からは助成額を増やしてほしいといったことが多く寄せられていることは事実でございます。

このタクシーチケットの制度を創設した令和元年の検討段階で、例えば市街地から遠く離れた方にはもう少し助成を厚くすべきではないかとかいろいろそういったことも含めて検討したわけですが、市街地におきましても公共交通機関のバス路線とか走っていないで、交通手段がないという方もたくさんいらっしゃいます。そういったことで、市街地から距離が離れていることで、単純にその区分けがなかなか難しいといった事情がございました。

ただ、事実としてもうちょっと助成の在り方を検討していただけないかという御意見が多数来

ておりますので、その点につきましては、現在市のほうでは公共交通の在り方を見直すということで取組を進めております。

なので、タクシーチケットの助成の在り方につきましても、今後の本市の公共交通の在り方の方向性を見定めながら検討していきたいと考えているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 市長が就任されたときの公約、そして平成31年度の施政方針でも、タクシー助成の利用状況を検証して、将来のデマンド型乗り合いタクシーの仕組みづくりにつなげてまいりますとあります。

デマンド型乗り合いタクシーは、バスのように低価格、タクシーのドア・ツー・ドアによる送迎の利便性、それぞれの特徴を上手にミックスされていて、利用しやすいのではないかと考えます。県内でも本市と指宿市以外の市では、全て乗り合いタクシーの取組が行われているようです。

そこで、本市の現在の公共交通政策の仕組みづくりに向けての進捗状況をお願いします。それと、デマンド型乗り合いタクシー事業には国の補助金がございますか。この2点をお願いします。

○堂原耕一企画調整課長 少子高齢化と人口減少が進む中で、市民の皆様のこれからの暮らしやすい生活を確保、持続していくためには、公共交通機関に移動を頼らざるを得ない高齢者の方々などをはじめとした交通手段の確保や、市内における公共交通機関の空白地域などでの交通手段の確保などが大変重要な課題であると考えております。

また、人口減少や全国的な運転手不足によりまして、新型コロナウイルス感染症の影響なども加わって、公共交通機関の維持ということそのものもますます困難になってきているような状況でございます。

このような中、本市の地域公共交通政策に関しましては、先ほど来、福祉課長からも少し答弁もございましたが、令和元年10月からタクシー利用に係る運賃助成制度を実施しており、そのさらなる利用促進などに努めているところですが、今年度、本市の地域公共交通の課題や実情に即した公共交通体系の在り方等を検討するために、法定協議会である枕崎市地域公共交通活性化協議会を設置したところでございます。

この枕崎市地域公共交通活性化協議会は今年度の4月13日に設立されまして、その日に行われました第1回会議におきまして協議会規約の承認、会長、副会長等の選任、予算案、事業計画案の承認などが行われました。

会長である市長をはじめといたしまして、庁内の関係課の課長、交通事業者、様々な立場の市民代表、国や県の担当者、大学教授なども参画していただいております。これらの委員で構成されている組織でございます。

そして、現在この協議会におきまして、令和2年11月に改正されました地域公共交通活性化再生法の規定により、策定が地方公共団体の努力義務となりました地域公共交通計画の策定に今取り組んでいるところでございます。

この地域公共交通計画と申しますのは、高齢者の方をはじめとする本市の交通弱者に配慮した交通手段の確保など、本市の交通政策に関する課題解決に向けて既存の交通網の最大限の活用に合わせて、それを補完する新たな交通手段などについて検討を行っていき、地域の公共交通の持続可能性を確保するためのマスタープランとして策定するものでございます。

質問者からもありましたデマンド交通の導入に関しましても、この計画の策定の中でこういった形での導入が交通弱者の救済や住民の皆様の利便性向上につながっていくのかといった観点で検討をしております。

地域公共交通計画の策定の進捗状況でございますが、策定支援を行う委託業者をプロポーザル形式で選定し、現在、市民アンケートの実施や地域交通資源の現状整理など計画策定に向けた調査分析を進めているところでございます。

今後はこの調査分析結果を基にいたしまして、協議会を数回開催し議論を重ね、今年度内には

公共交通計画の素案を策定し、来年度のできるだけ早期に完成させたいと考えております。

その後、完成した地域公共交通計画マスタープランに沿いまして国の補助制度なども活用しながら、持続可能性のある地域公共交通体系の構築を図る事業の具体化に向け取り組んでまいります。

それと、もう一つお尋ねのデマンド交通の導入に対する補助制度についてですが、こちらにつきましては、地域公共交通に関する補助制度として、生活交通の存続が危機に瀕している地域等におきまして、地域の特性、実情に最適な移動手段の提供などによる地域公共交通の確保、維持、改善を支援することを目的とした地域公共交通確保維持改善事業費補助金というものがございます。

この制度は、地域公共交通計画の策定などがその要件になっているんですが、デマンド交通の運用に関わる経常費用から経常収益を控除した金額に対する費用が補助対象となっているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 今、地域公共交通活性化協議会というものが4月に発足したということです。1回目は顔合わせ的なものであったということで、今後計画策定等が行われていくということです。

しかし、現在半年以上たつんですね。それから、今後できるだけ早期にというお話でしたが、私が申し上げたいのはですね、もう少し早く取りかかれなかったのかなということを思っております。補助金を活用するには地域公共交通計画が必要ということでございますので、まだ早く取りかかれたのではないかなというふうに感じます。

今ですね、高齢化社会ですので、この交通弱者対策っていうのは本当に大事な問題です。特に地方では高齢化率が加速しています。この枕崎もそうです。特に市街地から遠距離にある地域、桜山、別府、立神の一部などがそうです。

県道はですね、民間バスが走ってはおりますが、そのバス停まで行くことが困難です。そして、移動手段が容易ではありません。交通状況が不便だと出不精になり、健康面にも悪影響を及ぼします。

そして、これは私がよく聞く話ですが、高齢の両親の運転に不安があると、心配だと、免許証を返納してほしいと親に言いたい。しかし、病院や買物に行く移動手段がないので、車の運転は非常に心配だが安易には言えないと、軽々しく言えないと言われるんですね。本当にこの話はよく聞きます。

市としては、これからアンケート結果を調査分析したり、協議会で協議していくということですが、実際のところ、今後導入に向けてはいかがなものでしょうか。市長はどのようにお考えでしょうか。

○前田祝成市長 質問にありましたように、平成31年3月議会の私の施政方針の中で、その年の10月から開始することとなった高齢者や障害者等を対象にしたタクシー利用助成事業に続き、将来的なデマンド交通の仕組みづくりに触れております。

今年度からスタートさせた枕崎市地域公共交通活性化協議会においても導入の検討をしておりますし、もう一つですね、地域新電力事業の中でもその利益を地域課題の解決につなげる取組、これの中で交通政策という一つの課題として認識されているところです。

本市でのデマンド交通の導入、議員おっしゃるように早急に進める必要があるかというふうに思っています。国の進めるデジタルとか、グリーンといった視点からもですね、そのシステムづくり、あるいはハード面ではEV等の活用などですね、様々な可能性を持ったプロジェクトに昇華できるものであると考えています。

地域課題解決の大きな課題ですが、その解決の一つの手段であると思えますし、非常に可能性のあるものだと思いますので、そこについては今後積極的に進めてまいりたいと思えます。

取りかかりが遅かったという御指摘もございます。そこについてはですね、できるだけ早く進めるように取り組んでまいりたいと思います。

○2番眞茅弘美議員 今のエネルギー事業と併せて取り組んでいくということで、EVを活用するという、この辺はとてもいい取組だと思います。しかしですね、デマンド型乗り合いタクシーということですね、例えば今現在はタクシーチケット助成のように利用者を限定して助成しておりますよね。

しかしながら、このデマンド型、これに特化したものではございませんが、今後はそのように限定するのではなく、子供から高齢者まで全ての交通弱者に対応する仕組みづくりが望ましいと存じますが、その辺はいかがでしょうか。

○堂原耕一企画調整課長 おっしゃるとおり、高齢者の方々が外になかなか出られないというような、いわゆる交通弱者というのは高齢者の方が多いとは思いますが、そういった方々だけではなく、例えば距離が離れていて中心部の買物になかなか行けないとか、そういった様々な交通に関する課題というのは、いろいろな年齢層の方、いろいろな立場の方にあるかと思っておりますので、そういう移動手段の確保そのものが様々な理由により困難となる方々は、今後さらに増えていくことも考えられるかと思っております。

この公共交通政策を推進することで、地域における移動手段を確保、持続していくことは、交通分野だけにとどまらず、健康とか福祉とか、産業であるとか様々な分野での地域課題解決につながっていくものだと考えます。

ですので、そのためにも現在策定している地域公共交通計画におきまして、地域の状況やニーズをアンケートや調査でしっかりと把握し、それらを基に既存の公共交通の在り方や、先ほど来お話に出ておりますデマンド交通も含めた新たな公共交通手段の可能性をしっかりと検討をさせていただきまして、それらを基にして公共交通体系に関する方向性を示した上で、具体的な事業化に進めていきたいと思っております。

その事業化に当たりましては、市長からもありましたとおり、スピード感を持つというところをやはり重視はしたいと思っております。ただ一方では、やはり全体的な本市の地域公共交通網の持続可能性の確保というところが非常に重要だと思っておりますので、その視点も考慮しながら課題を一つ一つ丁寧にクリアしながら進めてまいりたいと思っております。

○2番眞茅弘美議員 しかしながら、この乗り合いタクシーも、私がいろいろ調査する中で、課題といいますかマイナス面もございまして、例えば気が合わない方とは同乗したくないとか、買物したものが見られてしまって生活スタイルが知られるのが嫌だとかですね、こういうことがあるようです。

そして、この乗り合いタクシー事業は全国でもたくさんの自治体に取り組んでおります。その中で、秋田県横手市の取組を紹介します。

こちらは複数人数の乗り合いのみとせず、1人乗車も複数乗車も可能なんです。利用料金の仕組みを2パターン作成しまして、1人乗車の場合は距離メーターで区分し、複数乗車の場合は、エリアごとで区分されています。要するに、初乗りの基本料金から金額に違いがあるということです。このような方法もあるということです。

そして、私、本市の事業所の社長にも時間をつくっていただきまして、お話を聞いてまいりました。その中で、タクシーチケットについてはお客さんの御意見を身近でよく聞くと言われ、特に遠距離の方からの声が多いと言われました。

1年に7,200円では少ないと、実際のところ本当に少ない、距離があるので料金が高く、数回利用するとなくなってしまう。中には、事業所の社長に言ったらチケットを増やしてくれるよと聞いたけどお願いできますかと、わざわざ訪ねてこられたそうです。

そして、社長が言われて何よりうれしかったことが、特に遠距離の方々をどうにか利用しやす

くしてあげたいと、できることは協力しますと言われておりました。ですので、あとは行政の本気度だと思います。早めに方向性を決めていただきたいです。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○永野慶一郎議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時19分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○4番沖園強議員 最後の質問者となりました。しばらくの間、お付き合いをお願い申し上げます。

災害に強いサツマイモ、慶長17年、1612年に唐の湊といわれる坊津に伝来して以来、カンショは唐芋と言うようになったと伝えられております。

唐芋、明治の末頃から品種改良が始まり、今日まで多くの品種改良がなされ、戦前・戦後の食料難や幾たびかの大飢饉における国民の命を紡いできました。

本市においては、食用のほか、でん粉や焼酎など工業用原料として本市の基幹産業の一翼を担ってきました。その唐芋が、基腐病という厄介者によって存命不定の危機にさらされております。

土壌改良や作付の早進化に薬剤散布を重ねてきた農家の無二無三の取組もむなしく、今年も県内作付地の7割、本市では地上部で全体に蔓延した基腐病、今年こそはと頑張ったのに、もう唐芋は作りたくないという農家の皆さんの嘆息、私たちには何ができるのでしょうか。

今まで経験したこともない労力的な負担、経済的な負担、精神的な負担、農家の皆さんをおもんばかるものの、思案投げ首の私たちでございます。

先日、私は先進的な取組を実施している鹿児島市の企業や串間市、南さつま市の農業法人を訪問いたしました。基腐病は絶対に乗り越えられると自信を持って言い切って取り組む企業や農業法人の本気度に一筋の光明を感じたところでございます。

そこで、先ほどの質問と重複する部分もございますが、基腐病の対応策として取り組んできたかんしょ生産性向上緊急支援事業の成果について、どのように分析され総括されているのか、簡潔に御答弁をお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 まず、市総合振興計画での農業振興としては、地域に根差した農林業の振興を柱に、農林業・農村を支える基盤づくり、農林業・農村を支える担い手の育成、農林業・農村の多様な交流の推進を施策の体系として取り組んでおります。

本市の農林業・農村は、人口減少に伴う農家の減少、高齢化、後継者不足、農産物の需要の低下、病虫害被害など様々な要因により大変厳しい状況に面しております。

その中でも、やはり人と農地の問題が重要課題となっていると捉えています。担い手農家や新規就農者等の育成、中間管理事業による農地の集積・集約などを推進していくよう取り組んでおります。

本市の主要農産物であるサツマイモ生産において、先ほど来ございますサツマイモ基腐病の被害が3年目となり、さらに広がりを見せている状況でございます。国、県の助成事業を取り入れて様々な対策を取ってきておりますが、残念ながら今のところ解決に至っておりません。

現在までの、先ほどございましたかんしょ生産性向上緊急支援事業等を含む各事業の取組状況、成果についての分析は担当課長のほうで答弁いたします。

○原田博明農政課長 国の令和元年度補正予算、令和2年度予算、令和3年度予算等でかんしょ

生産性向上緊急支援事業の中のかんしょ重要病害虫対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業の中の土づくり展開事業を取り組んでまいりました。

現在、カンショ生産者は約160戸と把握しているところです。この3年間で、各事業に取り組んだ生産者は、延べで276戸でございます。

生産者の皆さんは、当事業によりバイオ苗・種芋の導入、薬剤購入、機械導入、消毒剤・被覆資材・堆肥散布・転作・継続栽培への助成事業など複数の取組を実施してきています。

実績として、バイオ苗や健全種芋の導入、消毒用薬剤・予防用薬剤の購入、アミスターなど新薬を含む予防剤の購入に取り組んだ生産者が延べ311戸。

防除用機械、マルチャー、深耕プラウなど農業機械導入に取り組んだ事業実施主体が8組合、28機種を導入しております。

資材購入、他作物への転換や継続栽培への助成、土づくり事業における堆肥散布事業に取り組んだ生産者が延べ436戸となっており、カンショ栽培を中心に生産している生産者のほとんどが各事業に取り組み、対策を実施しています。

効果といたしましては、基腐病の被害拡大を抑え切れていないので効果がないように見えますが、病害の進行を遅らせた、また、生産量が増えたという生産者の声は聞いていますし、作業部会での分析でもそのような結果は出ているところです。

○4番沖園強議員 今、取り組んだ延べ戸数等が出て、特に堆肥等は436戸と取組は評価したいと思います。

そこで、今までの質問等と重複するかもしれませんが、昨日の答弁でも対応策についての取組、そのこと自体について個人差があるということでもございました。

その中の1つ、対応策の3本柱の1つ、一番大事な肝であるということで、来年作に向けての健苗、種芋の取組について若干お伺いしておきますが、時間の都合でちょっとはしる部分もございすけど、来年作に向けて今年JAが種芋の予約注文を取らなかったと。そして、農家は個々に県外等から種芋を導入している農家もあるとそう伺っているんですけど、来年作に向けての種芋の供給体制、そういったものを確認できているのか。

そしてまた、その導入したその種芋そのもの自体が、今、蒸熱処理機等が出ているんですけど、そういったキュアリングをされた種芋なのかですね。当然その未発病の苗からできた種芋、それを罹患していない種芋と確認できるのか。

そして、当然、種芋、バイオ苗の罹病検査体制は確立されているのかと、そういうことが非常に気になるんですよね。その辺についてお伺いいたします。

○原田博明農政課長 種芋や苗の供給につきましては、自家生産による供給とJA南さつま育苗センターや民間企業からの供給というふうになっております。

種芋の自家生産につきましては、生産者が自分の圃場で生産したサツマイモから健全な芋を選別・消毒して貯蔵していきます。JAの育苗センター及び民間企業からの供給種芋、苗については、通常の種芋・苗と健全種芋・バイオ苗の供給というふうになっています。

今、質問者からありましたJA南さつもの種芋予約について、注文を取らなかったという話があるということで伺っていますが、JAのほうに伺ってみますと、こないしんの注文は取っているということでございます。ただ、黄金千貫、シロユタカの種芋の供給はやっていないということで伺っております。

キュアリング処理という言葉が出ました。キュアリング処理というのは、種芋が貯蔵中に腐敗しないように、切り口からの菌の侵入を防ぐため、貯蔵前に30度から33度、湿度90%から95%を保ちながら三、四日置いた後、13度から14度に調整して貯蔵する処理方法でございます。これは、主に青果用サツマイモの貯蔵のための処理方法ということで伺っております。

種芋の供給ということにつきましては、現在、自家生産がほとんどということで把握しており

ます。この中には、バイオ苗で種芋を増殖している方もいらっしゃるということで、それらを含めて自家生産ということがほとんどということで把握しています。この生産につきましては、キュアリング処理はしていないということで見ております。JAの育苗センター及び民間企業からの供給分については、キュアリング処理がされていると伺っております。

○4番沖園強議員 そのキュアリング、青果用というようなことだったんですけど、当然、キュアリング、青果用のその原理を導入したのが蒸熱処理機だと思うんですね。農業物理学的にずっとそれは証明されてきておまして、47度の湯に30分間漬け込めば、キュアリングできるというんですよ。それはもう実証されているんですよ、ずっと前から。その47度で30分浸しておけば、滅菌作用があると。それが蒸熱処理機だと思うんですね、90%以上の湿度を保つということですから。

要は、その自家生産の種芋がこういった形で罹病していないかということがはっきりしないから、今のような状況になっているということは否めない事実じゃなかろうかなと私は思っているんですよ。そうすると、そのバイオ苗等につきまして、大体、今年産は1本どんぐらいだったんですかね。

○原田博明農政課長 先ほどの答弁に若干漏れがありました。種芋の罹病検査体制ということでございました。これにつきましては、JA南さつまの育苗センターに問い合わせたところ、育苗センターのほうにはないと。県の経済連に検査装置があるということで、種芋の罹病検査をする場合は、県の経済連に検査をお願いするということが伺っております。

バイオ苗の価格につきましては、時期によって若干変動があるということで伺っておりますが、一般的な価格としては1,000本単位で1本15円から値段が上がったところで20円ということで販売しているということで伺っております。

○4番沖園強議員 いかにもそういった体制を構築していくかということが肝心になってくるんですけど、私たちが訪問した串間市の農業法人では15円から13円で供給していると、系列農家に。それで、種芋も毎年県外からの種芋に更新しないと契約しないと、そういう体制を取っているんですよ。

青果用を専門にしている法人なんですけど、これはもう当然、工業用にも応用できる方法かなと思っております。

それで、11月23日の南日本新聞に鹿屋市が基腐病抑制のためのバイオ苗の購入費に4分の1の補助と「かのや紅はるか」の認証事業者には5分の2の補助というのが掲載されました。補正予算が組まれたと、鹿屋市として。

そこでお尋ねしますが、本市として、来年産に向けて何らかの単独事業といいますか、取り組む予定があるのかですね。それと併せまして、苗床の伏せ込み、本圃への定植、そして掘り取りの期間、そういった早進化、カンショ作の早進化に向けての計画は立っているのかと、さらに種芋、バイオ苗の供給不足の懸念はないのかと、心配されないのかと、先ほど種芋は各自、自分の種芋を使っているというようなことだったんですけど、そういった調達の部分で非常に心配しております。その辺の当局としての把握はどうなっているんですかね。

○原田博明農政課長 鹿屋市のバイオ苗に対する補助については、新聞報道で承知しているところです。

現在、国、県が補正予算でこのサツマイモ基腐病対策の支援事業を策定しているという情報を伺っております。その内容を見て市のできる支援事業を検討して計画していく考えでございます。

種芋の伏せ込みの早進化については通常ですと2月中旬頃から始まりますが、1月中旬から2月上旬を指導しております。本年産では早進化を取り入れた生産者も増えて、1月上旬から伏せ込んだ方もいたということで、この場合ストーブ等の暖房機を活用して温度管理をしているようでした。

苗の本圃への定植の早進化につきましては、通常では4月中旬から5月中に行っています。これを3月中旬から4月中旬を勧めているところです。ただ、苗の生育状況に若干左右されるため、また霜害による影響が出てくるということで、これらで苦慮しているということです。

掘り取り時期につきましては通常ですと9月上旬から始まりますが、塊根の生育状況を見ながら、できるだけ早く収穫するように指導しており、本年は8月のお盆前後からを勧めています。なお、加工用カンショにつきましては、7月からの収穫を勧めています。

この早進化については、酒造会社や鹿児島くみあい食品などの受入先の体制もありますので、この受入先からの要望等を考慮して実施していくということになります。

令和3年産の種芋、バイオ苗の供給不足の要因については、基腐病の被害が拡大しているために、種芋、バイオ苗の注文が集中してJ A南さつまの育苗センターの生産が追いつかなかったこと、また、施設での生産する量に限界があるということで、なかなかその調達が難しかったということで分析しています。

○4番沖園強議員 課題をかなり詳しく分析されているようです。

我々が訪問した串間市の農業法人の場合ですね、今、ちょっと安心したんですけど、あその場合が1月中旬から3月で大体植付けを終わって、加工用ですからね、青果用ですから、計画出荷等ができますので。そして、6、7、8月でほぼ掘り取りを終わると。ですから、今年度みたいな8月の長雨とか、そういったものは心配なかったと。

ただ、そこに何かあるかちゅうと、キュアリング施設を、倉庫を持っていると、大型の。キュアリングした芋は、今度は低温倉庫の物すごく大きなものを持っていて、そこにもう契約農家から集荷して、そこで貯蔵していると、それを来年作の6月まで計画出荷していると、そういう体制が整っていると。

このことは、こっちの工業用カンショにしてもできないはずはないと、いい参考になりました。参考までに披瀝しておきます。

先ほどの質問者でも出たんですけど、蒸熱処理機の導入について、今、課長がP T、プロジェクトチームが令和3年10月から来年の10月まで1年間実証試験をすると。その結果に基づいて、導入するかどうかというような御答弁だったんですけど、農水省の横浜植物防疫所ですかね——47度から48度、湿度95%以上を3時間で効果を確認というのは、以前、新聞報道等でされているんですけど、もうその部分は大体確認できているんだと思うんですけど。そして、鹿児島市の今の企業の部分でも、もう大体確認はできていると。

実証試験はそう簡単に予算を消化するわけにはいかんから、実証試験というのも必要かと思えます。そういう状況じゃなかろうかなと思っております。

鹿児島市の企業が蒸熱処理した部分については、特に糸状菌を注入していると。注入したもので実証をしているということで、大体その効果は出ているんじゃないかなというふうに思っております。

我々が訪問したときが11月上旬だったんですけど、つるの部分に、9割ぐらいは発症しとったのかな。だけど、地下茎の芋の部分は果柄部までは来ていないと、例年と変わらないような収量を見込めるという御案内をいただいたんですけどね。そういった実績等も若干あるようございます。

そこで、気になるのがその蒸熱処理機、今朝の新聞報道等でも1,000万程度すると、500キロタイプで、ということなんですけど、先ほど本市の農家戸数と面積が470ヘクタール、470町、そうすると500キロタイプが1,000万と。その1,000万の処理タイプをほんなら枕崎市に充て込んだときにどうなるかと。

大体、カンショ農家にお尋ねしたところ、1町歩当たり500キロから600キロの種芋がいるということらしいです。そうすると、計算をしやすいようにそれを500町歩としたときに、600キ

口を——30万キロなんですよね。そういった試算が成り立つんですけど、今後どういった形で、仮にその実証結果がよかったとして、このJA南さつま管内にどんぐらいのそういった処理機械が必要なのかという試算はされていないんですか。

○原田博明農政課長 まだその蒸熱処理機の処理能力というか、今、質問者から示された内容が示されているんですけども、その詳しい分析までちょっといいません。この何台必要かっていう積算については、まだできていないところでございます。

現在、JA南さつま管内のカンショ作付面積、南さつま市、南九州市、枕崎市の3市での面積が2,650ヘクタールです。先ほど質問者からありましたように、市の面積は約500町歩、470町歩ということで、この面積で必要な種芋を確保できる機械ということになりますと、相当数の台数が必要になるのかなというふうに考えています。

500キロ処理タイプですと、1回8時間で500キロ処理しますので、よくて1日に2回転、約1,000キロ、1トンの処理になります。

先ほど言われたように大体10アール当たり60キロの種芋が必要だということですので、1ヘクタールになると600キロの種芋が必要になります。この単純計算でいきますと、1町歩の種芋を処理するというのが1日から2日かかることとなります。先ほど答弁しました管内の面積を処理するとなると、処理時間や機械導入の台数、またその処理する能力、こういう能力を今後また企業のほうも考えていくということですので、これらを考えますと、ちょっと大変な難しい対応になるのかなというふうに考えているところです。

○4番沖園強議員 今、御答弁があったようなことになっていくと思うんですよね。十分その辺は試算をしておいてですね、どういった対応ができるかということの研究していただきたいと思っております。

そこで、この基腐れで山口特農やら金山西町辺りのカンショ農家がもう撤退したいと、そういう声が聞こえてくるんですよね。そうすると、当局としてはそういう廃作、撤退という予測はついているんですか、どんぐらい出るもんだなという。

○原田博明農政課長 生産者の皆さんは、発生以来、様々な対策を取ってきて、かなり労力的にも経済的にも疲弊してきているところです。

特に高齢・小規模の生産者につきましては、特に山口特農地区、また金山・田布川地区の農家の方々からは廃作や転作の声は聞こえているところです。ただ、具体的にもうやめるということではっきりした把握はまだできていないところでございます。

生産者の皆さんには、先ほど言ったように、国、県、市がいろんな対策を考えていると、支援事業も考えているということで、できるだけ生産を継続してくださいということをお願いしているところです。生産者の皆さんは、来年作までは頑張ってみようかなというような声も上がってきていますので、何とか頑張りたいというふうに考えております。ただ、廃作する農家が出てくる、これはもう出てくるだろうと予想はできます。

この廃作する農地を担い手農家、認定農家等に集積して、農家の面積を増やして交換耕作をすとか、ほかの作物も取り入れていく、そういったローテーションを組んで、継続栽培ができていくように指導していきたいというふうにも考えています。

○4番沖園強議員 今、実際の田布川地区では現に撤退した農家もおって、養蜂農家の蜜源作物と交換作付といいますか、やっているんですけど、今後行政としては、転作なりを考えたときにどういった奨励作物があるのかと、そういったことを考えていけないと思うんですよね。安納芋がこういう状況であるもんだから、サトウキビに切り代わって安納芋が不足しているという報道等もあるんですよね。

本市として、ほんなら何を、当然、サツマイモ、本市の基幹作物ですので、どうしてもそれを何とか死守せんな済まんという気持ちもありますけど、そういった交換作付、あるいは輪作、そ

ういった部分になったときには奨励作物というものが必要になってくると。その辺についてはどうお考えでしょうか。

○原田博明農政課長 基腐病の被害の著しい圃場の被害抑制には、転作、輪作が効果的な対策と考えております。

カンショの輪作作物としては、ニンジン、大根、キャベツなどを奨励していますし、現在、その作物に取り組んでいる生産者も出てきているところです。

また、サツマイモに代わる作物としては、ジャガイモ、里芋、ゴボウ、緑肥など、ほかの野菜も検討しているところですが、本市の畑は表土がちょっと浅いというようなところもありまして、なかなか適していないということもあります。また、生産性がないなど奨励作物がなかなか決まらないというのが現状でございます。

本市の気候や圃場条件に合った作物の検討も急務というふうに考えておりますが、これらの作物を奨励した後の流通・加工体制の整備も必要となってきますので、南薩地域振興局農政普及課、JA、農業委員会、その他関係機関で構成する枕崎市農林技術協会で協議して、また農家とも話し合っ、今後、決めていきたいと考えております。

また、本市には全国に誇る酒造会社もありますので、また南薩地区は焼酎生産の盛んな地域です。カンショ栽培も継続できるような作付体系も検討していきたいというふうに考えています。

○4番沖園強議員 どうしても、今、御答弁にあったように焼酎は捨てるわけにはいかんということで、そこではもう輪作、交換作付、そこしかないのかなど。ただいまニンジン、キャベツ、大根、ジャガイモ、ゴボウ、その辺についてはもう野菜は特に豊作貧乏というものもございまして、非常に選択は難しいと思うんですね。

何を奨励作物にするか、表土が浅いということもありますけど、何かを見つけないかんと。我々、素人もあんまり口を出すことはばかるんですけど、どうかひとつその辺は、県とも連携を取ってですね、取り組んでいただきたいと。

そこで、輪作・転作になったときに、新たな農業機械、機材が必要になってくると、先ほどの答弁にもあったようにですね。特に廃作等が出ると耕作放棄地が増嵩してくるんですけど、その新たな機材そのものを個人個人で導入するんじゃなくて、そういう投資に躊躇して、なかなか踏み切られないという農家もあるわけですから、そういった共同利用ができるような体制というものは考えておられないですか。

○原田博明農政課長 質問者からありますように、農業資材、機械を導入するとなると、大変大きな投資が必要になります。作物が代わるたびに、新しい資材や新しい機械を導入するということになります。これは生産者にとっては大変なことです。

共同で導入、利用できる組合、法人の設立、また農作業を受託できる組合、法人の設立は、とても有効な施策と考えています。

本市の今後の農業農村地域の現状を考えますと、総合的な課題として捉えていますので、先ほど答弁しましたが、技連会や生産者と協議、検討していきたいと思えます。

○4番沖園強議員 今の御答弁は、ちょっと私自身保留しとって後でまたお尋ねするかもしれません。

その次に、3つの柱の中で、非常に重要な問題として先ほどもあったんですけど、土壌改良の問題がございまして。

土壌改良というのは重要だと、農業にはつきものだというのもうお互い共通認識をしているんですけど、9月議会でかんしょ生産性向上緊急支援事業の資材等経費助成の堆肥散布においてですね、現在の枕崎市クリーン堆肥センターの活用実績がよくなかったと。民間の畜産農家から直接引いた農家が助成制度の中であられたと。

安価で使いやすかったんでしょうけど、私の認識では、畜産農家の直接持ち込むばらの堆肥、

非常に未熟な堆肥である。発酵してないということが言われるかと思います。その発酵していない未熟な堆肥、それを施用すること自体が土壌改良につながるのかどうかということになっていくんですけど、その辺の見解はどうですか。

○原田博明農政課長 昨年度のかんしょ重要病害虫対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業、この事業で堆肥の散布に取り組んだ生産者は77戸いらっしゃいます。

今あるように、当事業での枕崎市クリーン堆肥センターの堆肥の活用割合が約50%だったと思いますが、低かった要因でございますが、これは昨年のこの事業が、県からの補助金交付決定が1月26日ございました。このために、南薩地区一斉にこの事業が始まりまして、堆肥の注文と散布作業の受託業務が2月、3月に集中したということです。

このため、クリーン堆肥センターでの受託に限界があって、注文を断った件数が多かったと。これによって、他市の堆肥センターや畜産農家で対応した生産者がいたということで伺っております。

また、大型の畜産農家においては、畜ふんの処理のために格安で販売や提供があったと聞いていますので、このことも要因だと考えております。ただし、完熟堆肥でない発酵の未熟な堆肥の販売ということについては、そういうことはあまりないのではないかなと考えているところです。

今後は、事業実施の時期も検討しながら取り組んでまいります。

今年度の産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、11月中に交付決定が来るという予定でしたが、まだ来ていませんので12月初旬になると思います。早めの取組を指導してまいりますし、生産者や枕崎市クリーン堆肥センターにも早めの対応をするように連絡しているところです。

○4番沖園強議員 私、若い頃二、三十年、たばこ農家だったんですよ。枕崎市でも一番多いほうの2町5反作っておりました。たばこ農家が何をしたかちゅうと、各農家を回って、堆肥の検査をするもんだったですよ。完熟堆肥の検査を、土づくり、まず。そして、品評会をやって、誰が1位じゃ2位じゃと、生産部会でやりおったと。それは、集落ごとにそういった取組があったと。

先ほど畜産農家のものは完熟していない、未熟でないようなことも言われますけど、私に言わせると、我々はあの堆肥を持ってきて、半年寝かして切り返しをやって、発酵材料の油かすを入れて堆肥を作るという農家でした。

今の農業を見ておれば、機械化、省力化で非常に手抜きの農業をやっている。そっからの指導がまず大事であろうと。釈迦に説法かもしれませんけど、未熟堆肥の弊害、おがくずや木片が入っていると。おがくず、木片というのは分解に5年から8年かかるちゅうんですよ、5年から8年。

そうすると、そういう未熟な堆肥を投入すれば、一時的に窒素飢餓を侵すと。土壌細菌がそれを分解するのに窒素を吸収すると。そして、そのことによって窒素飢餓を起こして、畑は反対に痩せるんですよ一時的に。

それはもう農業物理学で実証されているんですけど、1番たばこで問題になったのは、カンショも先ほど言ったつるぼけ、後ほこいっていうんですけど、そういう症状が出るのは、そういった未熟な堆肥を使うから吸収しないんですよ。だから、たばこも肥料切れが悪い、秋落ちが悪い。ですから、まずそういったところから指導、そしてまたそういう供給体制というものをつくっていかないといけない。

未熟な堆肥で一番困るのが、当然、根の発達障害を起こして生育不良になるんですけど、もう一つあるのが、外来種の植物を増やすと。そこが問題なんですよ。堆肥センターで切り返しをやったやつは、発酵熱によって種子は死ぬんですけど、それが生きています。ですから、今、農地は外来種の植物がいっぱいじゃないですか。その辺から取り組んでいただきたいと要望してお

きます。行政に限らず、技連会のJA等もその辺はいろいろ研究していただきたいと思っております。

ですから、そういった漠然とした取組じゃなくて、やっぱりいろんな体験に基づいた農業というものも生かしていただきたいということを要望して、次に進みますが、枕崎市クリーン堆肥センターの運営実績はどうなっているんですか。

○原田博明農政課長 枕崎市クリーン堆肥センターにつきましては、JA南さつまが指定管理者として経営、運営を行っております。運営実績につきましては、原料受入れ、製品販売数量、収益等の過去3年の実績で答弁いたします。

平成30年度が原料受入れ6,376トン、製品販売数量3,293トン、販売計3,356万6,000円、費用計3,672万3,000円、収益計マイナス315万7,000円。令和元年度が原料受入れ5,512トン、製品販売数量3,073トン、販売計3,289万円、費用計4,318万6,000円、収益計マイナス1,029万6,000円。令和2年度が原料受入れ6,283トン、製品販売数量3,862トン、販売計3,956万円、費用計4,469万2,000円、収益計マイナス513万4,000円となっています。

この運営実績を見てみますと、大変厳しい経営となっています。

○4番沖園強議員 本当、非常に厳しい状況と受入れで収益計が非常に低いということなんですけど、そうすると、クリーン堆肥センターの肥料性状、それはどうなっているんですか。3要素、窒素、リン酸、カリ、それと有機炭素対窒素の比率、市販の堆肥の袋の後ろのほうにも書いてあるんですけどどうなっているんですか。

○原田博明農政課長 枕崎市クリーン堆肥センターの堆肥の主な成分と成分量について、JA南さつまから本年6月に実施した試験結果を報告していただきましたので、この内容で答弁させていただきます。

主な成分と成分量として、亜鉛348ミリグラムパーキログラム、窒素2.33%、リン酸3.36%、カリ3.06%、石灰2.67%、銅76.2ミリグラムパーキログラム、水分28.9%、炭素と窒素との対比は9.53となっています。

○4番沖園強議員 一旦、保留をしておきます。

そこで、下水道汚泥の肥料性状はどうなっているものですか。

○上園秀人水道課参事 下水汚泥は脱水ケーキと呼ばれておりますけれども、産業廃棄物となっております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1号及び第3号並びに土壤汚染対策法第6条第1項に関わる溶出試験の25項目と含有試験の19項目を年4回行っております。

溶出試験では、全ての項目で基準値を満たしており、含有試験では、肥料の主な要素である窒素、リン酸、カリは令和2年度の分析結果では、窒素が平均値6.6%、最大値9.1%、リン酸が平均値4.3%、最大値4.8%、カリが平均値0.3%、最大値0.4%の含有となっているところです。

○4番沖園強議員 有害成分的にはどうなんですかね。

○上園秀人水道課参事 肥料取締法で定められた有害成分である重金属のヒ素、ニッケル、カドミウム、クロム、水銀、鉛の6項目のうち、カドミウムについては許容値の0.0005%前後での推移となっておりますが、それ以外の項目は、許容値を満たしているところです。

○4番沖園強議員 ただいまクリーン堆肥センターの堆肥と下水道汚泥を比べてみたんですけど、カリは若干農協堆肥よりも低いのかと、窒素はむしろ多い状況なんですよ。

有害成分等はカドミウムを除いたほかは問題ないということらしいんですけど、私はこの有機炭素と窒素の割合、こういったものは数値がどうか分からないんですけど、下水道の場合、むしろ有機炭素の多い農協堆肥と混合して発酵させれば、非常に良質な堆肥ができるんじゃないかなというふうに思っております。

この見解については、また後もっての御答弁でよろしいんですけど。

そうすると、下水道汚泥は今脱水ケーキになっているんでしょうけど、大体、今までの議会答

弁では77から80%ぐらいですかね、含水率が。下水道経営戦略のストックマネジメントの計画においては、令和4年から5年度に事業費4億4,700万ですかね、計画でですよ、汚泥脱水設備が完成する予定ですよ。それが完成した暁には、含水率はどんぐらいになるもんですか。

○上園秀人水道課参事 下水道事業の喫緊の課題である汚泥処分費の低減に向け、下水汚泥の最適化に向けた取組を令和2年度から継続して検討を行っているところです。

脱水機の改築更新に併せて、現在の汚泥含水率83.5%を50%以下とし、幅広く調整できる脱水システムとなるように、現在、検討を行っているところです。

このことにより、下水汚泥を肥料化や燃料化として利用の促進を図り、汚泥の減容化を行おうと考えているところです。

○4番沖園強議員 含水率が50%になったときは、肥料化、助燃剤とかそういったものを検討されているということですよ。

今回の質問で、私、振興計画等ともいろいろ検討する中でお尋ねしているんですけど、そこで下水道汚泥の処分量、処分費、運搬費とその委託費をここ3年間分の合計だけでいいです。お示してください。令和3年度は当初見込みでいいです。

○上園秀人水道課参事 過去3年間の汚泥処理状況について、御説明いたします。

まず、汚泥処理量は……（「すみません、時間がないから合計額だけでいいです」と言う者あり）汚泥処理業務と運搬費の合計で、平成30年度は1億0,748万円、令和元年度は9,229万4,000円、令和2年度は6,843万2,000円となっています。また、令和3年度の当初見込みでは、8,723万3,000円を見込んでいるところです。

○4番沖園強議員 平成28、29年度あたりの委託費が3,800万前後ですよ。堆肥センターの赤字の部分等を考えたときにですよ、この下水道汚泥の委託費、これをもってですね、いい堆肥になりそうだと。委託費を外部に今、下水道は委託していると、市外の業者に。そして、今までの下水道汚泥は、畜産農家等に堆肥として処理してもらった経緯もございます。もったいないなあとは私は思っているんですよ。

特に農協堆肥と今のクリーン堆肥センターで下水道汚泥を発酵させれば非常に良質な堆肥ができるんじゃないかなというふうに思っているんですが、市長の見解はいかがでしょうか。

○前田祝成市長 今、議員のほうからございました下水道汚泥の有効利用ということにつきましては、水道課を中心として検討はしているところですけども、今のところ脱水という形で処理をしていこうということで計画を進めております。

その中で、今おっしゃられたような、もう少し機能横断的に横の幅を広げてですね、いろんな活用方法を今後考えていかないといけないと思っております。その辺りについては今後の検討課題であろうと認識しております。

○4番沖園強議員 基腐れから入って、ここまで質問が飛躍してきたんですけど、あるものを使うと何ができるかなということで、今お話ししているんですけど、振興計画、環境に配慮した安全な農畜産物の生産として、クリーン堆肥センターを拠点としてリサイクル促進をし、畜産による地域環境汚染防止と土づくりを推進すると。土壌分析に基づく適正施肥、環境負荷軽減資材の利用促進と。

それと、廃棄物減量とリサイクル適正処理の推進として、資源ごみの再利用、再生利用の広報に努めると。リサイクルの促進、徹底して資源ごみの回収に努める。事業活動に伴うごみの排出抑制リサイクルの促進に関すると非常に耳触りのいい、すばらしい計画になっているんですよ。

まだほかにも、時間でちょっと深く掘り下げることはできないんですけど、シルバー人材センターの緑のリサイクルによる休耕農地再生事業、ございますよね。木原地区にこう積み立ててあるんですけど、すばらしい堆肥ができています。ただ、あれが発酵が足りているか、足りていないかは分かりません。

あるいは家庭ごみの再利用、そして今言った公共下水道の汚泥、これ産廃として処理をされていると。もったいないです。

そして、事業系の草木そういったものを、今リサイクルセンターで有料で各事業者が処理してもらっていると。

これを活用して、総合的な取組、あと時間があれば農業公社まで踏み込みたかったんですけど、農業公社なるものを設立してですね、総体的に取り組むことはできないのかなと思うんですが、市長の見解を最後にお聞きします。

○前田祝成市長 本日の議員の一般質問で基腐れから始まって今、下水道汚泥、あるいは草木の処理というところまで来ております。

おっしゃられるように、いろんな有効活用というのものもあるかというふうに存じますし、その辺はやっていく必要があるかというふうに思います。環境サイドのいろんな課題もありますし、その辺はですね、総合的に取り組んでいく必要があります。

具体的に今農業公社という話も出ました。農業公社という組織、あるいはその形態がよいかどうか、その辺は当然、検討する必要があるというふうに思います。畜産や農業を含めてですね、そういう連携等によって持続可能な環境循環型の仕組み、これを構築できる、そのような抜本的な組織づくりが実現できれば、非常に高い価値のあるものが期待できるのかなと考えます。

ですので、目的はあくまで最初農業の話での御質問でしたけれども、持続可能な環境循環型の、そして何よりも安定した収入を得られる農業の仕組み、そして構造、これをつくっていくことは必要でありますし、その手段として、組織づくり、今おっしゃられたような農業公社なのか、いろんな組織づくり、これが必要になってくることは十分に考えられますので、その辺りについては検討の価値があるというふうに考えておりますので、本当に全庁的に取り組んでいければと思います。

○永野慶一郎議長 以上で、沖園強議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 20 分 休憩

午後 3 時 28 分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

次に、日程第 2 号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第 65 号令和 3 年度枕崎市一般会計補正予算（第 8 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,440 万円を追加し、予算総額を 163 億 4,626 万 3,000 円にしようとするものです。

補正予算の内容は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業であります。

これは 11 月 19 日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に盛り込まれた各種施策のうち、子育て世帯を支援する取組の一つである 18 歳以下の児童 1 人につき 10 万円相当を支給する施策については、この 10 万円相当の支給のうち 5 万円分は可能な限り年内に現金支給することとされたことから、その事業費と事業実施に伴うシステム改修等に係る事務費をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○7 番吉松幸夫議員 非常にこの 10 万円という金額は、子育て世帯にはありがたいことだとい

うふうに思います。政府報道では5万円が現金、あとの5万円はクーポン券で給付という形のようにございますが、クーポン券となった場合には年内ではないと、来年ということであろうかと思えますけれども、大体どのあたりになるか検討はついているんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 今回、児童1人当たりにつき10万円を支給するというところで、質疑者からありましたとおり、5万円を現金給付、それから残りの5万円は原則クーポンで支給するというふうにされております。

このクーポンで支給する5万円につきましては、先般、国が補正予算を編成して、12月の臨時国会の中で予算が成立する見込みとなっておりますので、本市といたしましてはその予算成立を待って、その後、本市の予算編成等作業にかかるということになりますので、年明けから事務を始めることになるのかなと思っております。

なお、このクーポンにつきましては、政府の考え方といたしましては年度変わりのいろいろ進学時期とかそういったお金が入り用なときに間に合うようにという考え方で制度設計をされているみたいですので、本市といたしましても、そのような観点から適切な事務を取っていきたいと考えております。

○7番吉松幸夫議員 報道機関でもいろいろそういった形は耳にするんですけども、確かにそのクーポン券で学費の補助になるという形は非常にいいかと思えます。しかしですね、なぜクーポン券なのかという話も出ているんですけども、去年の10万円というのは世帯の1人ずつ10万円でした。

結果、消費にはなかなか使われていなかったと、40%ぐらいは貯蓄とかそういうほうに回ったというふうな話も報道であるんですけども、確かにそのときには使われていなかったかもしれないけれども、1年通算したら、その10万円が確実に消費されているんじゃないかなと私は考える次第であります。

しかしですね、今はもうクーポン券という形で決まりましたので、そこにはもうとやかく言うつもりはありませんけれども、ここです、市長にもう一つお願いしたいことがあるんですが、お聞きしたいことがあります。

本市独自で5万円です、追加給付とかいうのは考えておられないのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○山口英雄福祉課長 この5万円のクーポン券にさらに市のほうで上乘せして実施する考えはないかということもございますけれども、現在のところその予定はございません。

それから、今回の補正予算につきましては、現金給付の部分のみ、これは現金給付につきましては基本的に児童手当のデータを活用して、できれば年内に迅速に支給するというところでございますので、今回その部分の予算を提出しておりますけれども、残りの5万円につきましても、原則はクーポン券でというような国の考え方でございますけれども、その自治体の事情によっては現金での給付というのも可能であるというふうにされているところでございますので、念のため申し上げておきます。

○前田祝成市長 今、福祉課長から答弁があったとおりですけども、今のところですね、この10万円に関して、また追加給付というところは私のほうも考えておりません。

5万円のクーポンというところについてもですね、先ほど質疑者からありましたとおり、前回の10万円給付がやはり貯蓄にかなりの割合で回ったところが国のほうとしてもあったんではなかろうかと。そういうことですね、できるだけ早く使って経済を回していただきたいということでのクーポンということだったのかなと認識しております。

○7番吉松幸夫議員 最後にしておきます。

前回の商品券に関しましては、市長答弁のとおりコロナ禍でダメージを受けた商店を助けるための商品券であったというふうに我々も認識しております。額を言えば切りがないので、それで

納得するしかないんでしょうけれども、今回はですね、先ほども言いましたが、直接子育て世帯を助けるための、今本当に必要なものであるというふうに思います。

ここでですね、市長にもうひと踏ん張りしていただいて、繰り返しになりますけれども、5万円の追加給付をですね、枕崎市独自でひとつ考えていただけないかなというふうなお願いを。

もう一度お聞かせいただきたい。

○前田祝成市長 ただいま申し上げましたとおりですね、今回の給付というのは、国の政策として子育て世帯に対して10万円相当分の給付ということで、おっしゃられるように地元自治体としてですね、地元の子育て世帯の皆様方の状況というのは把握しなければならないというふうに考えますが、このタイミングで子育て世帯のみに本市として給付ということは、今現在のところ私としては考えていないところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。

○13番清水和弘議員 1人当たり10万円ですか、本市の場合、この児童数は何名ぐらいで、いつ頃までに実施する予定ですか。

○山口英雄福祉課長 対象となる児童数につきましては、お手元の予算書の説明資料の中に書いてございます。

支給対象となる児童につきましては、まずは令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童でございまして、これは養育者が公務員以外の場合が1,766人、それから養育者が公務員である子供が265人と見ております。それから、令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童手当支給対象となる児童についても受給対象となりますので、この児童数が63人、それから18歳までの高校生等につきまして550人と見ているところでございます。

○9番立石幸徳議員 今度の議案65号、予定では一応、予算特別委員会にですね、付託されるようになっていますので、ただ本会議で基本的な部分だけ簡潔にお尋ねをしますけど。

今出されている65号の財源、これは本年度のいわゆるコロナ対策の予備費活用ということで、すぐにでもこうして年内に対象児童に払えということで支給できるわけですね。

残りのさっき言ったクーポン券っていうような形を考えているみたいですけど、それは先ほど福祉課長が言ったように国の補正予算が成立後にいろいろと出てくるから、補正も予定どおり成立するかどうかもまだ定かじゃないですけども。そこで、この年内にできるだけ支給するということから、今の児童手当システムを活用する。

しかしながら、それが15歳までですので、16歳から18歳までの高校生、あるいはこれから誕生するであろう新生児、そういった方々へはどういう形で支給するようになるんですか。

○山口英雄福祉課長 まず、財源の関係について申し上げます。

質問者が言われたとおり、今回の5万円の現金給付につきましては、そのうちの15歳までの部分につきましては予備費対応というふうになっております。16歳以上18歳までの高校生の部分につきましては補正予算対応というふうにされましたけれども、ただ国は児童手当の支給対象となる児童のいる世帯の高校生については申請不要でプッシュ型で積極支給ができますと。

そのためには国の補正予算は成立しておりませんが、成立が確実に見込まれるということ为前提に事務を進めて構わないというふうにされておりますので、まずはそのことを御説明申し上げたいと思います。

それから、今回、児童手当のシステムを使って、できる限り年内に積極支給をなさいというふうにされておりますけれども、市のほうで児童手当の情報を持っている分につきましては、養育者が公務員以外の部分でございまして、先ほど説明いたしました対象児童1,766人でございまして、この部分につきましては申請不要という形で年内に積極支給することとしております。

残りの部分、受給者が公務員である児童265人分、それから令和3年9月1日から令和4年3

月31日までに出生した児童63人と見込んでおりますが、この部分と、それから高校生等につきましては申請をしていただくということになりますので、その申請の期間がちょっとかかるかと思えます。

○9番立石幸徳議員 ですから、もう黙っていても今までの児童手当システムですぐにでも5万円もらえる人と、申請の手続をしないともらえないちゅう方、ここのところではですね、やはりちょっと不平といいたいでしょうか、ちょっと平等じゃないんじゃないかみたいなことが市民の間から出るとまずいと思えますので、その周知方をですね、念入りにやっていただきたいと思います。ちょっと細かくなりますけど、もう一点だけ、児童手当システムの中で令和3年9月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象にはならないんですよ。この方々っていうのは、本市ではどの程度の対象者がいるもんなんです。

○山口英雄福祉課長 今回の給付につきましては、今質疑者が言われたとおり所得制限が導入されました。その関係で、特例給付の対象児童については対象外とされました。

正確に今回外れる児童というのはまだこれから精査しますけれども、今の時点でですね、大体六十数人程度になるかと思えます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○5番禰占通男議員 今の答弁ですけど、支給の場合ですよ、申請をする人もいるわけでしょう、その方々はどうするの。支給の場合、うちはどうだろうかって考える人もおるわけでしょう、そういう方にはどうなるんですか。自分から申請しようとか、対象外ですよとかそういう通知っていかその詳細を報告というか、知らせるのはどうなるんですか。

○山口英雄福祉課長 今回の支給につきましては、先ほど説明いたしました児童手当の受給対象者である積極支給の方々につきましては支給しますという通知を送りまして、ただ受給権者がもう要らないということで断る方も中にはいらっしゃるかもしれないので、その期間を1週間程度置いて、受給を拒否しますという回答がなければ振り込ませていただくということになります。

それから、申請が必要な方々につきましては、受給対象者である方が申請漏れのないようにチラシの送付とか周知のほうを十分したいと考えております。

具体的な方法については、これから申請漏れがないように、こちらのほうで対応を図っていきたいと思っております。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の議案については、予算特別委員会に付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時50分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和3年12月10日)

令和3年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第4号）

令和3年12月10日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	60	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	63	枕崎市過疎地域持続的発展計画の策定について	〃
3	陳4	「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究，議論などに関する陳情	〃
4	陳5	分煙環境整備に関する陳情	〃
5	59	枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
6	61	枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	62	枕崎市運動場条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
8	55	令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予特
9	56	令和3年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
10	57	令和3年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
11	58	令和3年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
12	65	令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	〃
13		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員	8 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10 番 下 竹 芳 郎 議員
11 番 中 原 重 信 議員	12 番 東 君 子 議員
13 番 清 水 和 弘 議員	14 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長	鷲 山 美津代 書記
大 江 武 史 書記	溝 口 達 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	堂 原 耕 一 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
原 田 博 明 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
神 園 信 二 税務課長	堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
永 江 隆 水道課長	上 園 秀 人 水道課参事
高 山 京 彦 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	小 湊 哲 郎 農政課参事
新屋敷 増 水産商工課参事	松 田 勇 一 市民生活課参事
駒 水 孝 広 農委事務局長兼農業振興係長	平 塚 孝 三 選管事務局長
松 田 章 子 会計管理者兼会計課長	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	丸 山 屋 敏 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
豊 留 信 一 生涯学習課長	田 中 幸 喜 消防長
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長	俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長	

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第4号までの4件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第4号までの4件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額が従前の7割軽減世帯は8.5割軽減、5割軽減世帯は7.5割軽減、2割軽減世帯は6割軽減、軽減のなかった世帯は5割軽減となるものです。

今回の措置で109人の未就学児の軽減がなされ、122万2,750円が措置に要する所要額となるということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市過疎地域持続的発展計画の策定について申し上げます。

本市が策定した過疎地域自立促進計画は令和3年3月で期限を迎えたが、新たに令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法においても本市は引き続き過疎地域に指定されたことを受け、同法や県の過疎地域持続的発展方針、本市の第6次総合振興計画や第2期地方創生総合戦略などの個別計画とも整合性を取りながら新たに枕崎市過疎地域持続的発展計画を策定したということです。計画内容は地域の持続的発展のために実施すべき施策の各分野について、過疎対策に資する取組を掲げているものです。

委員から、本市の産業や新たに認定された薩南海岸県立自然公園についてPR不足ではないかとの質疑があり、同公園についても景観を維持しながらよりよい観光素材としてPRを図っていききたいということです。

また、委員から、公園の整備や火之神公園への周遊ルートにおける火之神地区の養豚場跡地について質疑があり、公園の整備については安心安全な公園づくり事業において老朽化した施設更新を実施しており、最終的には散らばった施設等を1か所に集中して皆さんが楽しめる公園づくりを目指したい。また、養豚場跡地の一部の土地については相続財産管理人との交渉を始めているということです。

また、委員から、今回の計画は139の事業が予定されているが、計画期間中の変更は可能であるかとの質疑があり、これまでの計画と同様、毎年度、事業の見直し、追加を行っていくということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などに関する陳情について申し上げます。

本陳情は、9月定例会で委員会に付託され、9月8日の委員会審査においては、委員から、議員が川内原発に関して勉強や意見交換をするのはいいことであるとの意見、また本議会で20年運転延長の調査、研究、議論の能力が保障されるのかを考えると、責任ある陳情の採択、不採択を判断しなければならず、回答を出すのは時期早計であるため、継続審査が賢明であるとの意見等もあり、採決の結果、賛成多数で継続審査となっていたものです。

12月1日の審査においては、委員から、第1項目については20年運転延長の調査、研究、議論にできる範囲で取り組んでいかなければならない、第2項目の議論の経過、結果等の市民の皆

様へのお知らせについては、専門家でもない議会での議論等をお知らせすることは市民に誤解を与えかねないとの意見等がありました。

本件は、全会一致で第1項目は採択すべきもの、第2項目は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号分煙環境整備に関する陳情について申し上げます。

委員から、所管する公共の場所における公共喫煙場所とは、駅前等の公共的な施設と理解すればよいのかとの質疑があり、健康増進法で明確に喫煙のできない場所は定められており、それ以外の場所だと理解しているとのことです。

また、委員から、自治体が行う一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所定の地方財政措置も講じられているとあるが、本市への財政措置について質疑があり、普通交付税の算定では、基準財政収入額にたばこ税が入るため、基準財政需要額にたばこ税を活用した費用が積算されているかもしれないが、現状、基準財政需要額の算定が細かいところまで示されていないので、何が所定の財政措置をされているのか把握していない。厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」の具体例に沿って整備された施設の整備費用については、財政措置として特別交付税措置がされているとのことです。

本件は、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号から第3号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号及び第63号は原案のとおり可決、陳情第4号は一部採択と決定されました。

次に、日程第4号は、起立により採決いたします。

日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、陳情第5号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第5号から第7号までの3件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉松幸夫産業厚生委員長 登壇]

○吉松幸夫産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第5号から第7号までの3件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第5号枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、健康保険法施行令の一部改正等に伴い、出産育児一時金の額及び加算額を改めようとするものです。

委員から、出産育児一時金の加算額についての質疑があり、加算額は産科医療補償制度における掛金相当分であり、その制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担の補償やその原因分析、産科医療の質の向上などを目的に創設されたものとのことです。

また、委員から、出産育児一時金の増額はできないのかとの質疑があり、出産育児一時金は健康保険法等に基づく保険給付として、出産に要する経済的負担を軽減するため一定の金額が支給

される制度で、今回、出産育児一時金の総額は変更されなかったことから、実質的に4,000円が医療費に充てられる額として増額されるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、市税の課税免除に係る減収補填制度について、対象事業の追加、対象となる設備投資の拡充、取得価額要件の緩和等がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

委員から、今回対象事業の追加となった情報サービス業等とは、本市には幾つぐらいあるのかとの質疑があり、個人事業者については把握できていないが、3社から5社とのことです。

また、委員から、改正に伴う影響について質疑があり、取得価額要件が500万円まで引き下げられたことにより、課税免除の対象が広がるため、その分の申請が見込まれるのではとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市運動場条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、運動場、総合体育館等及び海洋センターの管理を地方自治法第224条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるため、所要の条文の整備をしようとするものであります。

委員から、なぜこのタイミングで指定管理をするのかとの質疑があり、社会体育施設の指定管理については、以前から、民間にできることは民間にという方針があり、4月から新たにスポーツ・文化振興課がスタートし、スポーツを推進するという事を考える中で、民間の力を借りて、新たな体制で効率的な管理やスポーツ振興を進めていきたい。また、来年から令和5年度国民体育大会開催に向けた準備期間に入り、今のスポーツ振興係のマンパワーだけではなく、民間の力を借りて、スポーツの推進を図りたいとのことであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第5号から第7号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号、第61号及び第62号の3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号から第12号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[中原重信予算特別委員長 登壇]

○中原重信予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第8号から第12号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る12月3日に開催し、委員長に中原重信、副委員長に吉松幸夫委員を選出いたしました。

付託された補正予算5件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第8号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）、日

程第9号令和3年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）、日程第10号令和3年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第11号令和3年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第12号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）の5件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号から第12号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号から第58号まで及び議案第65号の5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和3年第7回定例会を閉会いたします。

午前9時52分 閉会

一般質問の要旨

令和3年 第7回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
①豊留 榮子	社会保障制度の充実について	<p>1 国保税、介護保険料の値上げ、後期高齢者医療窓口負担の2倍化、これではますます体調不良でも病院へ行かない人が増え重症化につながる。何のための社会保障制度なのか</p> <p>2 本市として、社会保障の医療制度において住民負担を軽減する施策は考えていないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	コロナ禍での子供たちの生活・学習環境について	<p>1 保育園児・幼稚園児の園内での過ごし方や、休日の過ごし方などを把握しているのか</p> <p>2 小中学生の学校内での学習環境はもとより、休日の過ごし方などを把握しているのか</p> <p>3 タブレットの操作、オンライン授業はしっかりと身につけ活用されているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	コロナ禍での市民生活を支える自治体の役割について	<p>1 PCR検査をいつでもどこでも無料で受けられるように市として取り組むべきではないのか</p> <p>2 コロナ禍で打撃を受けた事業主、商店主等市民を支える支援制度の活用の現状について</p> <p>3 本市におけるスポーツ、芸能、文化を絶やすことなく継承していくためには、市が各団体をしっかりと支えていく必要がある。コロナ禍でもろもろの行事を控えてきたが、今後はどのように考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
②東 君子	コロナ経済対策における商品券について	<p>1 南さつま市では、1,000円で1万円の商品券を発行し市民の方々に大変喜ばれている。本市も同じような商品券を発行することはできないのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="371 479 560 584">カツオを使った商品開発について</p> <p data-bbox="371 831 560 1021">各学校における生理用品の配布等の取組や考え方について</p> <p data-bbox="371 1070 560 1176">安心安全な学校施設の整備について</p> <p data-bbox="371 1697 560 1771">子供議会の開催について</p>	<p data-bbox="576 241 1302 347">2 南さつま市では、J A支所でも購入することができるかと聞いた。本市の商品券は、現在どこで購入することができるのか</p> <p data-bbox="576 479 1302 553">1 カツオを使った商品には、現在、どのような種類があるのか</p> <p data-bbox="576 636 1302 710">2 本市の特産品であるカツオをさらにPRするための新たな取組を考えているのか</p> <p data-bbox="576 831 1302 904">1 現在、子供たちの気持ちに寄り添った生理用品の配布等の対策は取られているのか</p> <p data-bbox="576 1070 1302 1176">1 学校内でけがをしたり、体調が悪くなったり、緊急を要する場合いち早く保護者に伝えることが重要である。保健室の電話回線は万全か</p> <p data-bbox="576 1258 1302 1413">2 雨の影響を受けた中学校の体育大会は、次の日に行われた学校もあれば、水はけが悪く1週間もできなかった学校もあったと聞いた。各学校、運動場の整備は万全なのか</p> <p data-bbox="576 1503 1302 1576">3 老朽化等に伴う施設の整備について、学校現場と教育委員会の連携はどうなっているのか</p> <p data-bbox="576 1697 1302 1771">1 教育現場の中で、現在、政治に関する授業は行われているのか</p> <p data-bbox="576 1854 1302 1973">2 模擬議会を体験することで、政治に関心を持つ子供たちが増えると思う。枕崎の未来のために子供議会を開催する考えはないのか</p>	<p data-bbox="1318 479 1417 584">市 長 副市長 課 長</p> <p data-bbox="1318 831 1417 981">市 長 副市長 教育長 課 長</p> <p data-bbox="1318 1070 1417 1220">市 長 副市長 教育長 課 長</p> <p data-bbox="1318 1697 1417 1848">市 長 副市長 教育長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③立石 幸徳	本市水産業の振興について	1 令和4年度からの新たな漁港漁場整備長期計画の構成案について 2 全国漁港漁場大会の本市開催の誘致について 3 本市における新しい大型冷蔵庫施設の建設について 4 燃油高騰対策について 5 福徳岡ノ場の噴火による軽石大量漂着等対策について	市 長 副市長 課 長
	教育について	1 令和3年度「全国学力・学習状況調査」の本市結果について	市 長 副市長 教育長 課 長
	ごみ収集体制について	1 南薩地区新クリーンセンター稼働後の本市ごみ収集集中継施設の在り方について	市 長 副市長 課 長
④城森 史明	枕崎高校への本市の対応について	1 枕崎高校の生徒数は急激に減少し、来年の入学者は30人未満と予測され、この状況が続けば廃校ということも考えられる。本市もこの状況を真摯に捉え、地方創生の観点から廃校という最悪の事態を招かないための取組をすべきではないのか 2 枕崎高校は県の管轄であるが、生徒の大半は本市の子供たちである。しかも過去において本市の多数の市民が枕崎高校に通い、歴史的にも深い絆がある。文科省の推奨するコンソーシアムの観点からも連携を強化し生徒数の増加を図るべきと思うがどのように考えているのか 3 文科省も地域の課題や魅力に着目した実践的な学びを推奨している。本市が率先して枕崎高校と連携	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	サツマイモ基腐病について	<p>し魅力ある高校とするために支援するべきではないのか</p> <p>1 基腐病の発生から3年目になるが、残念ながらますます被害が拡大している。対策の基本は「持ち込まない、増やさない、残さない」とのことで具体的なマニュアルも存在しているが、現場での実践状況及び効果はどうか</p> <p>2 「残さない」とあるが、圃場から発病芋を持ち出すことはできても完全に糸状菌を持ち出すことは不可能である。糸状菌を死滅させる方法はあるのか</p> <p>3 南薩地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチームをつくり対応しているとのことだが、本市はどのような連携をしているのか</p> <p>4 有効な解決策が見つからない現状で最も重要なことは、現場における発生状況の分析だと思うが、どのように実施されているのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑤下竹 芳郎	リニューアルされた市立図書館の活用について	<p>1 この2年間のコロナ禍で生活様式は一変した。どのような目的、考え方で改修整備を行ったのか</p> <p>2 リニューアルオープンして8か月がたとうとしている。9月末までまん延防止等重点措置が取られていたが利用状況はどうか</p> <p>3 アフターコロナに向け、たくさんの市民に利用してもらうために今後こういった取組を行うのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	南溟館の活用について	<p>1 現在、収蔵庫増築工事等が行われているが、今後こういった整備を行って交流人口を増やすのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	コロナ支援について	<p>2 第6次総合振興計画の後期基本計画の中にある施策の概要で南浜館周辺地域は「景観を生かし楽しく散策できる芸術の森を目指す」とあるが具体的な計画はあるのか</p> <p>3 来年、開催が予定されている第3回枕崎国際芸術賞展の展望は</p> <p>1 4回目の枕崎市事業者応援資金は締切りが12月10日までになっているが途中経過はどうなっているのか</p> <p>2 現在、コロナ感染症の感染状況が小康状態にあるが、経済状況はまだまだ厳しいところである。今後の支援策は考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑥禰占 通男	土砂災害について	<p>1 国の盛土総点検による県内の状況・進捗はどのようになっているのか</p> <p>2 県の許可・届出資料・航空写真を基に盛土の可能性を推定したデータによることとなっている。 (1) 市町村別の内訳はどのようになっているのか (2) 本市の対象箇所はどのようになっているのか</p> <p>3 土砂災害警戒区域指定の要件はどのようになっているのか</p> <p>4 残土処理目的や林地開発の盛土規制はどのようになっているのか</p> <p>5 崩落が発生する目安・判断や安全対策はどのようになっているのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦清水 和弘	文化財の管理と活用について	<p>6 開発許可申請以外の開発物件の扱いはどうなるのか</p> <p>1 本市が所有する埋蔵文化財や郷土資料などの文化財はどのようなものがあるのか</p> <p>2 文化財の活用について</p> <p>3 文化財の適正な管理について</p> <p>4 文化財に対する組織や体制の充実について</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	スポーツ・文化振興課について	<p>1 文化課と保健体育課が統合され、スポーツ・文化振興課となって半年が過ぎたが具体的にどのように変わったのか</p> <p>2 市民の中には、「入りづらくなり前のほうがよかった」という意見を聞くが、担当課は市民からの意見を聞いたことがあるのか</p> <p>3 新しいスポーツ・文化振興課の事務所は人が密ではないのか</p> <p>4 専門職員の充実について</p>	市 長 副市長 課 長
	行政職員の在り方について	<p>1 本市職員の市民ファーストについてどうあるべきか</p> <p>2 行政職員とは、アンテナを高くし良質の情報収集に努め、自己保身に走るのではなく献身の心で業務に努めるべきであるが、その在り方についてどのように考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑧眞茅 弘美	サツマイモ基腐病対策について	<p>3 実効性を確実にするため、議会での質問や提案においてルールが制度化されていないため、役人の逃げ道になっている。意識のずれや不信感をなくするために改革する意識はないのか</p> <p>4 職員の意識の持ち方などは、トヨタ式の仕事術である「できる」「できない」よりも「まずやってみる」の考え方を採用し、危機感を持ち変革の知恵を出すことで行政状況は大きく改善すると考える。実践する考えはないのか</p> <p>1 今年も基腐病により多くの被害が予測されるが被害面積を確認しているのか。また、昨年と比較しての増減はどの程度か</p> <p>2 今年3月サツマイモ基腐病の殺菌剤として登録されたアミスター20フロアブルの効果はあったのか。また、蔓延防止のための具体的な対策や解決方法について検討や議論は進んでいるのか</p> <p>3 種芋の消毒方法として蒸熱処理が有効と農水省が発表しているが、今後本市としての取組は検討しないのか</p> <p>4 基腐病菌に侵された残渣を圃場外に持ち出すよう指導がなされている。各農家は廃棄場所の確保に困っているが市では確保できないのか</p> <p>5 基幹産業である農家の経営継続が危ぶまれているが、今を乗り切るために機械導入助成を拡充する考えはないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	交通弱者対策について	<p>1 交通弱者に対するタクシー運賃の助成を行っているが利用状況は。また、利用者から意見や要望は届いていないのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑨沖園 強	総合振興計画 と農業振興策 について	<p>2 市長の施政方針でタクシー運賃の助成は将来のデ マンド型乗合タクシーの仕組みづくりにつなげてい くとありますが、進捗状況は</p> <p>3 今後も高齢化が進むため通院や買物など多面的角 度からも利便性の高いデマンド型乗合タクシーの運 行を早期に進めるべきではないか</p> <p>1 サツマイモ基腐病のかんしょ生産性向上緊急支援 事業の対応実績について</p> <p>2 カンショ種芋更新や健苗（バイオ苗）の供給体制 について</p> <p>3 カンショ作付の早進化対策について</p> <p>4 カンショ貯蔵（キュアリング・蒸熱処理）施設の 必要性について</p> <p>5 カンショを廃作する農家数の予測について</p> <p>6 転作・輪作における奨励作物について</p> <p>7 転作・輪作に必要な新たな機材の共同利用施策に ついて</p> <p>8 土壌改良（堆肥散布等）の対応策について</p> <p>9 枕崎市クリーン堆肥センターの活用について</p> <p>10 枕崎市クリーン堆肥センターの堆肥の肥料主成分 と有害成分について</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>11 下水道汚泥や生ごみなどの堆肥化と有効活用について</p> <p>12 下水道汚泥の肥料性状（主成分と有害成分）について</p> <p>13 市道伐採等の草木の有効活用策について</p> <p>14 県内の農業公社の取組と必要性について</p>	

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 吉 松 幸 夫

枕崎市議会議員 豊 留 榮 子